（別紙８）

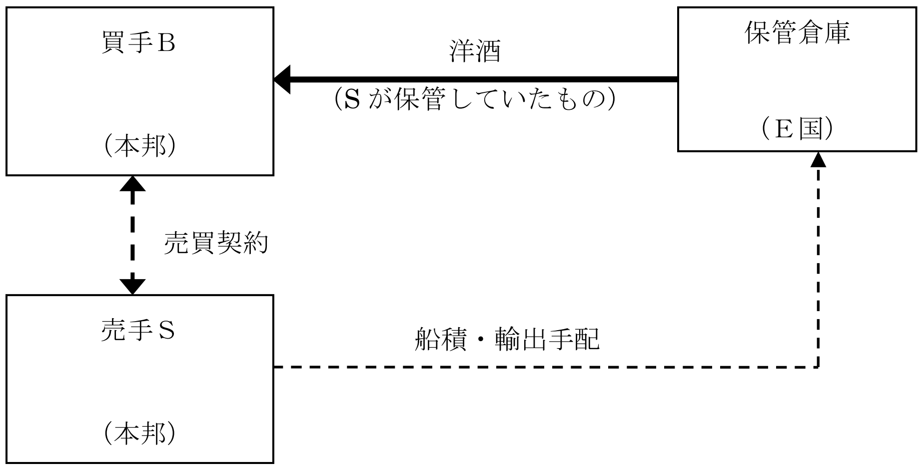
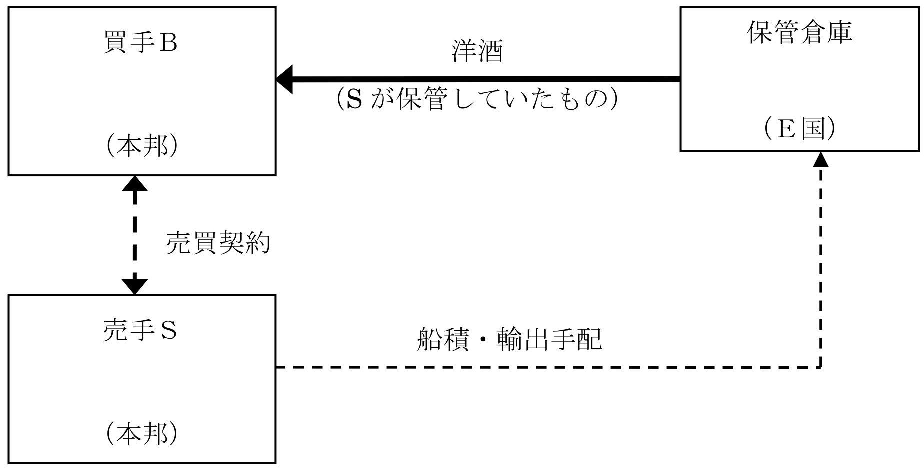
新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成 19 年 6 月 26 日財関第 876 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（別紙） 関税評価に関する取扱事例 １．関税定率法第４条関係 (1)　関税定率法第４条第１項関係 イ　（省略） ロ　関税定率法第４条各号関係 (イ)　（省略） (ロ)　関税定率法第４条第１項第４号に規定する特許権等の使用に伴う対価の取扱いについて （事例 20）～（事例 31）（省略） (ハ)　関税定率法第４条第１項第５号に規定する売手帰属収益の取扱いについて （事例 32）～（事例 33）（省略） (2)　（省略） ２．～４．　（省略）	（別紙） 関税評価に関する取扱事例 １．関税定率法第４条関係 (1)　関税定率法第４条第１項関係 イ　（同左） ロ　関税定率法第４条各号関係 (イ)　（同左） (ロ)　関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」の解釈について （事例 20）～（事例 24）（同左） (ハ)　関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入取引の条件」の解釈について （事例 25）～（事例 29）（同左） (ニ)　関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入取引の条件」に対する「特殊関係」の影響について （事例 30）～（事例 31）（同左） (ホ)　関税定率法第４条第１項第５号に規定する売手帰属収益の取扱いについて （事例 32）～（事例 33）（同左） (2)　（同左） ２．～４．　（同左）

新旧対照表

改正後	改正前
（事例１）輸入貨物（洋酒）が本邦に所在する買手と売手との間の売買契約に基づき外国から本邦へ輸入される場合  【事実関係】 １．本邦の買手Ｂは、特殊関係にない本邦の売手Ｓと締結した売買契約に基づき、売手ＳがＥ国において保管している洋酒を購入（輸入）する。 ２．上記売買契約に基づき、売手Ｓは、上記洋酒のＥ国からの船積み及び輸出に必要な手配を行い、当該洋酒は買手Ｂにより本邦に輸入される。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、本邦に所在する買手Ｂと売手Ｓとの間の売買は、関税定率法第４条第 1 項に規定する「輸入取引」と認められるか。 【答】 １．買手Ｂは、上記輸入貨物をＥ国から本邦に到着させるために売手Ｓと売買契約を締結し、当該売買契約に基づき当該輸入貨物が現実に本邦に到着している。したがって、買手Ｂと売手Ｓとの間の売買は関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められる。 ２．なお、売手ＳがＥ国、本邦又は第三国のいずれに所在するかという事実は、輸入取引の認定には影響を与えない。	（事例１）輸入貨物（洋酒）が本邦に所在する買手と売手との間の売買契約に基づき外国から本邦へ輸入される場合  【事実関係】 １．本邦の買手Ｂは、特殊関係にない本邦の売手Ｓと締結した売買契約に基づき、売手ＳがＥ国において保管している洋酒を購入（輸入）する。 ２．上記売買契約に基づき、売手Ｓは、上記洋酒のＥ国からの船積み及び輸出に必要な手配を行い、当該洋酒は買手Ｂにより本邦に輸入される。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、本邦に所在する買手Ｂと売手Ｓとの間の売買は、関税定率法第４条第 1 項に規定する「輸入取引」と認められるか。 【答】 １．買手Ｂは、上記輸入貨物をＥ国から本邦へ引き取るために売手Ｓと売買契約を締結し、当該売買契約に基づき現実に当該貨物を輸入している。したがって、買手Ｂと売手Ｓとの間の売買は関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められる。 ２．なお、売買が特定の輸出国において行われる必要はなく、売手ＳがＥ国、本邦又は第三国のいずれに所在するかという事実は、輸入取引の認定には影響を与えない。

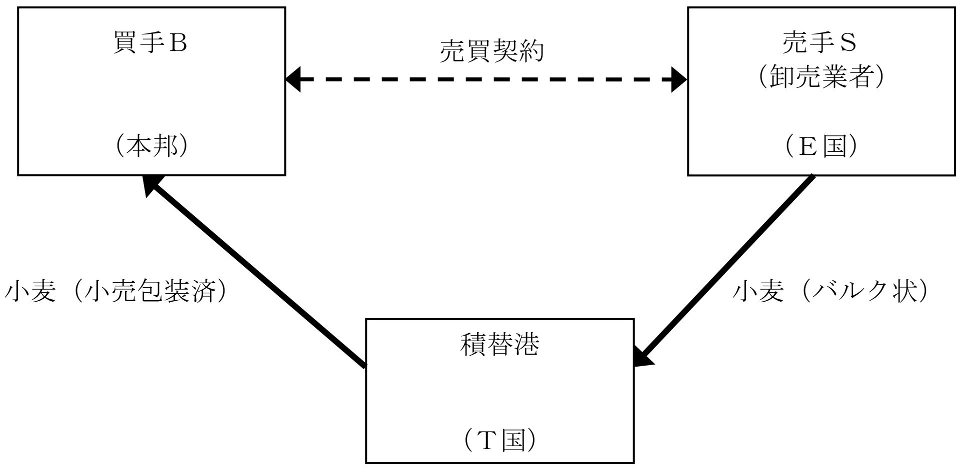
新旧対照表

改正後	改正前
【関係法令通達】 　関税定率法第４条第１項本文、関税定率法基本通達４－１ 注記 　本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	【関係法令通達】 　関税定率法第４条第１項本文、関税定率法基本通達４－１ 注記 　本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

新旧対照表

改正後

（事例２）輸入貨物（小麦）が第三国の積替港において売手により小売用に包装された後に本邦に輸入される場合



【事実関係】

本邦の穀物販売業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の穀物卸売業者Ｓ（売手Ｓ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｓから小売用に包装された小麦を購入（輸入）する。当該輸入貨物は、Ｅ国からバルク状で船積みされた後、Ｔ国の積替港において売手Ｓの費用負担により容器詰め及び包装が行われた後、本邦に輸入される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、買手Ｂと売手Ｓとの売買は、関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められるか。

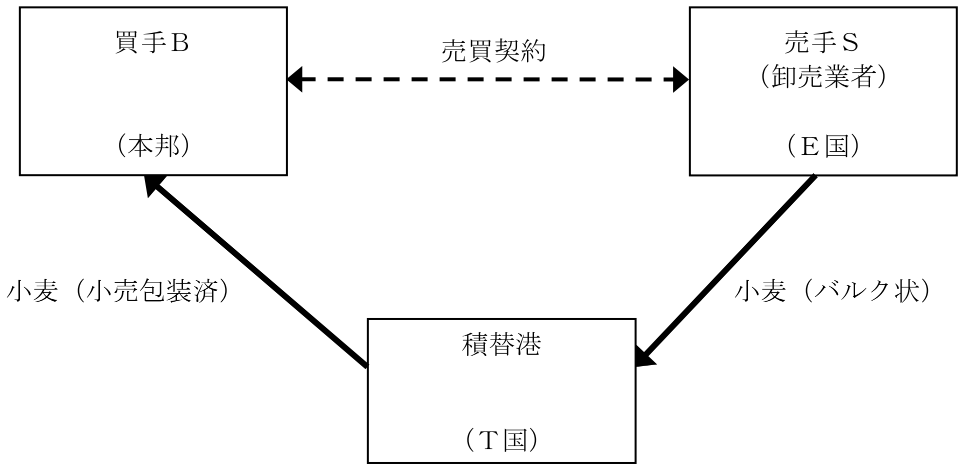
【答】

１．買手Ｂは、上記輸入貨物を外国から本邦に到着させるために売手Ｓと売買契約を締結し、当該売買契約に基づき、当該輸入貨物が現実に本邦に到着している。したがって、買手Ｂと売手Ｓとの間の売買は関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められる。

２．なお、輸出国がＥ国であるかＴ国であるかは、輸入取引の認定には影響を与えない。

改正前

（事例２）輸入貨物（小麦）が第三国の積替港において売手により小売用に包装された後に本邦に輸入される場合



【事実関係】

本邦の穀物販売業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の穀物卸売業者Ｓ（売手Ｓ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｓから小売用に包装された小麦を購入（輸入）する。当該輸入貨物は、Ｅ国からバルク状で船積みされた後、Ｔ国の積替港において売手Ｓの費用負担により容器詰め及び包装が行われた後、本邦に輸入される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、買手Ｂと売手Ｓとの売買は、関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められるか。

【答】

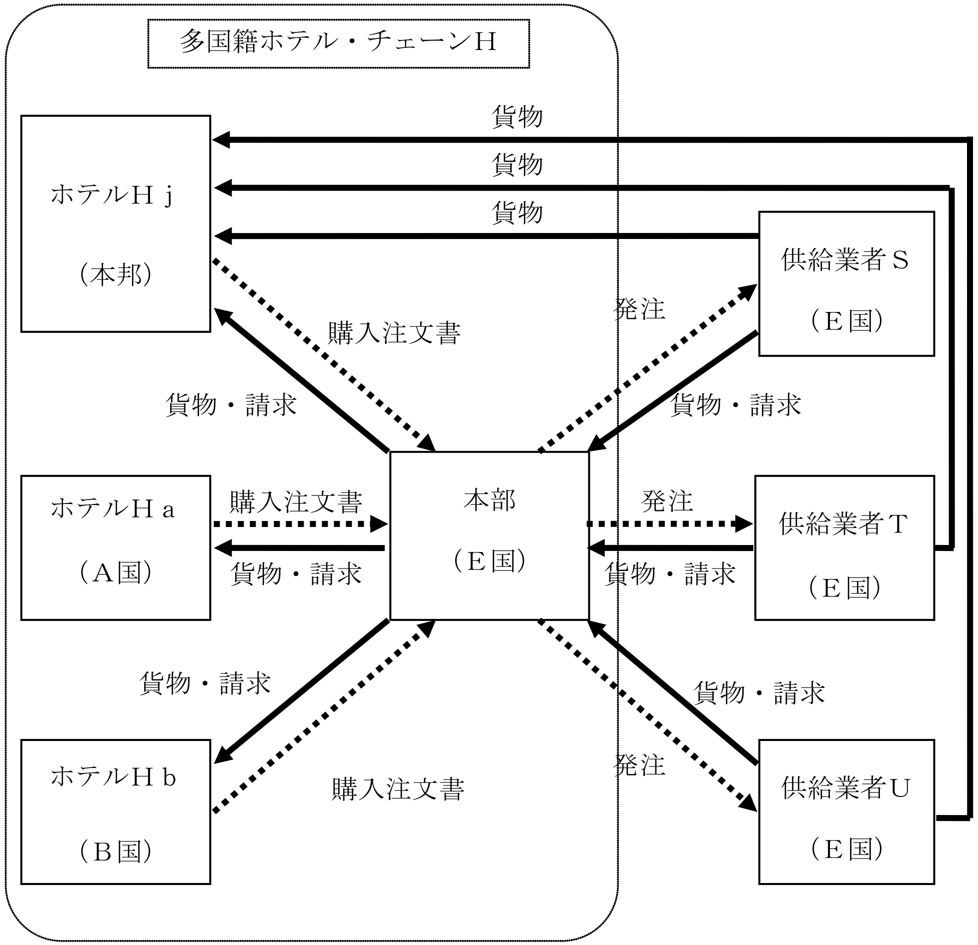
１．買手Ｂは、上記輸入貨物を外国から本邦へ引き取るために売手Ｓと売買契約を締結し、当該売買契約に基づき、現実に当該貨物を輸入している。したがって、買手Ｂと売手Ｓとの間の売買は関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められる。

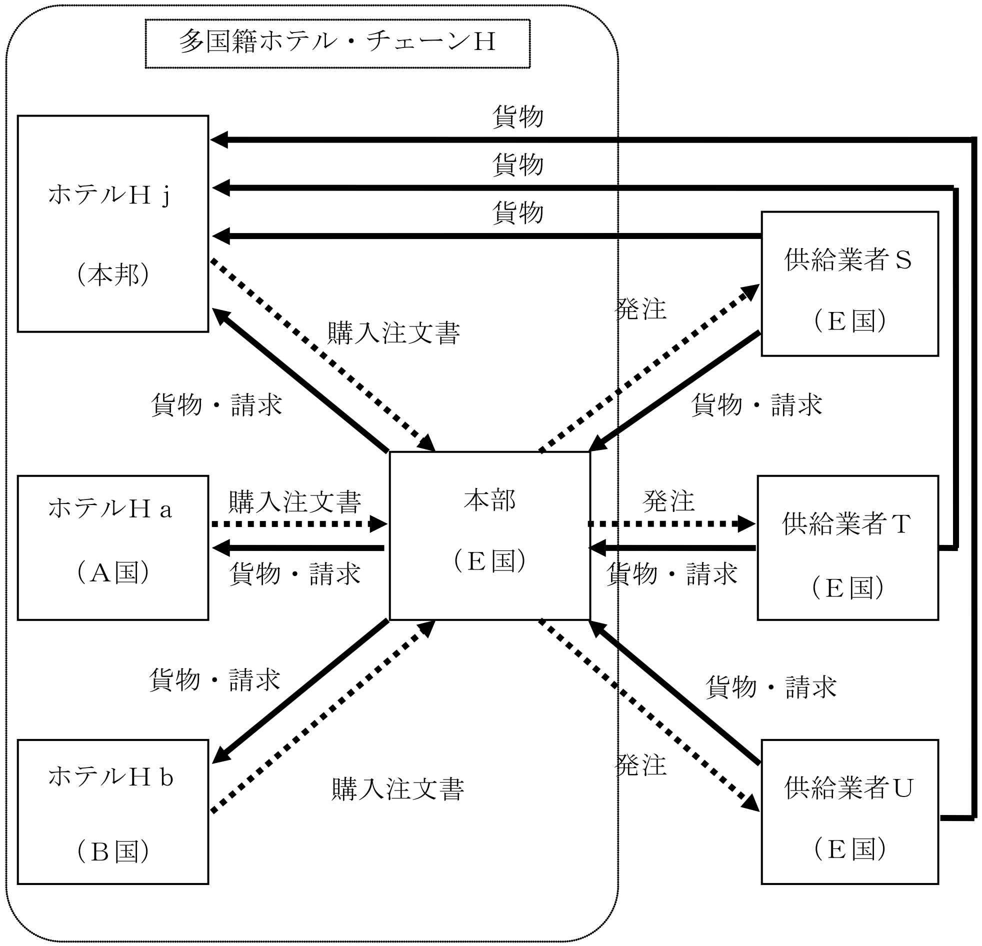
２．なお、輸出国がＥ国であるかＴ国であるかは、輸入取引の認定には影響を与えない。

新旧対照表

改正後	改正前
【関係法令通達】 　関税定率法第４条第１項本文、関税定率法基本通達４－１ 注記 　本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	【関係法令通達】 　関税定率法第４条第１項本文、関税定率法基本通達４－１ 注記 　本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（事例３）輸入貨物（ホテルの備品）が外国から本邦へ輸入される前に当該貨物について複数の売買が行われる場合


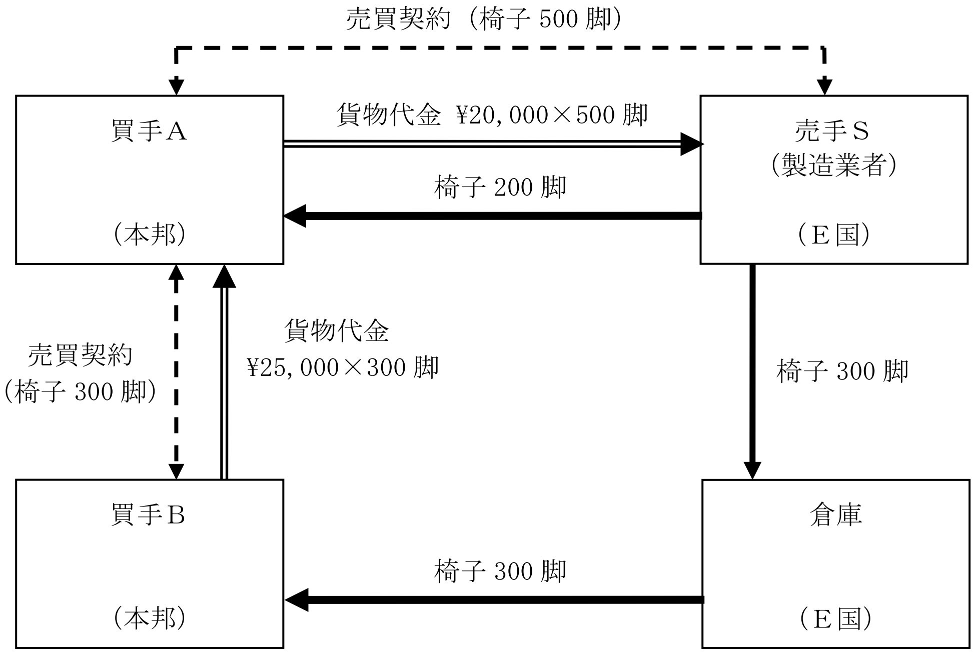
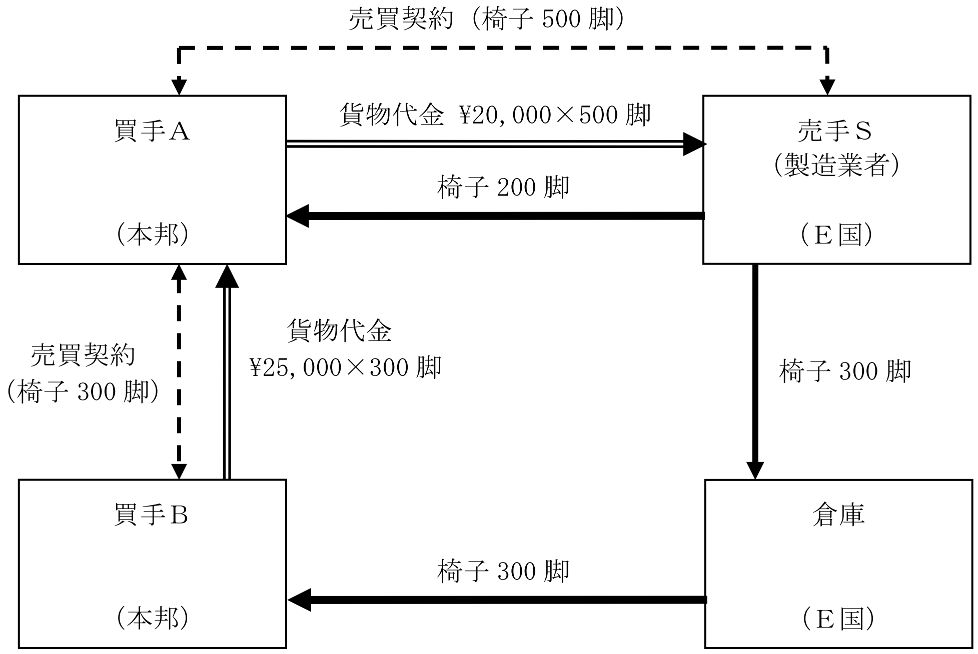
【事実関係】
１．本邦のホテルＨｊ、Ａ国のホテルＨａ及びＢ国のホテルＨｂは、いずれもＥ国に本部を置く多国籍ホテル・チェーンＨに属しているが、各々独自の法人格を有している。毎年初めに、ホテルＨｊ、ホテルＨａ及びホテルＨｂは、Ｅ国の本部に、業務上必要な各種備品の購入注文書を提出する。</td><td>（事例３）輸入貨物（ホテルの備品）が外国から本邦へ輸入される前に当該貨物について複数の売買が行われる場合


【事実関係】
１．本邦のホテルＨｊ、Ａ国のホテルＨａ及びＢ国のホテルＨｂは、いずれもＥ国に本部を置く多国籍ホテル・チェーンＨに属しているが、各々独自の法人格を有している。毎年初めに、ホテルＨｊ、ホテルＨａ及びホテルＨｂは、Ｅ国の本部に、業務上必要な各種備品の購入注文書を提出する。本部は各ホテルからの全ての注文を取り纏めのうえ、Ｅ国の複数の供給業</td></tr>
</table>

新旧対照表

改正後	改正前
本部は各ホテルからの全ての注文を取り纏めのうえ、Ｅ国の複数の供給業者に発注を行う。 ２．発注された備品は、供給業者から各ホテルに直接輸出される場合と、供給業者から本部に納品された後に本部から各ホテルに輸出される場合とがあるが、いずれの場合も供給業者は本部に対して請求書を送付し、本部から支払を受ける。本部は、供給業者からの購入価格に経費及び利潤を上乗せした額を各ホテルに請求し、各ホテルより支払を受ける。 【問】 本邦に所在するホテルＨｊが輸入する上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められるのは、ホテルＨｊと本部との間の売買か、本部と供給業者との間の売買か。 【答】 １．ホテルＨｊは、上記輸入貨物をＥ国から本邦<u>に到着させる</u>ために本部に購入注文書を提出し、本部との売買に基づき<u>当該輸入貨物</u>が現実に<u>本邦に到着</u>している。したがって、ホテルＨｊと本部との間の売買が関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められる。 ２．なお、Ｅ国に所在する本部と供給業者との間の売買は当該備品の国際移動をもたらすものではなく輸出国における国内取引である。<u>また、本部が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であることからも「輸入取引」に該当しない。</u> 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項本文、関税定率法基本通達４－１ 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	者に発注を行う。 ２．発注された備品は、供給業者から各ホテルに直接輸出される場合と、供給業者から本部に納品された後に本部から各ホテルに輸出される場合とがあるが、いずれの場合も供給業者は本部に対して請求書を送付し、本部から支払を受ける。本部は、供給業者からの購入価格に経費及び利潤を上乗せした額を各ホテルに請求し、各ホテルより支払を受ける。 【問】 本邦に所在するホテルＨｊが輸入する上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められるのは、ホテルＨｊと本部との間の売買か、本部と供給業者との間の売買か。 【答】 １．ホテルＨｊは、上記輸入貨物をＥ国から本邦<u>へ引き取る</u>ために本部に購入注文書を提出し、本部との売買に基づき現実に<u>当該貨物を輸入</u>している。したがって、ホテルＨｊと本部との間の売買が関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められる。 ２．なお、Ｅ国に所在する本部と供給業者との間の売買は当該備品の国際移動をもたらすものではなく輸出国における国内取引である。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項本文、関税定率法基本通達４－１ 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

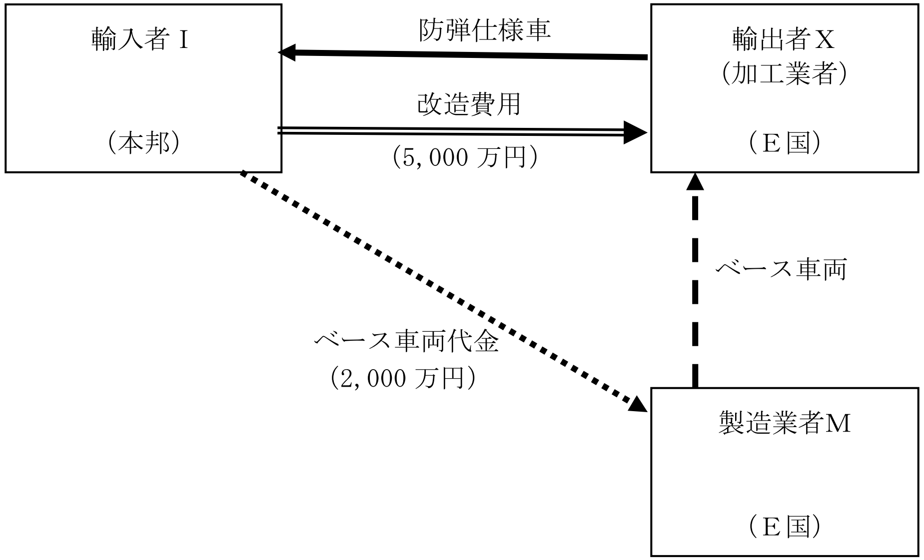
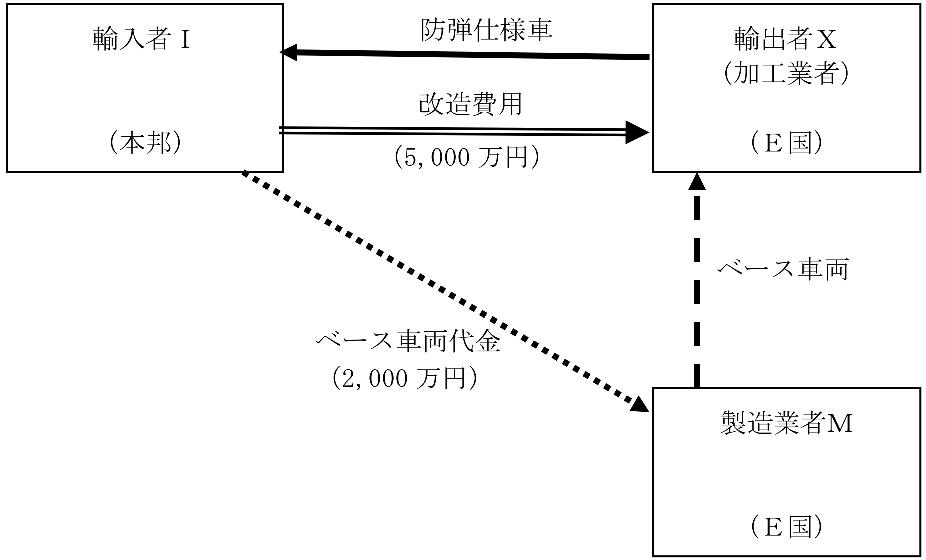
新旧対照表

改正後	改正前
（事例４）本邦に所在する買手が購入した外国貨物（椅子）の一部が直ちに本邦に輸入され、残りが本邦に所在する第三者に再販売後に輸入される場合	（事例４）本邦に所在する買手が購入した外国貨物（椅子）の一部が直ちに本邦に輸入され、残りが本邦に所在する第三者に再販売後に輸入される場合
 	
【事実関係】 １．本邦の家具卸売業者Ａ（買手Ａ）は、特殊関係にないＥ国の製造業者Ｓ（売手Ｓ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｓから椅子 500 脚を単価２万円で購入した。 ２．買手Ａは売手Ｓに対し、購入した椅子 500 脚のうち、200 脚については本邦へ向けて買手Ａを荷受人として輸出し、残りの 300 脚についてはＥ国内の倉庫に送るよう指図した。 ３．その後、買手Ａは、特殊関係にない本邦の家具販売業者Ｂ（買手Ｂ）との間で、Ｅ国内の倉庫で保管していた椅子 300 脚を単価２万５千円で販売する契約を締結し、Ｅ国の倉庫業者に対し、当該椅子を本邦へ向けて買手Ｂを荷受人として輸出するよう指図した。 （注） 上記の価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。	【事実関係】 １．本邦の家具卸売業者Ａ（買手Ａ）は、特殊関係にないＥ国の製造業者Ｓ（売手Ｓ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｓから椅子 500 脚を単価２万円で購入した。 ２．買手Ａは売手Ｓに対し、購入した椅子 500 脚のうち、200 脚については本邦へ向けて買手Ａを荷受人として輸出し、残りの 300 脚についてはＥ国内の倉庫に送るよう指図した。 ３．その後、買手Ａは、特殊関係にない本邦の家具販売業者Ｂ（買手Ｂ）との間で、Ｅ国内の倉庫で保管していた椅子 300 脚を単価２万５千円で販売する契約を締結し、Ｅ国の倉庫業者に対し、当該椅子を本邦へ向けて買手Ｂを荷受人として輸出するよう指図した。 （注） 上記の価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

新旧対照表

改正後	改正前
【問】 買手Ａが輸入する上記輸入貨物（椅子 200 脚）及び買手Ｂが輸入する上記輸入貨物（椅子 300 脚）の課税価格を計算するにあたり、関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められるのは、売手Ｓと買手Ａとの間の売買か、買手Ａと買手Ｂとの間の売買か。 【答】 １．買手Ａによる輸入（椅子 200 脚） 買手Ａは、売手Ｓとの売買において、椅子 200 脚をＥ国から本邦に到着させるために売手Ｓへ指図し、当該売買に基づき当該輸入貨物が現実に本邦に到着している。したがって、売手Ｓと買手Ａとの間の売買（単価２万円）が関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められる。 ２．買手Ｂによる輸入（椅子 300 脚） 買手Ａは、売手Ｓとの売買において、椅子 300 脚をＥ国の倉庫へ送るように指図していることから、椅子 300 脚の売買は本邦に到着させることを目的として行われた売買ではない。 また、売手Ｓと買手Ａとの間の売買（単価２万円）により当該貨物が現実に本邦に到着していないことから、当該売買は関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められない。 買手Ｂは、当該貨物をＥ国から本邦に到着させるために買手Ａと売買契約を締結し、当該売買契約に基づき当該輸入貨物が現実に本邦に到着している。したがって、買手Ａと買手Ｂとの間の売買（単価２万５千円）が関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められる。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項本文、関税定率法基本通達４－１ 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	【問】 買手Ａが輸入する上記輸入貨物（椅子 200 脚）及び買手Ｂが輸入する上記輸入貨物（椅子 300 脚）の課税価格を計算するにあたり、関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められるのは、売手Ｓと買手Ａとの間の売買か、買手Ａと買手Ｂとの間の売買か。 【答】 １．買手Ａによる輸入（椅子 200 脚） 買手Ａは、売手Ｓとの売買において、椅子 200 脚をＥ国から本邦へ引き取るために売手Ｓへ指図し、当該売買に基づき現実に当該貨物を輸入している。したがって、売手Ｓと買手Ａとの間の売買（単価２万円）が関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められる。 ２．買手Ｂによる輸入（椅子 300 脚） 買手Ａは、売手Ｓとの売買において、椅子 300 脚をＥ国の倉庫へ送るように指図していることから、椅子 300 脚の売買は本邦へ引き取ることを目的として行われた売買ではない。 また、買手Ａは現実に当該貨物を輸入していないことから、売手Ｓと買手Ａとの間の売買（単価２万円）は関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められない。 買手Ｂは、当該貨物をＥ国から本邦へ引き取るために買手Ａと売買契約を締結し、当該売買契約に基づき現実に当該貨物を輸入している。したがって、買手Ａと買手Ｂとの間の売買（単価２万５千円）が関税定率法第４条第１項に規定する「輸入取引」と認められる。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項本文、関税定率法基本通達４－１ 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

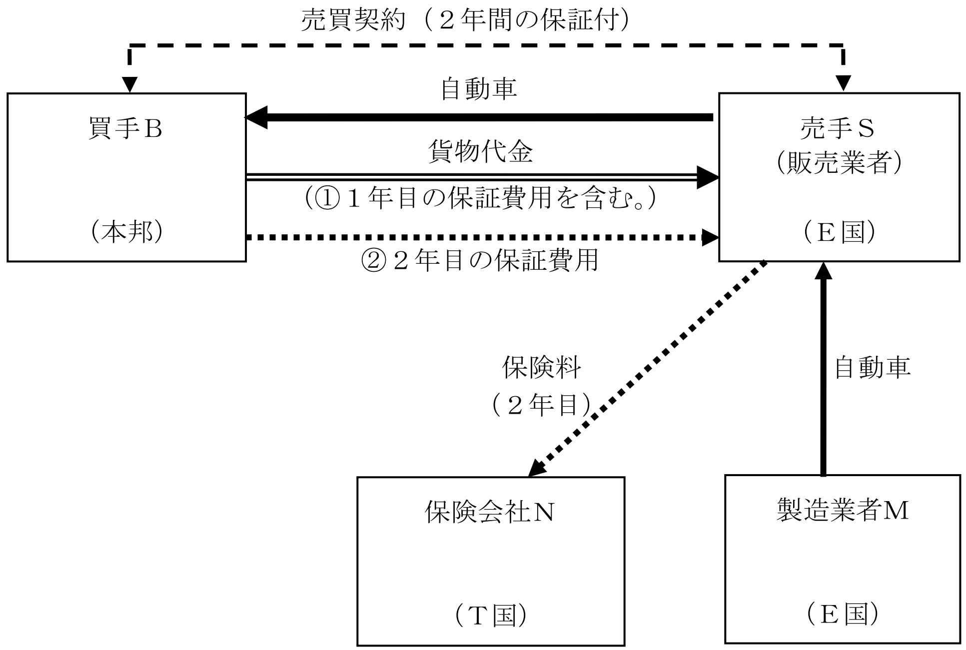
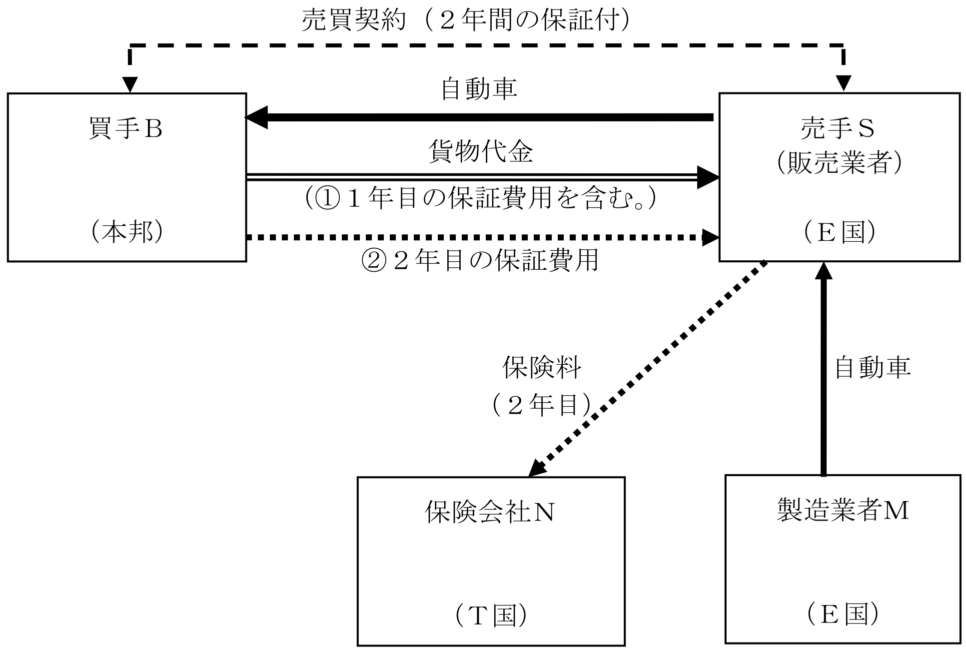
新旧対照表

改正後	改正前
（事例５）加工契約に基づき輸入される輸入貨物（防弾仕様車）に係る課税価格の計算方法  【事実関係】 １．本邦の特殊車両販売会社Ｉ（輸入者Ｉ）は、特殊関係にないＥ国の自動車特殊加工業者Ｘ（輸出者Ｘ）との間で締結した加工契約（加工役務提供契約）に基づき、輸出者Ｘから防弾車 10 台を輸入する。 ２．当該輸入貨物は、輸入者ＩがＥ国の自動車製造業者Ｍから購入し輸出者Ｘに無償提供したベース車両に、輸出者Ｘの工場において当該加工契約に基づき防弾加工が施されたものである。 ３．輸入者Ｉは、防弾加工の対価として輸出者Ｘに対し総額 5,000 万円を支払い、ベース車両代（輸出者Ｘの工場までの輸送費用を含む。）として製造業者Ｍに対し総額 2,000 万円を支払う。 ４．また、輸入者Ｉは、上記輸入貨物に係るＥ国から本邦までの運送について自ら手配し、当該運送に係る海上運賃及び保険料 500 万円を負担している。 （注）　上記の費用の額及び価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜	（事例５）加工契約に基づき輸入される輸入貨物（防弾仕様車）に係る課税価格の計算方法  【事実関係】 １．本邦の特殊車両販売会社Ｉ（輸入者Ｉ）は、特殊関係にないＥ国の自動車特殊加工業者Ｘ（輸出者Ｘ）との間で締結した加工契約（加工役務提供契約）に基づき、輸出者Ｘから防弾車 10 台を輸入する。 ２．当該輸入貨物は、輸入者ＩがＥ国の自動車製造業者Ｍから購入し輸出者Ｘに無償提供したベース車両に、輸出者Ｘの工場において当該加工契約に基づき防弾加工が施されたものである。 ３．輸入者Ｉは、防弾加工の対価として輸出者Ｘに対し総額 5,000 万円を支払い、ベース車両代（輸出者Ｘの工場までの輸送費用を含む。）として製造業者Ｍに対し総額 2,000 万円を支払う。 ４．また、輸入者Ｉは、上記輸入貨物に係るＥ国から本邦までの運送について自ら手配し、当該運送に係る海上運賃及び保険料 500 万円を負担している。 （注）　上記の費用の額及び価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜

新旧対照表

改正後	改正前
上設定した架空のものである。 【問】 上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。 【答】 １．上記輸入貨物は、輸入者Ｉと輸出者Ｘとの間の加工契約に基づき輸入されるものであり、売買契約により輸入されるものではない。 ２．しかしながら、上記のように加工契約に基づき加工された貨物が当該加工契約に基づき本邦に到着することとなる場合には、関税定率法第４条第３項の規定により、輸入者Ｉ（委託者）を買手、輸出者Ｘ（受託者）を売手、当該加工の対価として現実に支払われる額を現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれみなし、上記輸入貨物は輸入取引により輸入されるものとして取り扱われる。 ３．したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第４条第１項の規定により計算されることとなる。具体的には、輸入者Ｉから輸出者Ｘへの現実支払価格（加工の対価5,000 万円）に、輸入者Ｉから輸出者Ｘに無償提供されたベース車両に要した費用（2,000 万円）を関税定率法第４条第１項第３号イに該当する費用として加算し、さらに、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要した費用（500 万円）を加えた額（7,500 万円）が、上記輸入貨物の課税価格となる。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項本文、同項第３号イ、同条第３項、関税定率法基本通達４－１ 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	上設定した架空のものである。 【問】 上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。 【答】 １．上記輸入貨物は、輸入者Ｉと輸出者Ｘとの間の加工契約に基づき輸入されるものであり、売買契約により輸入されるものではない。 ２．しかしながら、上記のように加工契約に基づき貨物が輸入される場合には、輸入者Ｉ（委託者）と輸出者Ｘ（受託者）との間で加工賃を対価として当該輸入貨物の売買が行われたものとみなし、上記輸入貨物は輸入取引により輸入されるものとして取り扱われる。 ３．したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第４条第１項の規定により計算されることとなる。具体的には、輸入者Ｉから輸出者Ｘへの現実支払価格（加工賃5,000 万円）に、輸入者Ｉから輸出者Ｘに無償提供されたベース車両に要した費用（2,000 万円）を関税定率法第４条第１項第３号イに該当する費用として加算し、さらに、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要した費用（500 万円）を加えた額（7,500 万円）が、上記輸入貨物の課税価格となる。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項本文、同項第３号イ、関税定率法基本通達４－１ 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（事例13）輸入貨物に係る保証費用

【事実関係】
１．本邦の自動車販売業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の自動車販売業者Ｓ（売手Ｓ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｓから自動車を購入（輸入）する。当該自動車は、Ｅ国の製造業者Ｍが製造したものである。
２．買手Ｂと売手Ｓとの上記契約において、上記輸入貨物に係る保証について以下のとおり取り決められている。
(1)　買手Ｂが購入する当該輸入貨物に対して２年間の保証（スペアパーツと修理）が付される。
(2)　最初の１年間の保証費用は買手Ｂが売手Ｓに支払う当該輸入貨物の仕入書価格に含まれている。
(3)　２年目の保証費用については、当該輸入貨物の船積後に売手Ｓから買手Ｂに対し請求書が送付され、当該輸入貨物の仕入書価格とは別に</td><td>（事例13）輸入貨物に係る保証費用

【事実関係】
１．本邦の自動車販売業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の自動車販売業者Ｓ（売手Ｓ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｓから自動車を購入（輸入）する。当該自動車は、Ｅ国の製造業者Ｍが製造したものである。
２．買手Ｂと売手Ｓとの上記契約において、上記輸入貨物に係る保証について以下のとおり取り決められている。
(1)　買手Ｂが購入する当該輸入貨物に対して２年間の保証（スペアパーツと修理）が付される。
(2)　最初の１年間の保証費用は買手Ｂが売手Ｓに支払う当該輸入貨物の仕入書価格に含まれている。
(3)　２年目の保証費用については、当該輸入貨物の船積後に売手Ｓから買手Ｂに対し請求書が送付され、当該輸入貨物の仕入書価格とは別に</td></tr>
</table>

新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>買手Ｂが売手Ｓに支払う。当該保証費用の額は、２年目の保証期間中における請求及び補償の有無と関係がなく、確定している。
３．売手Ｓは、Ｔ国の保険会社Ｎと買手Ｂに対する２年目の保証に係る保険契約を締結する。当該契約によると、保険会社Ｎは上記輸入貨物の２年目の保証に関するすべての請求につき、直接買手Ｂに対し全面的な補償を行う。保険会社Ｎは売手Ｓから保険料を受取る。
４．請求及び補償については、最初の１年目は製造業者Ｍと買手Ｂとの間で直接行われ、２年目は保険会社Ｎと買手Ｂとの間で行われる。
５．買手Ｂと売手Ｓとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第４条第２項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第４条第１項により計算される。

【問】
上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、
①　仕入書価格に含まれた１年目の保証費用
②　仕入書価格とは別に売手Ｓに支払われる２年目の保証費用
は、それぞれどのように取り扱われるか。

【答】
買手Ｂが売手Ｓに支払う上記①及び②の保証費用は、いずれも上記輸入貨物に係る<u>取引の状況その他の事情からみて、</u>買手Ｂが売手Ｓに<u>当該輸入貨物の輸入取引をするために</u>支払うものであることから、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。

【関係法令通達】
関税定率法第４条第１項、関税定率法施行令第１条の４、関税定率法基本通達４－２、同基本通達４－２の２、同基本通達４－２の４

注記
本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</td><td>買手Ｂが売手Ｓに支払う。当該保証費用の額は、２年目の保証期間中における請求及び補償の有無と関係がなく、確定している。
３．売手Ｓは、Ｔ国の保険会社Ｎと買手Ｂに対する２年目の保証に係る保険契約を締結する。当該契約によると、保険会社Ｎは上記輸入貨物の２年目の保証に関するすべての請求につき、直接買手Ｂに対し全面的な補償を行う。保険会社Ｎは売手Ｓから保険料を受取る。
４．請求及び補償については、最初の１年目は製造業者Ｍと買手Ｂとの間で直接行われ、２年目は保険会社Ｎと買手Ｂとの間で行われる。
５．買手Ｂと売手Ｓとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第４条第２項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第４条第１項により計算される。

【問】
上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、
①　仕入書価格に含まれた１年目の保証費用
②　仕入書価格とは別に売手Ｓに支払われる２年目の保証費用
は、それぞれどのように取り扱われるか。

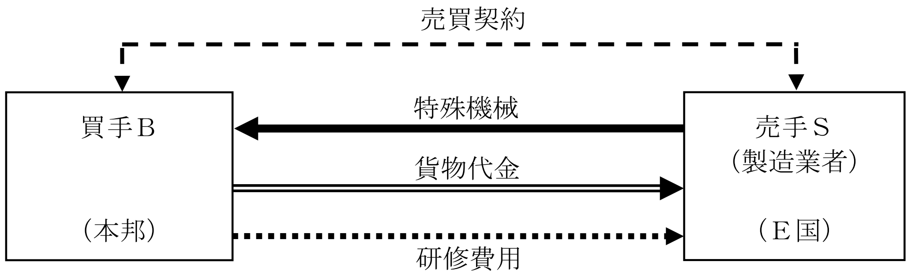
【答】
買手Ｂが売手Ｓに支払う上記①及び②の保証費用は、いずれも上記輸入貨物に係る<u>輸入取引の条件として</u>買手Ｂが売手Ｓに支払うものであることから、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。

【関係法令通達】
関税定率法第４条第１項、関税定率法施行令第１条の４、関税定率法基本通達４－２、同基本通達４－２の２、同基本通達４－２の４

注記
本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</td></tr>
</table>

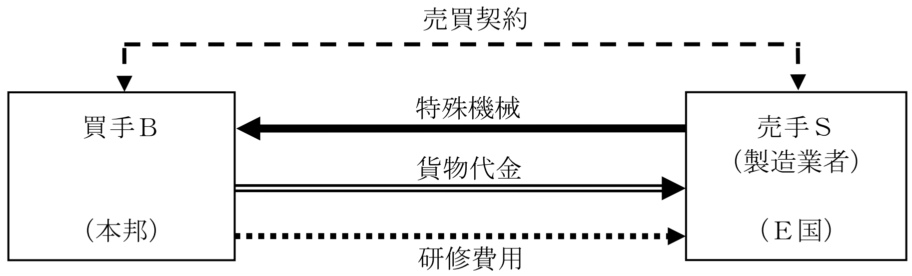
新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>
（事例14）買手が売手に支払う輸入貨物（特殊機械）の操作方法に係る研修費用



【事実関係】
１．本邦の精密機器製造業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の製造業者Ｓ（売手Ｓ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｓから特殊機械を 1,000 万円で購入（輸入）する。
２．上記輸入貨物は、非常に特殊なものであり最新技術が組み込まれているため、複雑な操作を必要とすることから、売手Ｓは当該輸入貨物の操作方法を買手Ｂに教えるための研修を用意した。当該研修は買手Ｂの輸入に先立ち、輸出国であるＥ国の売手Ｓの社内で実施され、研修費用は 50 万円である。
３．買手Ｂと売手Ｓとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第４条第２項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第４条第１項の規定により計算される。
（注） 上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】
上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、以下の①から③の場合において、買手Ｂが売手Ｓに支払う研修費用はそれぞれどのように取り扱われるか。
① 当該輸入貨物に係る売買契約において、買手Ｂが当該研修を受講する
</td><td>
（事例14）買手が売手に支払う輸入貨物（特殊機械）の操作方法に係る研修費用



【事実関係】
１．本邦の精密機器製造業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の製造業者Ｓ（売手Ｓ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｓから特殊機械を 1,000 万円で購入（輸入）する。
２．上記輸入貨物は、非常に特殊なものであり最新技術が組み込まれているため、複雑な操作を必要とすることから、売手Ｓは当該輸入貨物の操作方法を買手Ｂに教えるための研修を用意した。当該研修は買手Ｂの輸入に先立ち、輸出国であるＥ国の売手Ｓの社内で実施され、研修費用は 50 万円である。
３．買手Ｂと売手Ｓとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第４条第２項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第４条第１項の規定により計算される。
（注） 上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】
上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、以下の①から③の場合において、買手Ｂが売手Ｓに支払う研修費用はそれぞれどのように取り扱われるか。
① 当該輸入貨物に係る売買契約において、買手Ｂが当該研修を受講する
</td></tr>
</table>

新旧対照表

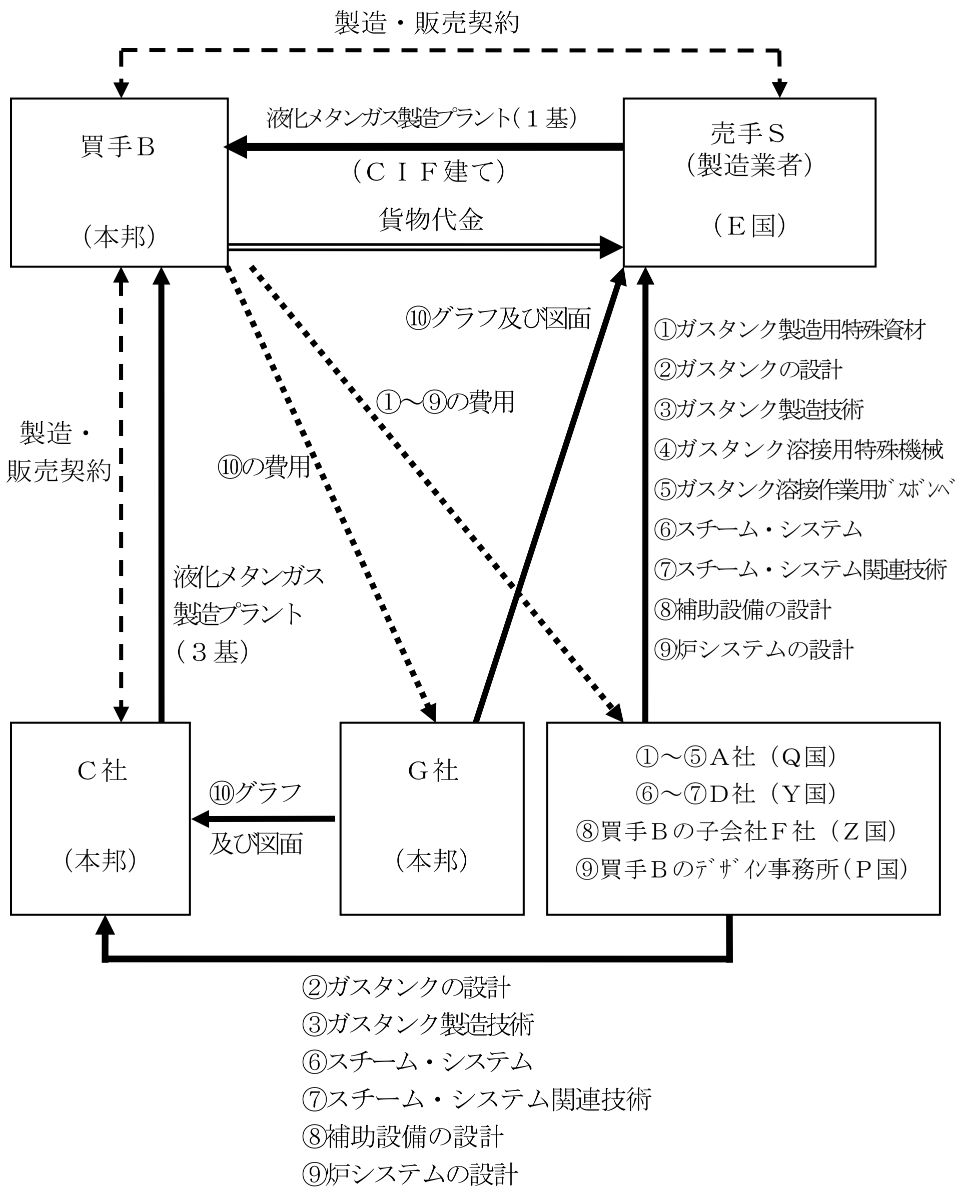
改正後	改正前
か否かは任意とされており、買手Ｂが当該研修を実際に受講した場合にのみ当該研修費用の支払が行われる場合。なお、納税申告の時までに買手Ｂが研修に出席していることは明らかとなっている。 ②　当該輸入貨物に係る売買契約において、買手Ｂは当該研修費用の支払を義務付けられており、当該研修を実際に受講しなくても当該研修費用を売手Ｓに支払わなければならない場合。 ③　当該輸入貨物に係る売買契約において、買手Ｂは、当該研修の受講と当該研修費用の支払いとの両方を義務付けられている場合。 【答】 上記①から③に掲げる場合における研修費用は、それぞれ以下のとおり取り扱われることとなる。 ①　買手Ｂは、売手Ｓとの売買契約に基づき、研修費用を支払わなくとも当該輸入貨物を売手Ｓから購入することが可能であることから、当該研修費用は当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものではない。また、買手Ｂは、当該研修を実際に受講しており、当該研修費用は、当該輸入貨物につき、買手Ｂにより売手Ｓに対して行われる支払とは認められない。したがって、当該研修費用は、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成するものではなく、関税定率法第４条第１項各号に掲げる加算要素にも該当しないことから、課税価格には含まれない。 ②　買手Ｂは、売手Ｓとの売買契約に基づき、実際に研修を受講しなくとも売手Ｓに研修費用を支払うことが義務付けられており、当該研修費用を支払わなければ買手Ｂは売手Ｓから当該輸入貨物を購入できないことから、当該研修費用は当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものである。したがって、当該研修費用は、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。 ③　買手Ｂは、売手Ｓとの売買契約に基づき、研修の受講と研修費用の支払いとの両方を義務付けられており、当該研修費用を支払わなければ買手Ｂは売手Ｓから当該輸入貨物を購入できないことから、当該研修費用は当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものである。したがって、当該研修費用は、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。 【関係法令通達】	か否かは任意とされており、買手Ｂが当該研修を実際に受講した場合にのみ当該研修費用の支払が行われる場合。なお、納税申告の時までに買手Ｂが研修に出席していることは明らかとなっている。 ②　当該輸入貨物に係る売買契約において、買手Ｂは当該研修費用の支払を義務付けられており、当該研修を実際に受講しなくても当該研修費用を売手Ｓに支払わなければならない場合。 ③　当該輸入貨物に係る売買契約において、買手Ｂは、当該研修の受講と当該研修費用の支払いとの両方を義務付けられている場合。 【答】 上記①から③に掲げる場合における研修費用は、それぞれ以下のとおり取り扱われることとなる。 ①　買手Ｂは、売手Ｓとの売買契約に基づき、研修費用を支払わなくとも当該輸入貨物を売手Ｓから購入することが可能であることから、当該研修費用は当該輸入貨物に係る輸入取引の条件として支払われるものではない。また、買手Ｂは、当該研修を実際に受講しており、当該研修費用は、当該輸入貨物につき、買手Ｂにより売手Ｓに対して行われる支払とは認められない。したがって、当該研修費用は、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成するものではなく、関税定率法第４条第１項各号に掲げる加算要素にも該当しないことから、課税価格には含まれない。 ②　買手Ｂは、売手Ｓとの売買契約に基づき、実際に研修を受講しなくとも売手Ｓに研修費用を支払うことが義務付けられており、当該研修費用を支払わなければ買手Ｂは売手Ｓから当該輸入貨物を購入できないことから、当該研修費用は当該輸入貨物に係る輸入取引の条件として支払われるものである。したがって、当該研修費用は、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。 ③　買手Ｂは、売手Ｓとの売買契約に基づき、研修の受講と研修費用の支払いとの両方を義務付けられており、当該研修費用を支払わなければ買手Ｂは売手Ｓから当該輸入貨物を購入できないことから、当該研修費用は当該輸入貨物に係る輸入取引の条件として支払われるものである。したがって、当該研修費用は、当該輸入貨物に係る現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。 【関係法令通達】

新旧対照表

改正後	改正前
関税定率法第４条第１項、関税定率法施行令第１条の４、関税定率法基本通達４－２、同基本通達４－２の２ 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	関税定率法第４条第１項、関税定率法施行令第１条の４、関税定率法基本通達４－２、同基本通達４－２の２ 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。
（事例15）輸入貨物（液化メタンガス製造プラント）の生産に使用するために買手により無償提供された物品及び役務に要する費用	（事例15）輸入貨物（液化メタンガス製造プラント）の生産に使用するために買手により無償提供された物品及び役務に要する費用

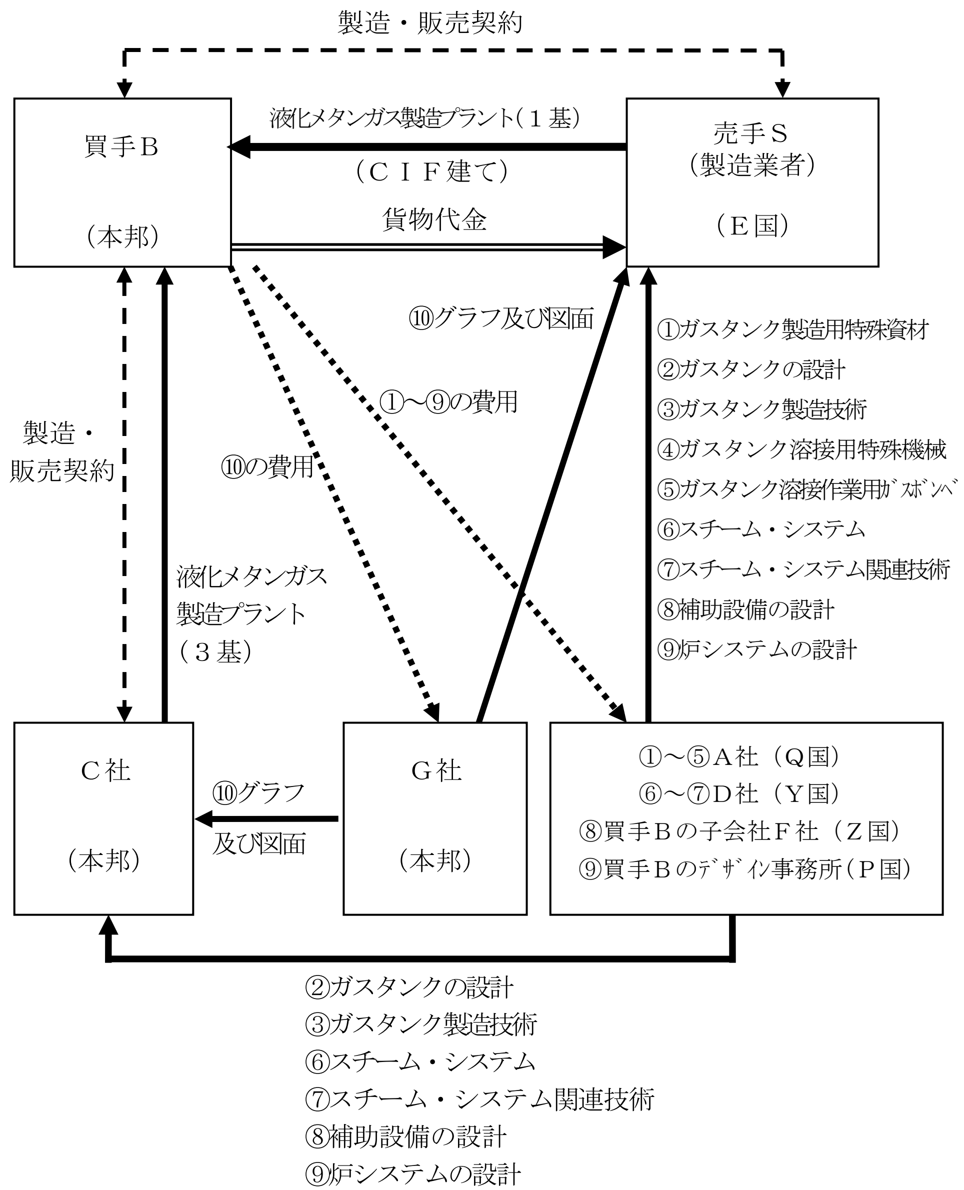
新旧対照表

改正後



【事実関係】

改正前



【事実関係】

新旧対照表

改正後	改正前
１．本邦のガス供給会社Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国のプラント製造業者Ｓ（売手Ｓ）と締結した液化メタンガス製造プラントの製造・販売契約に基づき、売手Ｓから当該プラント１基を 25 億円（ＣＩＦ建て）で購入（輸入）する。買手Ｂは、特殊関係にない本邦のＣ社とも同様のプラント３基の製造・販売契約を締結している。 ２．液化メタンガスの製造には売手Ｓ（及び本邦のＣ社）が所有していない特殊な技術が必要であることから、買手Ｂは、売手Ｓ（及び本邦のＣ社）との上記契約において、以下の物品及び役務を売手Ｓ（及び本邦のＣ社）に無償提供することに合意している。 (1)　当該プラントのアルミニウム製液化ガスタンクの設計及び製造に必要な物品及び技術 (2)　当該プラントのスチーム・システム及び炉システム並びに補助設備に必要な技術及び設計 ３．上記の合意に従い、買手Ｂは、以下の物品及び役務を売手Ｓ（及び本邦のＣ社）に無償で提供した。 (1)　特殊関係にないＱ国のＡ社から取得した、以下の物品及び役務 ①　売手Ｓから購入するプラントに係るアルミニウム製液化ガスタンク製造用特殊資材（売手Ｓに無償提供。取得価格４億円。） ②　各プラントに係るガスタンクの製造に必要な設計（売手Ｓ及び本邦のＣ社に無償提供。購入費総額２億円。） ③　各プラントに係るガスタンクの製造に関する技術（売手Ｓ及び本邦のＣ社に無償提供。購入費総額１億円。） ④　売手Ｓの工場で使用するガスタンク溶接用特殊機械 10 台（売手Ｓに無償提供。１台当たりの賃借料 100 万円。） ⑤　上記④の機械による溶接作業に使用されるガスボンベ 500 本（売手Ｓに無償提供。取得単価１万円。） (2)　特殊関係にないＹ国のＤ社から取得した、以下の物品及び役務 ⑥　各プラントに組み込まれるスチーム・システム（売手Ｓ及び本邦のＣ社に無償提供。取得価格総額 12 億円。） ⑦　上記⑥のスチーム・システムのプラントへの組込関連技術（売手Ｓ及び本邦のＣ社に無償提供。購入費総額１億 8,000 万円。） (3)　自社の在Ｚ国子会社Ｆに開発させた、以下の役務 ⑧　各プラントに係る補助設備の設計（売手Ｓ及び本邦のＣ社に無償提供。開発費総額６億円。） (4)　自社の在Ｐ国デザイン事務所に開発させた、以下の役務	１．本邦のガス供給会社Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国のプラント製造業者Ｓ（売手Ｓ）と締結した液化メタンガス製造プラントの製造・販売契約に基づき、売手Ｓから当該プラント１基を 25 億円（ＣＩＦ建て）で購入（輸入）する。買手Ｂは、特殊関係にない本邦のＣ社とも同様のプラント３基の製造・販売契約を締結している。 ２．液化メタンガスの製造には売手Ｓ（及び本邦のＣ社）が所有していない特殊な技術が必要であることから、買手Ｂは、売手Ｓ（及び本邦のＣ社）との上記契約において、以下の物品及び役務を売手Ｓ（及び本邦のＣ社）に無償提供することに合意している。 (1)　当該プラントのアルミニウム製液化ガスタンクの設計及び製造に必要な物品及び技術 (2)　当該プラントのスチーム・システム及び炉システム並びに補助設備に必要な技術及び設計 ３．上記の合意に従い、買手Ｂは、以下の物品及び役務を売手Ｓ（及び本邦のＣ社）に無償で提供した。 (1)　特殊関係にないＱ国のＡ社から取得した、以下の物品及び役務 ①　売手Ｓから購入するプラントに係るアルミニウム製液化ガスタンク製造用特殊資材（売手Ｓに無償提供。取得価格４億円。） ②　各プラントに係るガスタンクの製造に必要な設計（売手Ｓ及び本邦のＣ社に無償提供。購入費総額２億円。） ③　各プラントに係るガスタンクの製造に関する技術（売手Ｓ及び本邦のＣ社に無償提供。購入費総額１億円。） ④　売手Ｓの工場で使用するガスタンク溶接用特殊機械 10 台（売手Ｓに無償提供。１台当たりの賃借料 100 万円。） ⑤　上記④の機械による溶接作業に使用されるガスボンベ 500 本（売手Ｓに無償提供。取得単価１万円。） (2)　特殊関係にないＹ国のＤ社から取得した、以下の物品及び役務 ⑥　各プラントに組み込まれるスチーム・システム（売手Ｓ及び本邦のＣ社に無償提供。取得価格総額 12 億円。） ⑦　上記⑥のスチーム・システムのプラントへの組込関連技術（売手Ｓ及び本邦のＣ社に無償提供。購入費総額１億 8,000 万円。） (3)　自社の在Ｚ国子会社Ｆに開発させた、以下の役務 ⑧　各プラントに係る補助設備の設計（売手Ｓ及び本邦のＣ社に無償提供。開発費総額６億円。） (4)　自社の在Ｐ国デザイン事務所に開発させた、以下の役務

新旧対照表

改正後	改正前
⑨　各プラントに係る炉システムの設計（売手Ｓ及び本邦のＣ社に無償提供。開発費総額 1,600 万円。）	⑨　各プラントに係る炉システムの設計（売手Ｓ及び本邦のＣ社に無償提供。開発費総額 1,600 万円。）
(5)　特殊関係にない本邦のＧ社から取得した、以下の役務	(5)　特殊関係にない本邦のＧ社から取得した、以下の役務
⑩　自社の国内技術部門が実施したプラント製造に係る圧力と温度に関する研究の結果を基に、本邦においてＧ社が作成した、各プラントを構成する物品の製造に使用されるグラフ及び図面（売手Ｓ及び本邦のＣ社に無償提供。購入費総額 1,200 万円。）	⑩　自社の国内技術部門が実施したプラント製造に係る圧力と温度に関する研究の結果を基に、本邦においてＧ社が作成した、各プラントを構成する物品の製造に使用されるグラフ及び図面（売手Ｓ及び本邦のＣ社に無償提供。購入費総額 1,200 万円。）
４．買手Ｂと売手Ｓとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第４条第２項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第４条第１項の規定により計算される。	４．買手Ｂと売手Ｓとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第４条第２項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第４条第１項の規定により計算される。
(注)　上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。	(注)　上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。
【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂから売手Ｓへの現実支払価格（25 億円）に含まれていない、買手Ｂが売手Ｓに無償提供した上記①から⑩の物品及び役務の費用は、どのように取り扱われるか。	【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂから売手Ｓへの現実支払価格（25 億円）に含まれていない、買手Ｂが売手Ｓに無償提供した上記①から⑩の物品及び役務の費用は、どのように取り扱われるか。
【答】 １．買手Ｂが売手Ｓに無償提供した上記①から⑩の物品及び役務の費用は、それぞれ以下のように取り扱われることとなる。	【答】 １．買手Ｂが売手Ｓに無償提供した上記①から⑩の物品及び役務の費用は、それぞれ以下のように取り扱われることとなる。
①　ガスタンク製造用特殊資材＜算入：算入額４億円＞ 当該特殊資材は、輸入貨物に組み込まれている材料であることから関税定率法第４条第１項第３号イに該当する。当該特殊資材は、買手Ｂと特殊関係にないＡ社から取得されていることから当該取得に要した費用が課税価格に含まれる。	①　ガスタンク製造用特殊資材＜算入：算入額４億円＞ 当該特殊資材は、輸入貨物に組み込まれている材料であることから関税定率法第４条第１項第３号イに該当する。当該特殊資材は、買手Ｂと特殊関係にないＡ社から取得されていることから取得価格が課税価格に含まれる。
②　ガスタンク製造に係る設計＜算入：算入額 5,000 万円＞ 当該設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニに該当する。当該設計は、輸入貨物を含む４基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Ｂと特殊関係にないＡ社からの購入費総額（２億円）をあん分し、輸入貨物（プラント１基）分が課税価格に含まれる。	②　ガスタンク製造に係る設計＜算入：算入額 5,000 万円＞ 当該設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニに該当する。当該設計は、輸入貨物を含む４基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Ｂと特殊関係にないＡ社からの購入費総額（２億円）をあん分し、輸入貨物（プラント１基）分が課税価格に含まれる。
③　ガスタンク製造技術＜算入：算入額 2,500 万円＞	③　ガスタンク製造技術＜算入：算入額 2,500 万円＞

（別紙８）

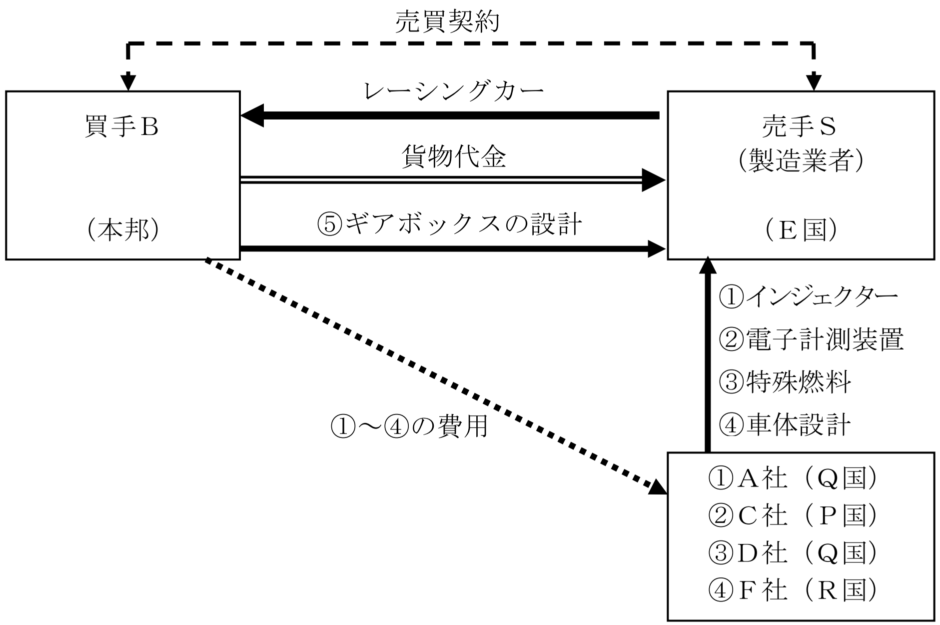
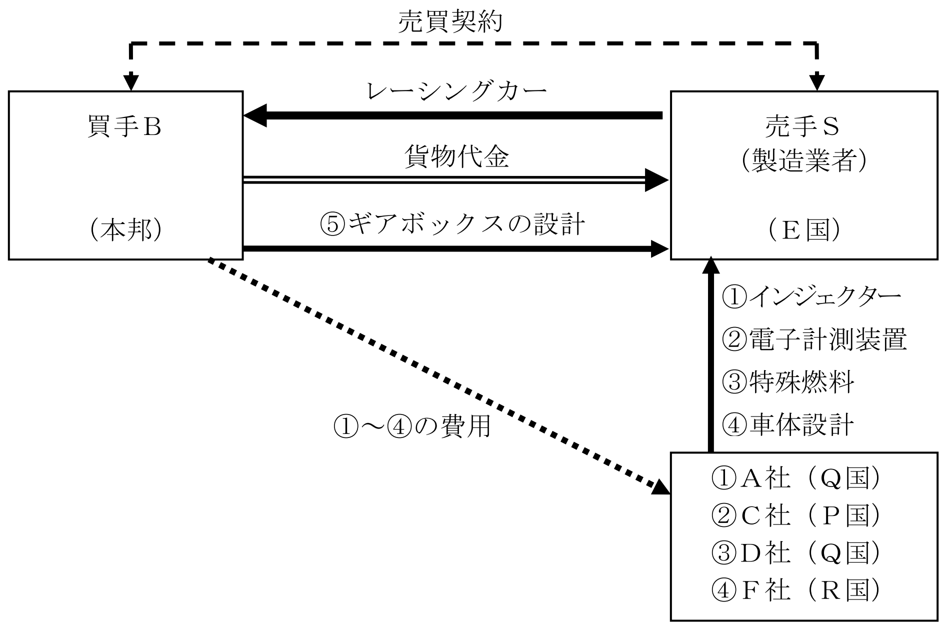
新旧対照表

改正後	改正前
当該技術は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニに該当する。当該技術は、輸入貨物を含む４基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Ｂと特殊関係にないＡ社からの購入費総額（１億円）をあん分し、輸入貨物（プラント１基）分が課税価格に含まれる。 ④　ガスタンク溶接用特殊機械 10 台＜算入：算入額 1,000 万円＞ 当該特殊機械は、輸入貨物の生産のために使用された機械であることから関税定率法第４条第１項第３号ロに該当する。当該特殊機械は、買手Ｂと特殊関係にないＡ社から賃借されていることから取得に要する費用に相当する賃借料が課税価格に含まれる。 ⑤　ガスタンク溶接作業用ガスボンベ 500 本＜算入：算入額 500 万円＞ 当該ガスボンベは、輸入貨物の生産工程のひとつである溶接作業において消費された物品であることから関税定率法第４条第１項第３号ハに該当する。当該ガスボンベは、買手Ｂと特殊関係にないＡ社から取得されていることから取得に要した費用が課税価格に含まれる。 ⑥　スチーム・システム＜算入：算入額３億円＞ 当該スチーム・システムのうち売手Ｓに無償提供したものは、輸入貨物に組み込まれている部分品であることから関税定率法第４条第１項第３号イに該当する。当該スチーム・システムは、買手Ｂと特殊関係にないＤ社から取得されていることから取得に要した総額のうち輸入貨物（プラント１基）分が課税価格に含まれる。 ⑦　上記⑥のスチーム･システムのプラントへの組込関連技術＜算入：算入額 4,500 万円＞ 当該技術は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニに該当する。当該技術は、輸入貨物を含む４基のプラントの生産のために必要とされたものであることから、買手Ｂと特殊関係にないＤ社からの購入費総額（１億 8,000 万円）をあん分し、輸入貨物（プラント１基）分が課税価格に含まれる。 ⑧　補助設備の設計＜算入：算入額１億 5,000 万円＞ 当該補助設備の設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニに該当する。当該補助設備の設計は、輸入貨物を含む４基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Ｂ	当該技術は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニに該当する。当該技術は、輸入貨物を含む４基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Ｂと特殊関係にないＡ社からの購入費総額（１億円）をあん分し、輸入貨物（プラント１基）分が課税価格に含まれる。 ④　ガスタンク溶接用特殊機械 10 台＜算入：算入額 1,000 万円＞ 当該特殊機械は、輸入貨物の生産のために使用された機械であることから関税定率法第４条第１項第３号ロに該当する。当該特殊機械は、買手Ｂと特殊関係にないＡ社から賃借されていることから取得価格に相当する賃借料が課税価格に含まれる。 ⑤　ガスタンク溶接作業用ガスボンベ 500 本＜算入：算入額 500 万円＞ 当該ガスボンベは、輸入貨物の生産工程のひとつである溶接作業において消費された物品であることから関税定率法第４条第１項第３号ハに該当する。当該ガスボンベは、買手Ｂと特殊関係にないＡ社から取得されていることから取得価格が課税価格に含まれる。 ⑥　スチーム・システム＜算入：算入額３億円＞ 当該スチーム・システムのうち売手Ｓに無償提供したものは、輸入貨物に組み込まれている部分品であることから関税定率法第４条第１項第３号イに該当する。当該スチーム・システムは、買手Ｂと特殊関係にないＤ社から取得されていることから取得価格総額のうち輸入貨物（プラント１基）分が課税価格に含まれる。 ⑦　上記⑥のスチーム･システムのプラントへの組込関連技術＜算入：算入額 4,500 万円＞ 当該技術は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニに該当する。当該技術は、輸入貨物を含む４基のプラントの生産のために必要とされたものであることから、買手Ｂと特殊関係にないＤ社からの購入費総額（１億 8,000 万円）をあん分し、輸入貨物（プラント１基）分が課税価格に含まれる。 ⑧　補助設備の設計＜算入：算入額１億 5,000 万円＞ 当該補助設備の設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニに該当する。当該補助設備の設計は、輸入貨物を含む４基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Ｂ

新旧対照表

改正後	改正前
の子会社Ｆによる開発費総額（６億円）をあん分し、輸入貨物（プラント１基）分が課税価格に含まれる。 ⑨　炉システムの設計＜算入：算入額 400 万円＞ 当該炉システムの設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニに該当する。当該炉システムの設計は、輸入貨物を含む４基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Ｂの在外デザイン事務所による開発費総額（1,600 万円）をあん分し、輸入貨物（プラント１基）分が課税価格に含まれる。 ⑩　プラント構成物品製造用グラフ及び図面＜不算入＞ 当該グラフ及び図面は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であるが本邦において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニ（同法施行令第１条の５第３項）に該当せず、買手Ｂと特殊関係にないＧ社からの購入費総額（1,200 万円）は課税価格に含まれない。 ２．上記輸入貨物の課税価格は、現実支払価格に上記①から⑨の無償提供物品及び役務に要した費用の額を加算した額（34 億 8,900 万円）となる。なお、買手Ｂが上記①から⑨の物品及び役務を売手Ｓに提供するために要した運賃、保険料等を負担した場合には、関税定率法施行令第１条の５第２項及び第４項に規定する「提供するために要した運賃、保険料その他の費用であつて買手により負担されるもの」に該当し、課税価格に含まれることとなる。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第３号、関税定率法施行令第１条の５第２項、第３項及び第４項、関税定率法基本通達４－１２ 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	の子会社Ｆによる開発費総額（６億円）をあん分し、輸入貨物（プラント１基）分が課税価格に含まれる。 ⑨　炉システムの設計＜算入：算入額 400 万円＞ 当該炉システムの設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニに該当する。当該炉システムの設計は、輸入貨物を含む４基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Ｂの在外デザイン事務所による開発費総額（1,600 万円）をあん分し、輸入貨物（プラント１基）分が課税価格に含まれる。 ⑩　プラント構成物品製造用グラフ及び図面＜不算入＞ 当該グラフ及び図面は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であるが本邦において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニ（同法施行令第１条の５第２項）に該当せず、買手Ｂと特殊関係にないＧ社からの購入費総額（1,200 万円）は課税価格に含まれない。 ２．上記輸入貨物の課税価格は、現実支払価格に上記①から⑨の無償提供物品及び役務に要した費用の額を加算した額（34 億 8,900 万円）となる。なお、買手Ｂが上記①から⑨の物品及び役務を売手Ｓに提供するため運送費用、保険料等を負担した場合には、当該負担した費用等の額も課税価格に含まれることとなる。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第３号、関税定率法施行令第１条の５第２項、関税定率法基本通達４－１２ 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

新旧対照表

改正後	改正前
（事例16）輸入貨物（レーシングカー）の生産に使用するために買手により無償又は値引き提供された物品及び役務に要する費用  【事実関係】 １．本邦のレーシング・チームＢ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の製造業者Ｓ（売手Ｓ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｓからレーシングカー３台を購入（輸入）する。当該輸入貨物は、買手Ｂによる下記①から⑤	（事例16）輸入貨物（レーシングカー）の生産に使用するために買手により無償又は値引き提供された物品及び役務に要する費用  【事実関係】 １．本邦のレーシング・チームＢ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の製造業者Ｓ（売手Ｓ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｓからレーシングカー３台を購入（輸入）する。当該輸入貨物は、買手Ｂによる下記①から⑤

新旧対照表

改正後	改正前
の指示に従い、買手Ｂにより無償で又は値引きをして提供された以下の物品及び役務を使用して、売手Ｓが生産したものである。 ①　売手Ｓは、当該輸入貨物に組み込まれるインジェクターとして、Ｑ国の自動車部品メーカーＡ社で生産されたものを使用すること。 なお、当該インジェクターは、買手Ｂにより特殊関係にないＡ社から当該輸入貨物 1 台分当たり 100 万円で取得され、売手Ｓに無償で提供された。 ②　売手Ｓは、当該輸入貨物に組み込まれるエンジンのテストを、売手Ｓの製造工場に設置されるＰ国のＣ社製の電子計測装置を用いて行い、当該テストにより不合格となったエンジンは、売手Ｓの工場において処分すること。 なお、当該電子計測装置は、買手Ｂにより特殊関係にないＣ社から賃借料 600 万円で賃借され、売手Ｓに無償で提供された。 ③　売手Ｓは、当該輸入貨物の性能が指示された仕様に合致しているかを確認するための走行テストを、Ｑ国のＤ社製の特殊燃料 5,000 リットルを使用して行うこと。 なお、当該特殊燃料は、買手Ｂにより特殊関係にないＤ社から１リットル当たり 1,000 円で取得され、売手Ｓに１リットル当たり 400 円で販売された。 ④　売手Ｓは、当該輸入貨物の車体を、Ｒ国のＦ社が作成する設計に従って生産すること。 なお、当該設計は、買手Ｂにより特殊関係にないＦ社から 120 万円で購入され、売手Ｓに無償で提供された。 ⑤　売手Ｓは、当該輸入貨物に組み込まれるギアボックスを、買手Ｂが提供する設計に基づいて製造すること。 なお、当該設計は、買手Ｂの国内技術サービス部門により本邦において作成され、売手Ｓに無償で提供された。 ２．買手Ｂと売手Ｓとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第４条第２項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第４条第１項の規定により計算される。 （注）上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。 【問】 上記輸入貨物３台の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算	の指示に従い、買手Ｂにより無償で又は値引きをして提供された以下の物品及び役務を使用して、売手Ｓが生産したものである。 ①　売手Ｓは、当該輸入貨物に組み込まれるインジェクターとして、Ｑ国の自動車部品メーカーＡ社で生産されたものを使用すること。 なお、当該インジェクターは、買手Ｂにより特殊関係にないＡ社から当該輸入貨物 1 台分当たり 100 万円で取得され、売手Ｓに無償で提供された。 ②　売手Ｓは、当該輸入貨物に組み込まれるエンジンのテストを、売手Ｓの製造工場に設置されるＰ国のＣ社製の電子計測装置を用いて行い、当該テストにより不合格となったエンジンは、売手Ｓの工場において処分すること。 なお、当該電子計測装置は、買手Ｂにより特殊関係にないＣ社から賃借料 600 万円で賃借され、売手Ｓに無償で提供された。 ③　売手Ｓは、当該輸入貨物の性能が指示された仕様に合致しているかを確認するための走行テストを、Ｑ国のＤ社製の特殊燃料 5,000 リットルを使用して行うこと。 なお、当該特殊燃料は、買手Ｂにより特殊関係にないＤ社から１リットル当たり 1,000 円で取得され、売手Ｓに１リットル当たり 400 円で販売された。 ④　売手Ｓは、当該輸入貨物の車体を、Ｒ国のＦ社が作成する設計に従って生産すること。 なお、当該設計は、買手Ｂにより特殊関係にないＦ社から 120 万円で購入され、売手Ｓに無償で提供された。 ⑤　売手Ｓは、当該輸入貨物に組み込まれるギアボックスを、買手Ｂが提供する設計に基づいて製造すること。 なお、当該設計は、買手Ｂの国内技術サービス部門により本邦において作成され、売手Ｓに無償で提供された。 ２．買手Ｂと売手Ｓとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第４条第２項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第４条第１項の規定により計算される。 （注）上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。 【問】 上記輸入貨物３台の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算

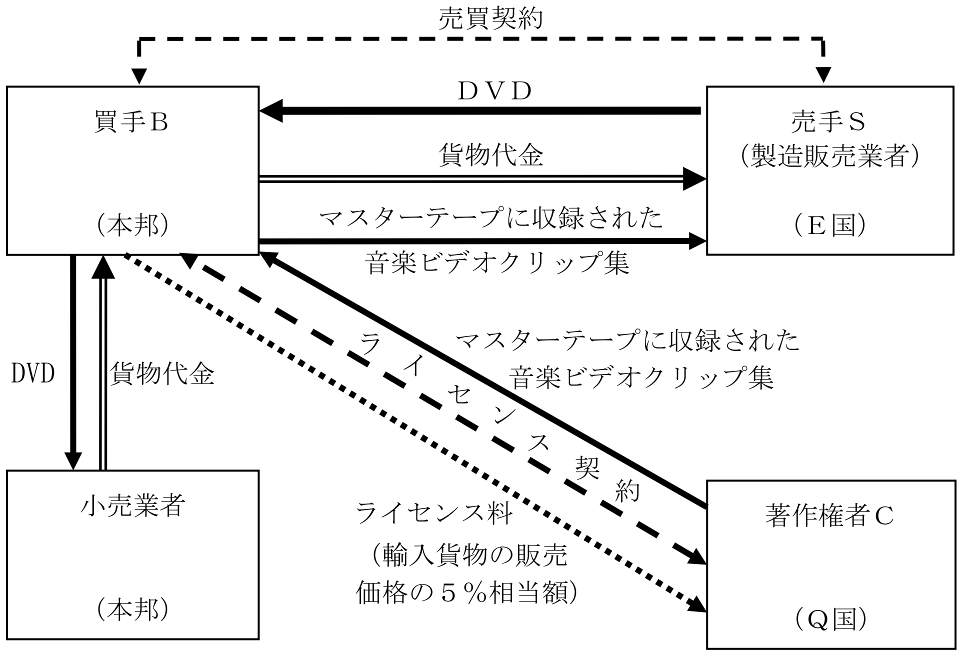
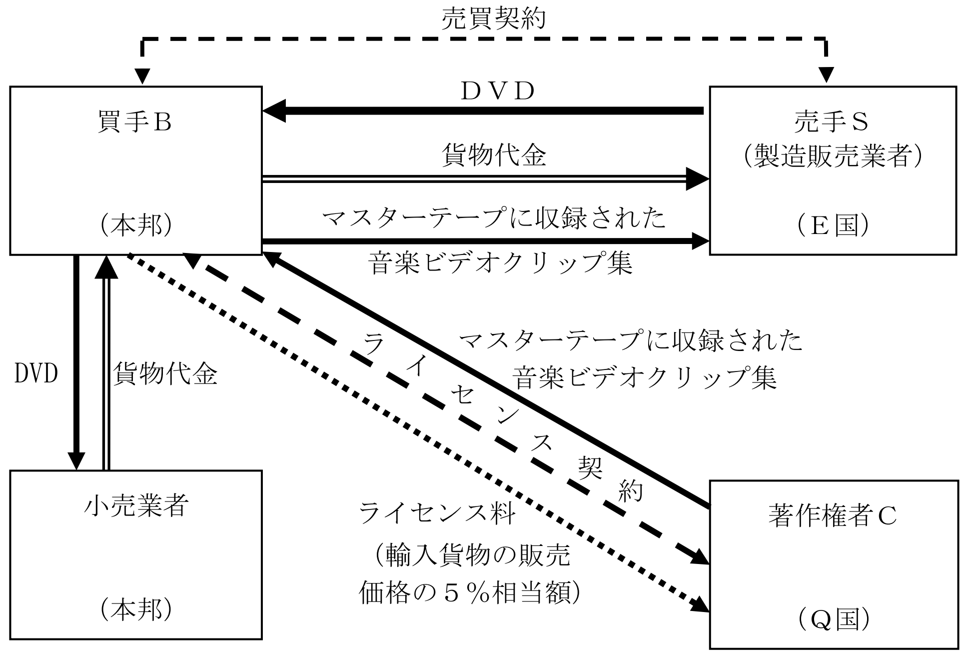
新旧対照表

改正後	改正前
するにあたり、買手Ｂから売手Ｓへの現実支払価格に含まれていない、買手Ｂが売手Ｓに無償で又は値引きをして提供した上記①から⑤の物品及び役務の費用は、どのように取り扱われるか。 【答】 　買手Ｂが負担した上記①から⑤の物品及び役務の費用は、それぞれ以下のように取り扱われることとなる。 　①　インジェクター３台分＜算入：算入額 300 万円＞ 　　当該インジェクターは、輸入貨物に組み込まれている部分品であることから関税定率法第４条第１項第３号イに該当する。当該インジェクターは、買手Ｂと特殊関係にないＡ社から取得されていることから当該取得に要した費用が課税価格に含まれる。 　②　電子計測装置＜算入：算入額 600 万円＞ 　　当該電子計測装置は、輸入貨物の生産に使用された機械であることから、関税定率法第４条第１項第３号ロに該当する。当該電子計測装置は、買手Ｂと特殊関係にないＣ社から賃借されていることから賃借料（取得価格に相当）が課税価格に含まれる。 　③　特殊燃料 5,000 リットル＜算入：算入額 300 万円＞ 　　当該特殊燃料は、輸入貨物の生産の過程で消費された物品であることから関税定率法第４条第１項第３号ハに該当する。当該特殊燃料は、買手Ｂと特殊関係にないＤ社から取得され売手Ｓに値引きをして提供されていることからＤ社からの取得に要した費用（500 万円）と売手Ｓへの販売価格（200 万円）との差額（値引き相当分）が課税価格に含まれる。 　④　車体の設計＜算入：算入額 120 万円＞ 　　当該車体の設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニに該当する。当該車体の設計は、買手Ｂと特殊関係にないＦ社から購入されていることから購入費が課税価格に含まれる。 　⑤　ギアボックスの設計＜不算入＞ 　　当該ギアボックスの設計は、輸入貨物の生産に必要とされた役務であるが本邦において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニ（同法施行令第１条の５第３項）には該当せず、その費用は課税価格に含まれない。 　なお、買手Ｂが上記①から④の物品及び役務を売手Ｓに提供するために要した運賃、保険料等を負担した場合には、関税定率法施行令第１条の５第２	するにあたり、買手Ｂから売手Ｓへの現実支払価格に含まれていない、買手Ｂが売手Ｓに無償で又は値引きをして提供した上記①から⑤の物品及び役務の費用は、どのように取り扱われるか。 【答】 　買手Ｂが負担した上記①から⑤の物品及び役務の費用は、それぞれ以下のように取り扱われることとなる。 　①　インジェクター３台分＜算入：算入額 300 万円＞ 　　当該インジェクターは、輸入貨物に組み込まれている部分品であることから関税定率法第４条第１項第３号イに該当する。当該インジェクターは、買手Ｂと特殊関係にないＡ社から取得されていることから取得価格が課税価格に含まれる。 　②　電子計測装置＜算入：算入額 600 万円＞ 　　当該電子計測装置は、輸入貨物の生産に使用された機械であることから、関税定率法第４条第１項第３号ロに該当する。当該電子計測装置は、買手Ｂと特殊関係にないＣ社から賃借されていることから賃借料（取得価格に相当）が課税価格に含まれる。 　③　特殊燃料 5,000 リットル＜算入：算入額 300 万円＞ 　　当該特殊燃料は、輸入貨物の生産の過程で消費された物品であることから関税定率法第４条第１項第３号ハに該当する。当該特殊燃料は、買手Ｂと特殊関係にないＤ社から取得され売手Ｓに値引きをして提供されていることからＤ社からの取得価格（500 万円）と売手Ｓへの販売価格（200 万円）との差額（値引き相当分）が課税価格に含まれる。 　④　車体の設計＜算入：算入額 120 万円＞ 　　当該車体の設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニに該当する。当該車体の設計は、買手Ｂと特殊関係にないＦ社から購入されていることから購入費が課税価格に含まれる。 　⑤　ギアボックスの設計＜不算入＞ 　　当該ギアボックスの設計は、輸入貨物の生産に必要とされた役務であるが本邦において開発されたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニ（同法施行令第１条の５第２項）には該当せず、その費用は課税価格に含まれない。 　なお、買手Ｂが上記①から④の物品及び役務を売手Ｓに提供するため運送費用、保険料等を負担した場合には、当該負担した費用等の額も課税価格に

新旧対照表

改正後	改正前
項及び第４項に規定する「提供するために要した運賃、保険料その他の費用であつて買手により負担されるもの」に該当し、課税価格に含まれることとなる。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第３号、関税定率法施行令第１条の５第２項、第３項及び第４項、関税定率法基本通達４－12 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	含まれることとなる。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第３号、関税定率法施行令第１条の５第２項、関税定率法基本通達４－12 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。
（事例19）輸入貨物（ＤＶＤ）の生産に使用するために買手により無償提供された役務（マスターテープに収録された音楽ビデオクリップ集）に要する費用：当該無償提供役務の対価として買手が支払うライセンス料	（事例19）輸入貨物（ＤＶＤ）の生産に使用するために買手により無償提供された役務（マスターテープに収録された音楽ビデオクリップ集）に要する費用：当該無償提供役務の対価として買手が支払うライセンス料

新旧対照表

改正後	改正前
	
【事実関係】 １．本邦の卸売業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国のＤＶＤ製造販売業者Ｓ（売手Ｓ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｓから音楽ビデオクリップ集を収録したＤＶＤを購入（輸入）する。買手Ｂは当該ＤＶＤを輸入後、本邦の小売業者に販売する。 ２．上記輸入貨物は、売手Ｓが買手Ｂにより無償提供されたマスターテープを使用して作成したＤＶＤスタンパー（金型）を基に生産したものである。当該輸入貨物の収録内容は当該マスターテープの収録内容と同一であることから、当該輸入貨物は当該マスターテープの複製物であり、当該マスターテープなしには生産し得ないものである。 ３．上記マスターテープは、買手Ｂが特殊関係にないＱ国の著作権者Ｃと締結したライセンス契約に基づき、著作権者ＣがＱ国において作成し買手Ｂに提供したものであり、著作権者ＣがＱ国において編集した音楽ビデオクリップ集が収録されている。当該ライセンス契約の内容は以下のとおりである。 (1)　買手Ｂは、著作権者Ｃが編集した音楽ビデオクリップ集及び当該音楽	【事実関係】 １．本邦の卸売業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国のＤＶＤ製造販売業者Ｓ（売手Ｓ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｓから音楽ビデオクリップ集を収録したＤＶＤを購入（輸入）する。買手Ｂは当該ＤＶＤを輸入後、本邦の小売業者に販売する。 ２．上記輸入貨物は、売手Ｓが買手Ｂにより無償提供されたマスターテープを使用して作成したＤＶＤスタンパー（金型）を基に生産したものである。当該輸入貨物の収録内容は当該マスターテープの収録内容と同一であることから、当該輸入貨物は当該マスターテープの複製物であり、当該マスターテープなしには生産し得ないものである。 ３．上記マスターテープは、買手Ｂが特殊関係にないＱ国の著作権者Ｃと締結したライセンス契約に基づき、著作権者ＣがＱ国において作成し買手Ｂに提供したものであり、著作権者ＣがＱ国において編集した音楽ビデオクリップ集が収録されている。当該ライセンス契約の内容は以下のとおりである。 (1)　買手Ｂは、著作権者Ｃが編集した音楽ビデオクリップ集及び当該音楽

新旧対照表

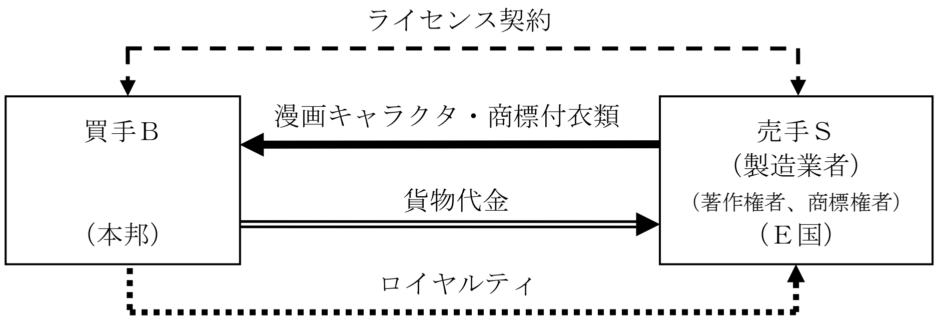
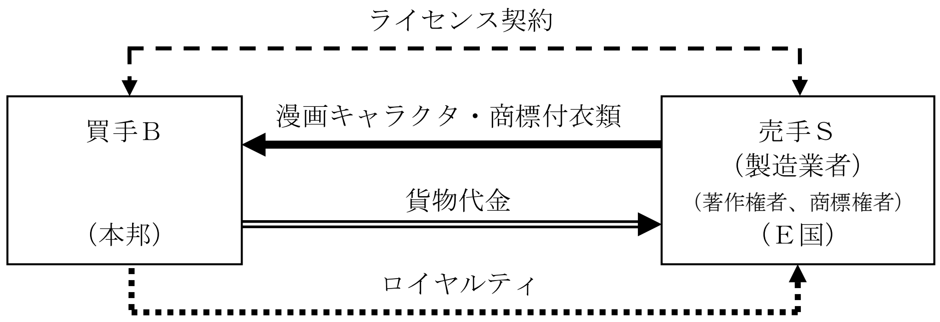
改正後	改正前
ビデオクリップ集を収録したマスターテープの利用の許諾を受けること (2)　買手Ｂは、本契約の対価として、当該マスターテープを使用して生産されたＤＶＤの本邦における販売価格の５％に相当するライセンス料を著作権者Ｃに支払うこと （注）　上記ライセンス料は、上記契約の対価として包括的に支払われるものであり、各契約内容ごとの内訳は明らかにできないことが確認されている。 ４．買手Ｂと売手Ｓとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第４条第２項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第４条第１項の規定により計算される。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂから売手Ｓへの現実支払価格に含まれていない、買手Ｂが売手Ｓに無償提供した上記役務（マスターテープに収録された音楽ビデオクリップ集）の費用はどのように取り扱われるか。 【答】 １．マスターテープに収録された著作権者Ｃが編集した当該音楽ビデオクリップ集は、ＤＶＤスタンパー（金型）を経て当該輸入貨物に複製されていることから当該輸入貨物の生産に関する役務であり、当該編集物は当該輸入貨物の生産のために必要とされた意匠・考案に相当する。また、当該役務は本邦以外において行われたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニに該当し、その費用の額は課税価格に含まれる。 ２．上記音楽ビデオクリップ集は、上記ライセンス契約に基づき、買手Ｂが特殊関係にない著作権者Ｃから利用の許諾を受け、マスターテープに収録された形で入手したものであり、当該契約の対価として買手Ｂは輸入貨物の本邦における販売価格の５％に相当するライセンス料を著作権者Ｃに支払わなければならないことから、課税価格に含まれる当該音楽ビデオクリップ集に要する費用の額は、当該ライセンス料の額（当該音楽ビデオクリップの購入費又は賃借料に相当）である。 ３．なお、上記ライセンス料は、関税定率法第４条第１項第３号の規定により輸入貨物の課税価格に含まれることとなることから、当該ライセンス料が同項第４号の規定により課税価格に含まれるか否かを検討する必要はない。	ビデオクリップ集を収録したマスターテープの利用の許諾を受けること (2)　買手Ｂは、本契約の対価として、当該マスターテープを使用して生産されたＤＶＤの本邦における販売価格の５％に相当するライセンス料を著作権者Ｃに支払うこと （注）　上記ライセンス料は、上記契約の対価として包括的に支払われるものであり、各契約内容ごとの内訳は明らかにできないことが確認されている。 ４．買手Ｂと売手Ｓとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第４条第２項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第４条第１項の規定により計算される。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂから売手Ｓへの現実支払価格に含まれていない、買手Ｂが売手Ｓに無償提供した上記役務（マスターテープに収録された音楽ビデオクリップ集）の費用はどのように取り扱われるか。 【答】 １．マスターテープに収録された著作権者Ｃが編集した当該音楽ビデオクリップ集は、ＤＶＤスタンパー（金型）を経て当該輸入貨物に複製されていることから当該輸入貨物の生産に関する役務であり、当該編集物は当該輸入貨物の生産のために必要とされた意匠・考案に相当する。また、当該役務は本邦以外において行われたものであることから関税定率法第４条第１項第３号ニに該当し、その費用の額は課税価格に含まれる。 ２．上記音楽ビデオクリップ集は、上記ライセンス契約に基づき、買手Ｂが特殊関係にない著作権者Ｃから利用の許諾を受け、マスターテープに収録された形で入手したものであり、当該契約の対価として買手Ｂは輸入貨物の本邦における販売価格の５％に相当するライセンス料を著作権者Ｃに支払わなければならないことから、課税価格に含まれる当該音楽ビデオクリップ集に要する費用の額は、当該ライセンス料の額（当該音楽ビデオクリップの購入費又は賃借料に相当）である。 ３．なお、上記ライセンス料は、関税定率法第４条第１項第３号の規定により輸入貨物の課税価格に含まれることとなることから、当該ライセンス料が同項第４号の規定により課税価格に含まれるか否かを検討する必要はない。

新旧対照表

改正後	改正前
【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第３号、同法第４条第１項第４号、関税定率法施行令第１条の５第３項及び第４項、関税定率法基本通達４－12 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第３号、同法第４条第１項第４号、関税定率法施行令第１条の５第２項、関税定率法基本通達４－12 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

（別紙８）

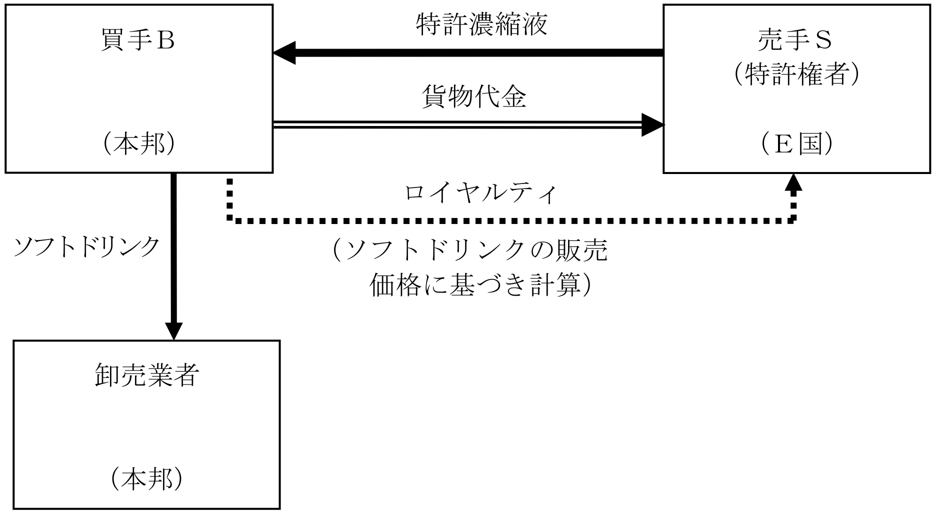
新旧対照表

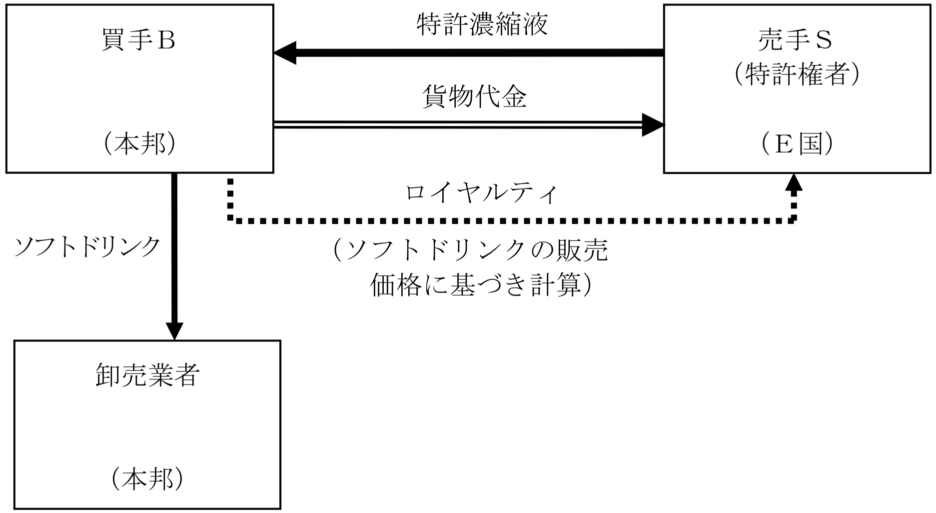
改正後	改正前
（事例20）売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき買手が著作権者・商標権者である売手に対して支払うロイヤルティ  【事実関係】 １．Ｅ国の製造業者Ｓ（売手Ｓ）は、ある漫画キャラクタの著作権者及び漫画キャラクタに関連する商標の商標権者でもある。本邦の卸売業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にない売手Ｓとの間で締結したライセンス契約（売買に関する条項を含む。）に基づき、売手Ｓから、著作権の対象となっているキャラクタ及び商標が付された衣類を購入（輸入）する。 ２．買手Ｂは、貨物代金の支払に加えて、当該衣類を本邦において販売する権利（著作使用権及び商標使用権）の対価として、本邦における当該衣類の売上高の一定割合をロイヤルティとして売手Ｓに対して支払うことにもなっている。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが売手Ｓに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、著作権の対象となっているキャラクタ及び商標が	（事例20）売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき買手が著作権者・商標権者である売手に対して支払うロイヤルティ  【事実関係】 １．Ｅ国の製造業者Ｓ（売手Ｓ）は、ある漫画キャラクタの著作権者及び漫画キャラクタに関連する商標の商標権者でもある。本邦の卸売業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にない売手Ｓとの間で締結したライセンス契約（売買に関する条項を含む。）に基づき、売手Ｓから、著作権の対象となっているキャラクタ及び商標が付された衣類を購入（輸入）する。 ２．買手Ｂは、貨物代金の支払に加えて、当該衣類を本邦において販売する権利（著作使用権及び商標使用権）の対価として、本邦における当該衣類の売上高の一定割合をロイヤルティとして売手Ｓに対して支払うことにもなっている。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが売手Ｓに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、著作権の対象となっているキャラクタ及び商標が

新旧対照表

改正後	改正前
付された衣類を本邦において販売する権利（著作使用権及び商標使用権）の対価であり、当該衣類に関連している。 ２．また、売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき、上記衣類の貨物代金を支払うことに加え、当該衣類を本邦において販売する権利の対価として、本邦における当該衣類の売上高の一定割合をロイヤルティとして支払っており、当該ロイヤルティは、買手Ｂが当該衣類を購入するために支払うことを要するものである。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に、買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記衣類の課税価格に含まれるものである。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法施行令第１条の５第５項、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	付された衣類を本邦において販売する権利（著作使用権及び商標使用権）の対価であり、当該衣類に関連している。 ２．また、売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき、上記衣類の貨物代金を支払うことに加え、当該衣類を本邦において販売する権利の対価として、本邦における当該衣類の売上高の一定割合をロイヤルティとして支払っており、当該ロイヤルティは、買手Ｂが当該衣類を購入するために支払うことを要するものである。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引の条件」として、買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記衣類の課税価格に含まれるものである。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法施行令第１条の５第３項、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（事例21）買手が特許濃縮液を希釈・販売する権利に対し売手（特許権者）に支払うロイヤルティ


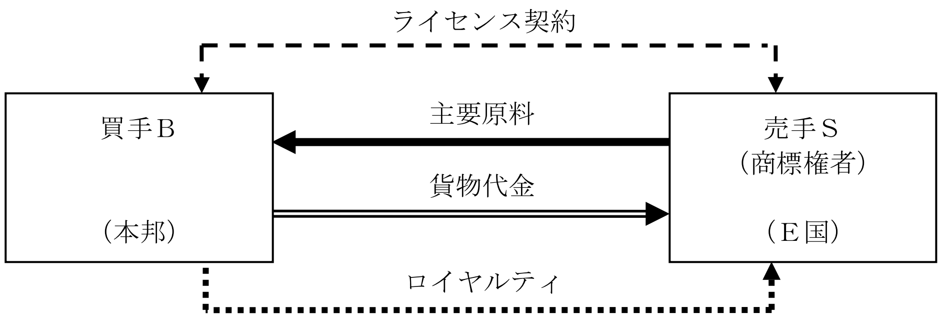
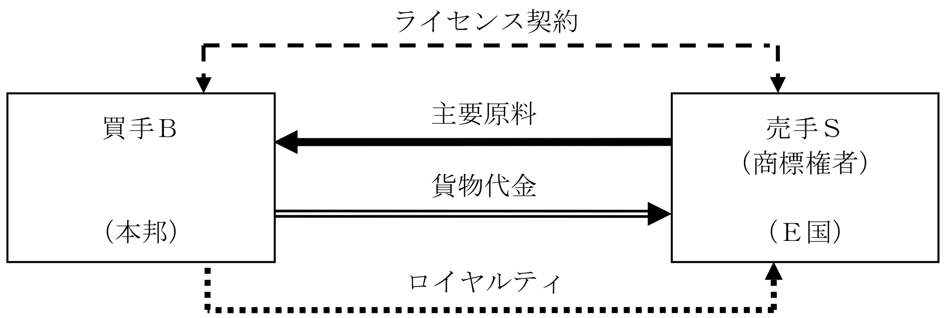
【事実関係】
１．本邦の飲料製造販売業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の特許権者Ｓ（売手Ｓ）から特許濃縮液を購入（輸入）し、本邦において、水で希釈し、ソフトドリンクとして、ペットボトルに詰めた後販売している。
２．買手Ｂは、当該濃縮液の代金を支払うことに加え、本邦において当該濃縮液を希釈してソフトドリンクとして販売する権利（特許使用権）の対価として、当該ソフトドリンクの販売価格に基づき計算されたロイヤルティを、輸入貨物の輸入取引をするために売手Ｓに支払うこととなっている。</td><td>（事例21）買手が特許濃縮液を希釈・販売する権利に対し売手（特許権者）に支払うロイヤルティ


【事実関係】
１．本邦の飲料製造販売業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の特許権者Ｓ（売手Ｓ）から特許濃縮液を購入（輸入）し、本邦において、水で希釈し、ソフトドリンクとして、ペットボトルに詰めた後販売している。
２．買手Ｂは、当該濃縮液の代金を支払うことに加え、輸入取引の条件として、本邦において当該濃縮液を希釈してソフトドリンクとして販売する権利（特許使用権）の対価として、当該ソフトドリンクの販売価格に基づき計算されたロイヤルティを、売手Ｓに支払うこととなっている。</td></tr>
</table>

新旧対照表

改正後	改正前
【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが売手Ｓに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、本邦において当該濃縮液を希釈してソフトドリンクとして販売する権利（特許使用権）の対価であり、特許の対象が当該濃縮液であることから、当該濃縮液に関連するものである。 ２．さらに、上記ロイヤルティは、買手Ｂから売手Ｓに対し、取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものである。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に、買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記濃縮液の課税価格に含まれるものである。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが売手Ｓに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、本邦において当該濃縮液を希釈してソフトドリンクとして販売する権利（特許使用権）の対価であり、特許の対象が当該濃縮液であることから、当該濃縮液に関連するものである。 ２．さらに、上記ロイヤルティは、買手Ｂから売手Ｓに対し、輸入取引の条件として支払われるものである。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引の条件」として、買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記濃縮液の課税価格に含まれるものである。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

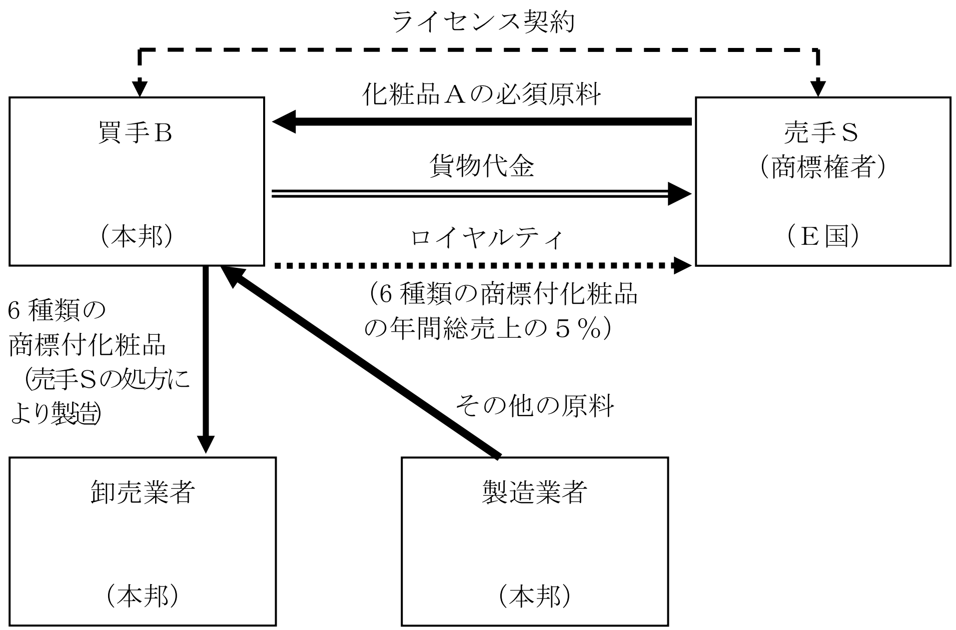
新旧対照表

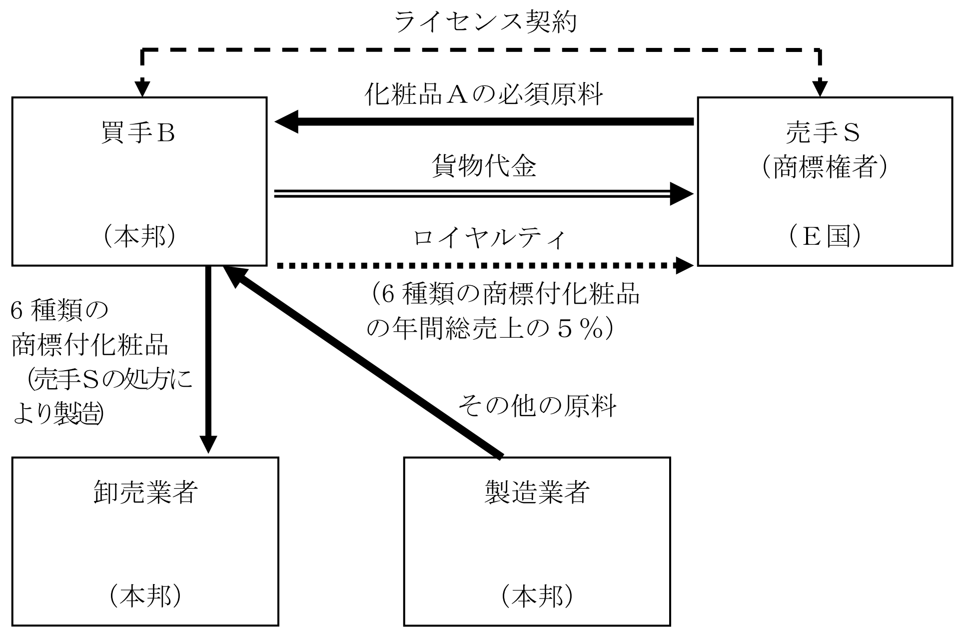
改正後	改正前
（事例22）買手が売手（商標権者）から化学薬品の主要原料を輸入しているものの、一般的に入手可能である等売手から購入しなければならない事情がない場合における化学薬品に付された商標に支払うロイヤルティ  【事実関係】 １．本邦の化学薬品製造業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の商標権者Ｓ（売手Ｓ）との間で締結したライセンス契約に基づき、売手Ｓから、本邦においてある化学薬品に商標を付して販売する権利を許諾され、それに基づき、買手Ｂは当該化学薬品を製造し、商標を付して販売している。なお、買手Ｂは、当該ライセンス契約に基づき、当該商標使用権の対価として、当該化学薬品の国内売上高の一定率のロイヤルティを売手Ｓに対して支払うこととされている。 ２．上記権利の許諾に関連し、買手Ｂは上記化学薬品の主要原料を売手Ｓから購入（輸入）しているが、当該主要原料は、一般的に入手可能で、買手Ｂに当該主要原料の購入義務が課される等、買手Ｂが売手Ｓから当該主要原料を購入しなければならない事情はない。	（事例22）買手が売手（商標権者）から化学薬品の主要原料を輸入しているものの、一般的に入手可能である等売手から購入しなければならない事情がない場合における化学薬品に付された商標に支払うロイヤルティ  【事実関係】 １．本邦の化学薬品製造業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の商標権者Ｓ（売手Ｓ）との間で締結したライセンス契約に基づき、売手Ｓから、本邦においてある化学薬品に商標を付して販売する権利を許諾され、それに基づき、買手Ｂは当該化学薬品を製造し、商標を付して販売している。なお、買手Ｂは、当該ライセンス契約に基づき、当該商標使用権の対価として、当該化学薬品の国内売上高の一定率のロイヤルティを売手Ｓに対して支払うこととされている。 ２．上記権利の許諾に関連し、買手Ｂは上記化学薬品の主要原料を売手Ｓから購入（輸入）しているが、当該主要原料は、一般的に入手可能で、買手Ｂに当該主要原料の購入義務が課される等、買手Ｂが売手Ｓから当該主要原料を購入しなければならない事情はない。

新旧対照表

改正後	改正前
【問】 　上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが売手Ｓに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、本邦において上記化学薬品に商標を付して販売する権利（商標使用権）の対価である。上記主要原料は、当該化学薬品の主要原料であるものの、当該化学薬品とは本質的に相違しており、また、当該主要原料は一般的に入手可能で、買手Ｂに当該主要原料の購入義務が課される等、買手Ｂが売手Ｓから当該主要原料を購入しなければならない事情はないことから、当該ロイヤルティは、当該主要原料に関連するものではない。 ２．　したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものではないため、同号に該当するものとして上記主要原料の課税価格に含まれるものではない。 ３．なお、上記ロイヤルティは、上述のように、買手Ｂが売手Ｓから上記主要原料を購入しなければならない事情は見受けられず、当該主要原料を売手Ｓから購入するか否かには無関係であり、買手Ｂが当該主要原料を売手から購入するために支払うことを要するものではないことから、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に支払われるものでもない。 【関係法令通達】 　関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 　本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	【問】 　上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが売手Ｓに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、本邦において上記化学薬品に商標を付して販売する権利（商標使用権）の対価である。上記主要原料は、当該化学薬品の主要原料であるものの、当該化学薬品とは本質的に相違しており、また、当該主要原料は一般的に入手可能で、買手Ｂに当該主要原料の購入義務が課される等、買手Ｂが売手Ｓから当該主要原料を購入しなければならない事情はないことから、当該ロイヤルティは、当該主要原料に関連するものではない。 ２．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものではないため、同号に該当するものとして上記主要原料の課税価格に含まれるものではない。 ３．なお、上記ロイヤルティは、上述のように、買手Ｂが売手Ｓから上記主要原料を購入しなければならない事情は見受けられず、当該主要原料を売手Ｓから購入するか否かには無関係であり、買手Ｂが当該主要原料を売手から購入するために支払うことを要するものではないことから、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入取引の条件」として支払われるものでもない。 【関係法令通達】 　関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 　本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（事例23）買手が売手（商標権者）から化粧品の必須原料の一部を輸入しているに過ぎない場合における化粧品に付された商標に支払うロイヤルティ


【事実関係】</td><td>（事例23）買手が売手（商標権者）から化粧品の必須原料の一部を輸入しているに過ぎない場合における化粧品に付された商標に支払うロイヤルティ


【事実関係】</td></tr>
</table>

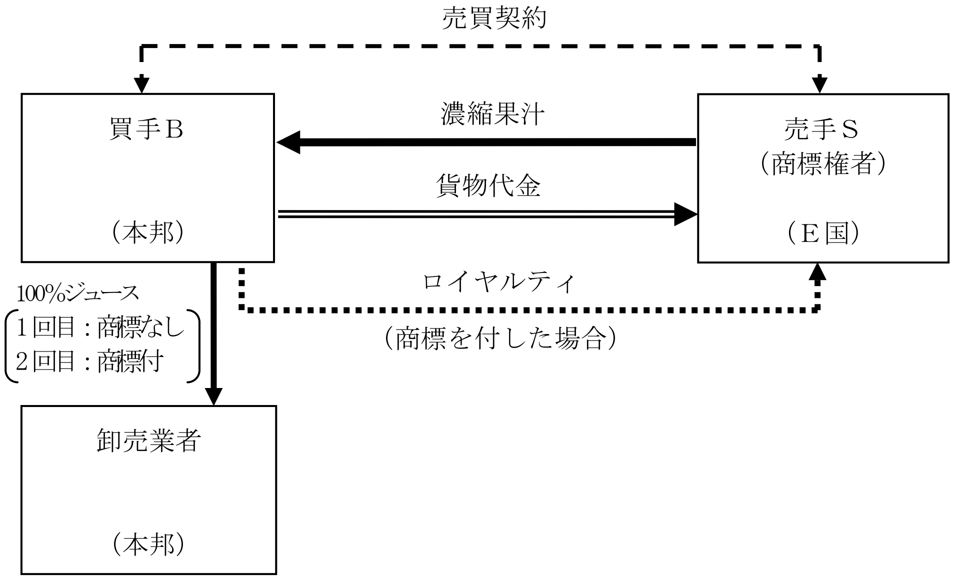
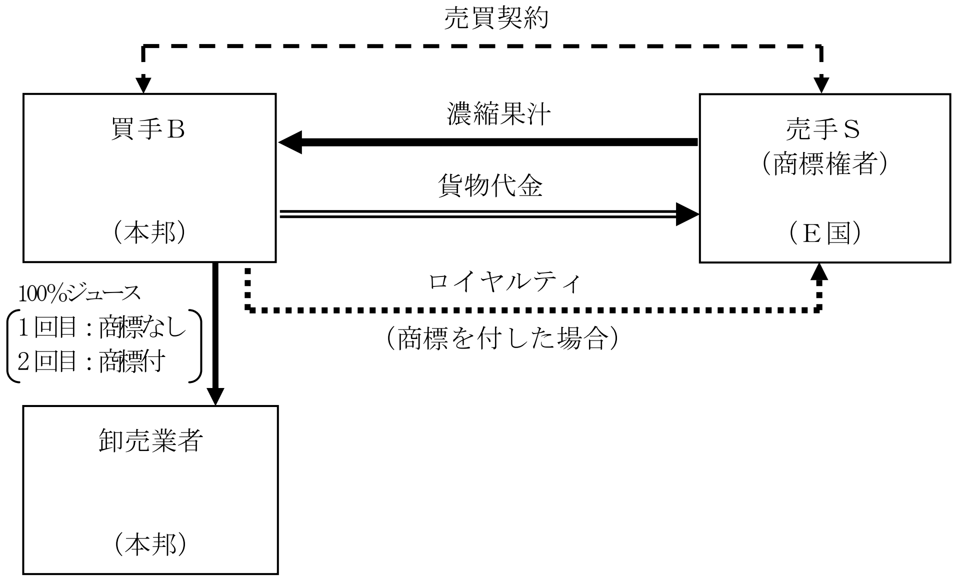
新旧対照表

改正後	改正前
１．本邦の化粧品製造業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の商標権者Ｓ（売手Ｓ）との間で締結したライセンス契約に基づき、本邦で売手Ｓの商標を使用して６種類の化粧品の製造販売を行っている。 ２．このうち、化粧品Ａの必須原料は売手Ｓが製造しており、通常買手Ｂは、売手Ｓから当該必須原料を購入（輸入）しているが、他の５種類の化粧品は必須原料を含め、本邦において調達している。 ３．また、６種類全ての化粧品は売手Ｓの処方に従って本邦において製造され、買手Ｂは、当該ライセンス契約に基づき、本邦において当該商標を付した化粧品を販売する権利（商標使用権）の対価として、売手Ｓにロイヤルティ（当該６種類の化粧品の年間総売上の５％）を支払うこととなっている。 ４．なお、化粧品Ａの必須原料は、通常売手Ｓから購入するものの、他の化粧品の必須原料は本邦において調達しており、買手Ｂに当該必須原料の購入義務は課されていない。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが売手Ｓに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、本邦において当該６種類の化粧品に商標を付して販売する権利（商標使用権）の対価である。上記必須原料は、化粧品Ａの必須原料であるものの、当該化粧品とは本質的に相違しており、また、化粧品Ａの必須原料は通常売手Ｓから購入するものの、他の化粧品の必須原料は本邦において調達しており、買手Ｂに当該必須原料の購入義務が課されていない状況に鑑みれば、買手Ｂが売手Ｓから当該必須原料を購入しなければならない事情は見受けられないことから、当該ロイヤルティは、当該必須原料に関連するものではない。 ２．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものではないため、同号に該当するものとして売手Ｓから購入する上記必須原料の課税価格に含まれるものではない。 ３．なお、上記ロイヤルティは、上述したように、売手Ｓから上記必須原料を購入しなければならない事情は見受けられず、買手Ｂが当該必須原料を売手Ｓから購入するために支払うことを要するものではないことから、関	１．本邦の化粧品製造業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の商標権者Ｓ（売手Ｓ）との間で締結したライセンス契約に基づき、本邦で売手Ｓの商標を使用して６種類の化粧品の製造販売を行っている。 ２．このうち、化粧品Ａの必須原料は売手Ｓが製造しており、通常買手Ｂは、売手Ｓから当該必須原料を購入（輸入）しているが、他の５種類の化粧品は必須原料を含め、本邦において調達している。 ３．また、６種類全ての化粧品は売手Ｓの処方に従って本邦において製造され、買手Ｂは、当該ライセンス契約に基づき、本邦において当該商標を付した化粧品を販売する権利（商標使用権）の対価として、売手Ｓにロイヤルティ（当該６種類の化粧品の年間総売上の５％）を支払うこととなっている。 ４．なお、化粧品Ａの必須原料は、通常売手Ｓから購入するものの、他の化粧品の必須原料は本邦において調達しており、買手Ｂに当該必須原料の購入義務は課されていない。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが売手Ｓに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、本邦において当該６種類の化粧品に商標を付して販売する権利（商標使用権）の対価である。上記必須原料は、化粧品Ａの必須原料であるものの、当該化粧品とは本質的に相違しており、また、化粧品Ａの必須原料は通常売手Ｓから購入するものの、他の化粧品の必須原料は本邦において調達しており、買手Ｂに当該必須原料の購入義務が課されていない状況に鑑みれば、買手Ｂが売手Ｓから当該必須原料を購入しなければならない事情は見受けられないことから、当該ロイヤルティは、当該必須原料に関連するものではない。 ２．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものではないため、同号に該当するものとして売手Ｓから購入する上記必須原料の課税価格に含まれるものではない。 ３．なお、上記ロイヤルティは、上述したように、売手Ｓから上記必須原料を購入しなければならない事情は見受けられず、買手Ｂが当該必須原料を売手Ｓから購入するために支払うことを要するものではないことから、関

新旧対照表

改正後	改正前
税定率法第４条第１項第４号に規定する「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に支払われるものでもない。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入取引の条件」として支払われるものでもない。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。
（事例24）買手が売手（商標権者）に濃縮果汁を希釈・販売する権利に対して支払うものであるが、一部に商標を添付しないで販売している場合のロイヤルティ	（事例24）買手が売手（商標権者）に濃縮果汁を希釈・販売する権利に対して支払うものであるが、一部に商標を添付しないで販売している場合のロイヤルティ

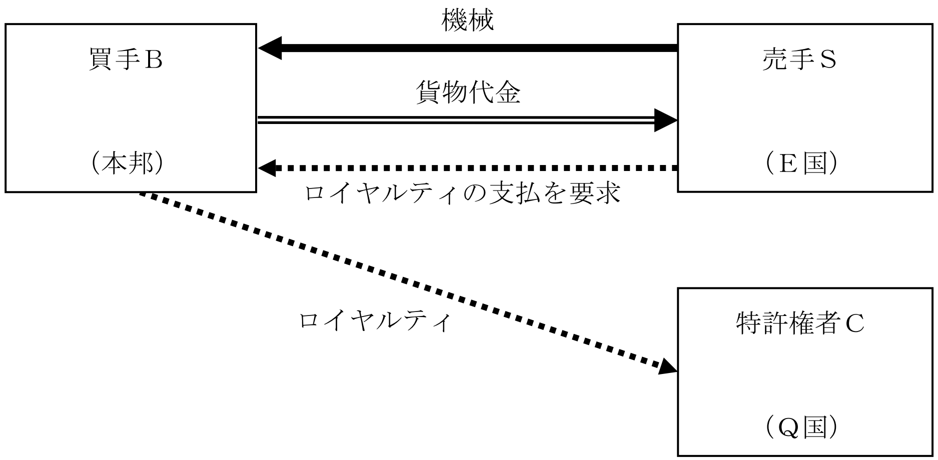
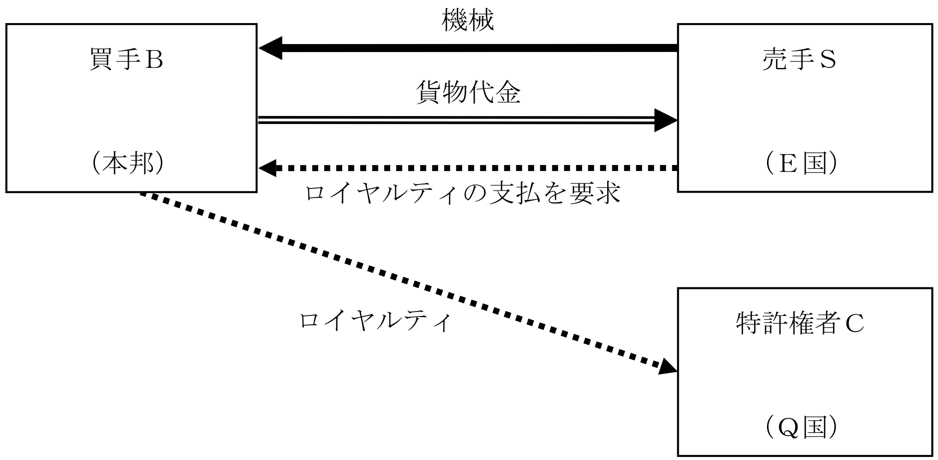
新旧対照表

改正後	改正前
	
【事実関係】 １．本邦の飲料製造販売業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の商標権者Ｓ（売手Ｓ）との間で締結した売買契約（ライセンス条項を含む。）に基づき、ある濃縮果汁を２回に分けて購入（輸入）する。 ２．上記濃縮果汁は、本邦において水で希釈し、100％ジュースとして、紙パックに詰めた後販売されるが、当該売買契約に基づき、買手Ｂは、売手Ｓが所有する商標を当該ジュースに付すことも、付さないこともでき、当該商標使用権の対価として、商標を付したジュースの卸売販売数量に基づき計算されたロイヤルティを売手Ｓに支払うこととなっている。 ３．１回目の購入においては、買手Ｂは、濃縮果汁を希釈後、当該商標を付さずに販売したことから、ロイヤルティの支払いは発生していない。一方、２回目の購入においては、買手Ｂは、濃縮果汁を希釈後、当該商標を付して販売したことから、売手Ｓにロイヤルティを支払わなければならない。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算する	【事実関係】 １．本邦の飲料製造販売業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の商標権者Ｓ（売手Ｓ）との間で締結した売買契約（ライセンス条項を含む。）に基づき、ある濃縮果汁を２回に分けて購入（輸入）する。 ２．上記濃縮果汁は、本邦において水で希釈し、100％ジュースとして、紙パックに詰めた後販売されるが、当該売買契約に基づき、買手Ｂは、売手Ｓが所有する商標を当該ジュースに付すことも、付さないこともでき、当該商標使用権の対価として、商標を付したジュースの卸売販売数量に基づき計算されたロイヤルティを売手Ｓに支払うこととなっている。 ３．１回目の購入においては、買手Ｂは、濃縮果汁を希釈後、当該商標を付さずに販売したことから、ロイヤルティの支払いは発生していない。一方、２回目の購入においては、買手Ｂは、濃縮果汁を希釈後、当該商標を付して販売したことから、輸入取引の条件として、売手Ｓにロイヤルティを支払わなければならない。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算する

新旧対照表

改正後	改正前
にあたり、買手Ｂが売手Ｓに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、商標使用権の対価であり、本邦において当該商標を付して販売されたジュースに関するものである。当該ジュースは当該濃縮果汁を単に水で希釈したものに過ぎず、その本質は変更していないことから、当該ロイヤルティは２回目に購入された濃縮果汁に関連するものである。 ２．また、上記ロイヤルティは、買手Ｂから売手Ｓに対し、輸入取引をするために支払われるものである。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして２回目に購入された濃縮果汁の課税価格に含まれるものである。 ４．一方、１回目に購入された濃縮果汁は、希釈後、商標を付さずに販売されており、ロイヤルティの支払いは発生していない。したがって、１回目に購入された濃縮果汁に関する限り、当該ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものに該当しないことから、同号に該当するものとして１回目に購入された輸入濃縮果汁の課税価格に含まれるものではない。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	にあたり、買手Ｂが売手Ｓに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、商標使用権の対価であり、本邦において当該商標を付して販売されたジュースに関するものである。当該ジュースは当該濃縮果汁を単に水で希釈したものに過ぎず、その本質は変更していないことから、当該ロイヤルティは２回目に購入された濃縮果汁に関連するものである。 ２．また、上記ロイヤルティは、買手Ｂから売手Ｓに対し、輸入取引の条件として支払われるものである。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引の条件」として、買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして２回目に購入された濃縮果汁の課税価格に含まれるものである。 ４．一方、１回目に購入された濃縮果汁は、希釈後、商標を付さずに販売されており、ロイヤルティの支払いは発生していない。したがって、１回目に購入された濃縮果汁に関する限り、当該ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものに該当しないことから、同号に該当するものとして１回目に購入された輸入濃縮果汁の課税価格に含まれるものではない。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

新旧対照表

改正後	改正前
（事例25）買手が売手の要請に応じ特許権者に支払うロイヤルティ  【事実関係】 １．本邦の卸売業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の製造業者Ｓ（売手Ｓ）から、特許製法に基づいて製造された機械を購入（輸入）している。 ２．買手Ｂは、売手Ｓに上記機械の貨物代金を支払っているが、それに加え、売手Ｓから、当該特許発明を実施する対価として、ロイヤルティをＱ国の第三者である特許権者Ｃに支払うことを要求されている。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが特許権者Ｃに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは特許発明を実施する対価であり、特許製法に基づき製造された上記機械に関連している。 ２．また、上記ロイヤルティは第三者たる特許権者Ｃへの支払いであるものの、売手Ｓが買手Ｂに対し支払要求していることから、買手Ｂが上記機械を購入するために支払うことを要するものである。	（事例25）買手が売手の要請に応じ特許権者に支払うロイヤルティ  【事実関係】 １．本邦の卸売業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＥ国の製造業者Ｓ（売手Ｓ）から、特許製法に基づいて製造された機械を購入（輸入）している。 ２．買手Ｂは、売手Ｓに上記機械の貨物代金を支払っているが、それに加え、売手Ｓから、当該特許発明を実施する対価として、ロイヤルティをＱ国の第三者である特許権者Ｃに支払うことを要求されている。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが特許権者Ｃに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは特許発明を実施する対価であり、特許製法に基づき製造された上記機械に関連している。 ２．また、上記ロイヤルティは第三者たる特許権者Ｃへの支払いであるものの、売手Ｓが買手Ｂに対し支払要求していることから、買手Ｂが上記機械を購入するために支払うことを要するものである。

新旧対照表

改正後	改正前
３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記機械の課税価格に含まれるものである。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引の条件」として、買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記機械の課税価格に含まれるものである。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

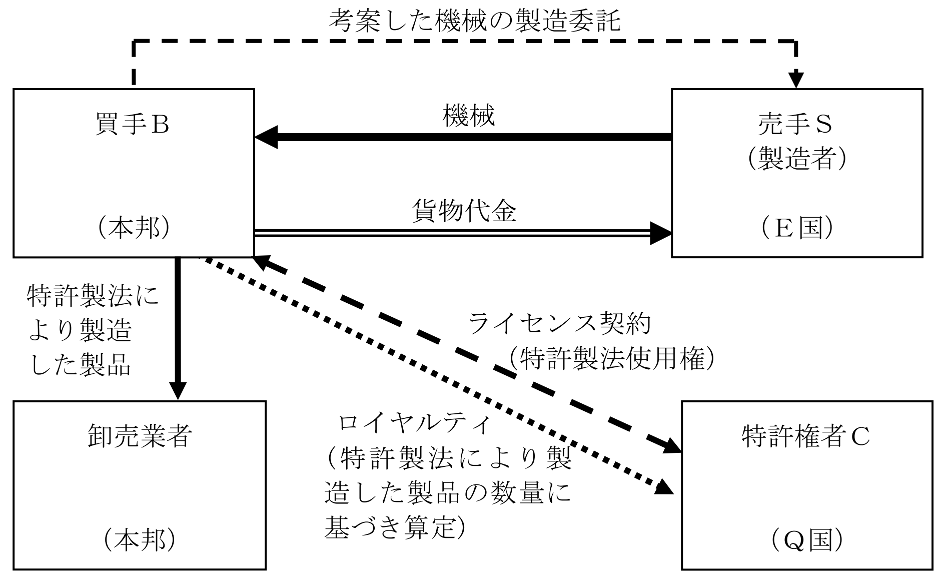
新旧対照表

改正後	改正前

新旧対照表

改正後

（事例26）買手が特許権者に支払うものであるが、特許製法実施のための機械の売買契約とは関連のないロイヤルティ



【事実関係】

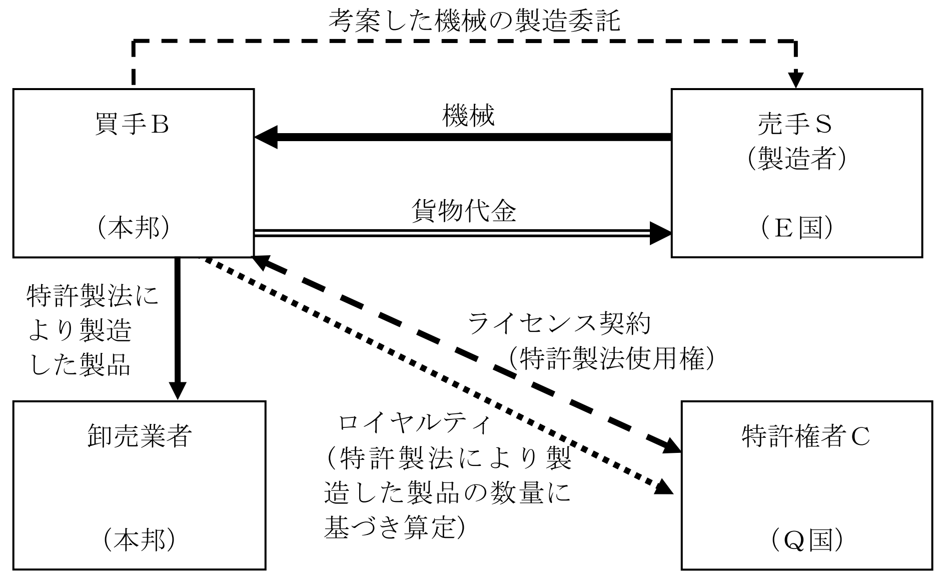
１．本邦の製造業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＱ国の特許権者Ｃとの間で締結したライセンス契約に基づき、本邦におけるある製品の製造に必要な特許製法使用の対価として、特許権者Ｃにロイヤルティ（ロイヤルティの対価は買手Ｂが卸売業者に販売したある製品の数量に基づき算定）を支払うこととなっている。

２．一方、買手Ｂは、Ｅ国の製造者Ｓ（売手Ｓ）との間で売買契約を締結し、当該特許製法を実施するため本邦において自ら考案した機械を売手Ｓに製造委託し、当該機械を購入（輸入）している。買手Ｂは、当該機械を輸入後、本邦における自社工場で当該機械（特許製法）を用いてある製品を製造し、国内の卸売業者に販売している。

３．なお、特許権者Ｃは、上記機械の製造・販売に関与しておらず、また、買手Ｂと売手Ｓとの売買契約においてもロイヤルティに関する記述はない。

改正前

（事例26）買手が特許権者に支払うものであるが、特許製法実施のための機械の売買契約とは関連のないロイヤルティ



【事実関係】

１．本邦の製造業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にないＱ国の特許権者Ｃとの間で締結したライセンス契約に基づき、本邦におけるある製品の製造に必要な特許製法使用の対価として、特許権者Ｃにロイヤルティ（ロイヤルティの対価は買手Ｂが卸売業者に販売したある製品の数量に基づき算定）を支払うこととなっている。

２．一方、買手Ｂは、Ｅ国の製造者Ｓ（売手Ｓ）との間で売買契約を締結し、当該特許製法を実施するため本邦において自ら考案した機械を売手Ｓに製造委託し、当該機械を購入（輸入）している。買手Ｂは、当該機械を輸入後、本邦における自社工場で当該機械（特許製法）を用いてある製品を製造し、国内の卸売業者に販売している。

３．なお、特許権者Ｃは、上記機械の製造・販売に関与しておらず、また、買手Ｂと売手Ｓとの売買契約においてもロイヤルティに関する記述はない。

新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>【問】
上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが特許権者Ｃに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】
１．上記機械は特許製法を実施するためのものであり、上記ロイヤルティは、当該特許製法使用の対価であることから、当該機械に関連している。
２．しかし、上記ロイヤルティは、上記機械の売買契約とは別個独立したライセンス契約に基づき支払われ、特許権者Ｃは、当該機械の製造・販売に関与していないことから、買手Ｂが当該機械を売手Ｓから購入するために支払うことを要するものではない。
３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであるが、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に支払われるものではないため、同項に該当するものとして上記機械の課税価格に含まれるものではない。

【関係法令通達】
関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13

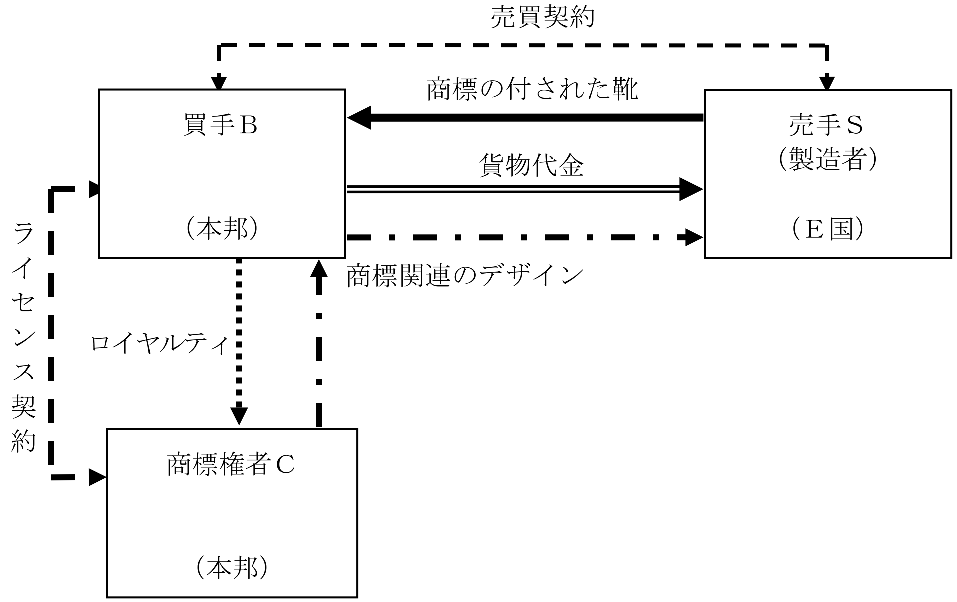
注記
本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</td><td>【問】
上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが特許権者Ｃに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

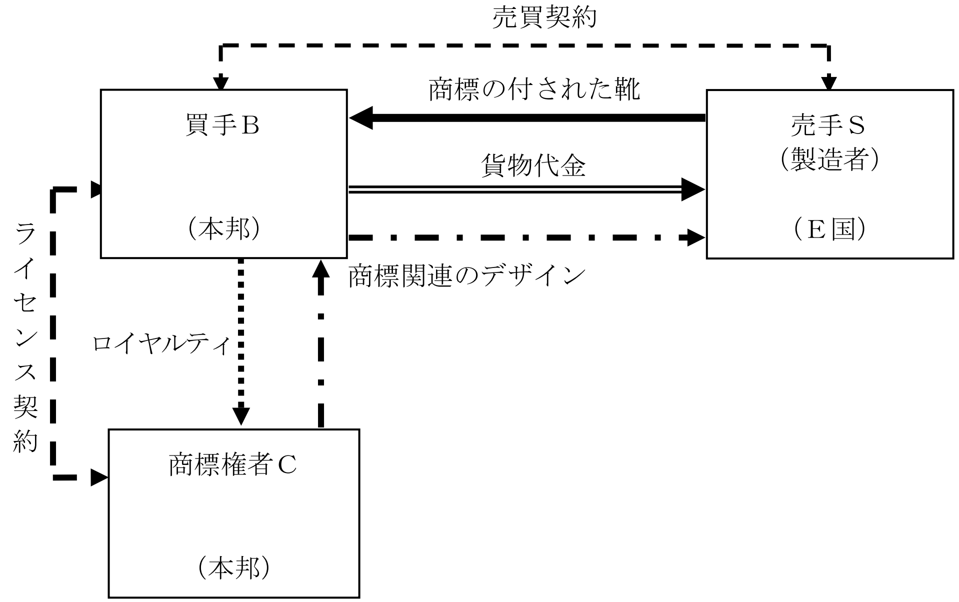
【答】
１．上記機械は特許製法を実施するためのものであり、上記ロイヤルティは、当該特許製法使用の対価であることから、当該機械に関連している。
２．しかし、上記ロイヤルティは、上記機械の売買契約とは別個独立したライセンス契約に基づき支払われ、特許権者Ｃは、当該機械の製造・販売に関与していないことから、買手Ｂが当該機械を売手Ｓから購入するために支払うことを要するものではない。
３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであるが、「輸入取引の条件」として支払われるものではないため、同項に該当するものとして上記機械の課税価格に含まれるものではない。

【関係法令通達】
関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13

注記
本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</td></tr>
</table>

新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（事例27）買手が商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ


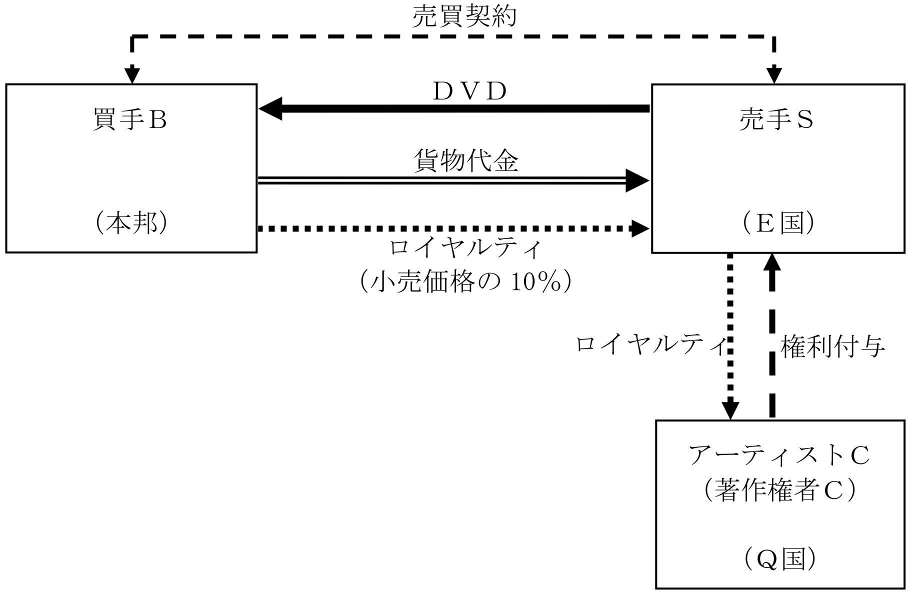
【事実関係】
１．本邦の靴卸売業者Ｂ（買手Ｂ）は、同じく本邦の商標権者Ｃとライセンス契約を締結し、当該ライセンス契約に基づき、本邦において商標の付された靴を販売する権利（商標使用権）の対価として、一定額のロイヤルティを商標権者Ｃに支払うこととなっている。
２．一方、買手Ｂは、特殊関係にないＥ国の製造者Ｓ（売手Ｓ）と売買契約を締結し、売手Ｓが製造した商標の付された靴を購入（輸入）している。
３．商標権者Ｃが本邦において作成した上記商標に関連するデザインは、ライセンス契約に基づき商標権者Ｃから買手Ｂへ提供され、さらに、売買契約に基づき買手Ｂから売手Ｓに無償提供され、当該商標の付された靴を製造するために利用されているが、そのデザインとしての価値は低く、その他商標権者Ｃは当該商標の付された靴の製造・輸入取引に関与していない。
４．また、買手Ｂと売手Ｓとの売買契約においてもロイヤルティの支払いに関する記述はない。
</td><td>
（事例27）買手が商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ


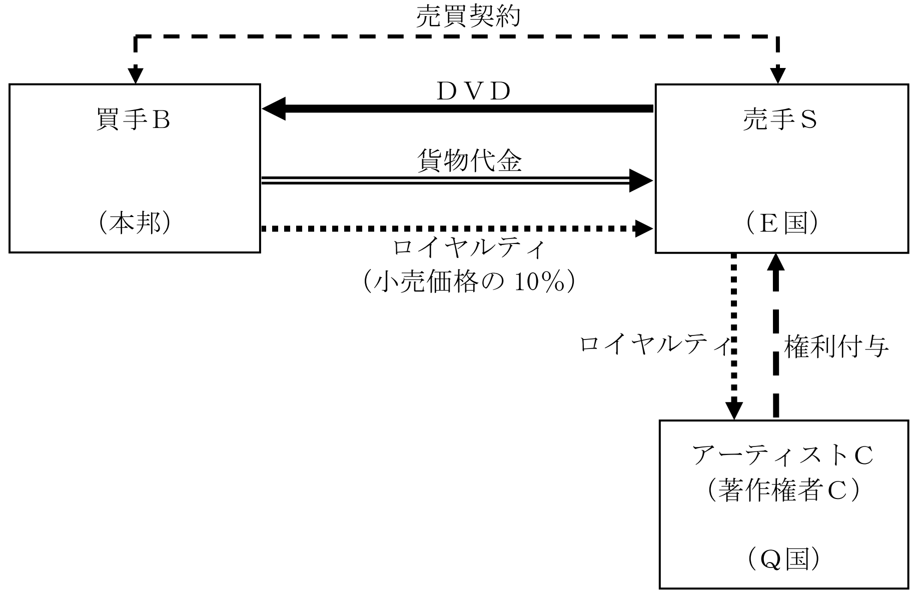
【事実関係】
１．本邦の靴卸売業者Ｂ（買手Ｂ）は、同じく本邦の商標権者Ｃとライセンス契約を締結し、当該ライセンス契約に基づき、本邦において商標の付された靴を販売する権利（商標使用権）の対価として、一定額のロイヤルティを商標権者Ｃに支払うこととなっている。
２．一方、買手Ｂは、特殊関係にないＥ国の製造者Ｓ（売手Ｓ）と売買契約を締結し、売手Ｓが製造した商標の付された靴を購入（輸入）している。
３．商標権者Ｃが本邦において作成した上記商標に関連するデザインは、ライセンス契約に基づき商標権者Ｃから買手Ｂへ提供され、さらに、売買契約に基づき買手Ｂから売手Ｓに無償提供され、当該商標の付された靴を製造するために利用されているが、そのデザインとしての価値は低く、その他商標権者Ｃは当該商標の付された靴の製造・輸入取引に関与していない。
４．また、買手Ｂと売手Ｓとの売買契約においてもロイヤルティの支払いに関する記述はない。
</td></tr>
</table>

新旧対照表

改正後	改正前
【問】 　上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが商標権者Ｃに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、本邦において商標が付された靴を販売する権利（商標使用権）の対価であり、商標が輸入靴に付されていることから、当該靴に関連するものである。 ２．しかし、上記ロイヤルティは、上記靴の売買契約とは別個独立したライセンス契約に基づき支払われ、商標権者Ｃは、デザインについて買手を通じ売手に提供しているものの、そのデザインとしての価値は低く、その他当該靴の製造・輸入取引に関与していないことから、買手Ｂが当該靴を売手Ｓから購入するために支払うことを要するものではない。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであるが、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に支払われるものではないため、同号に該当するものとして上記靴の課税価格に含まれるものではない。 【関係法令通達】 　関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 　本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	【問】 　上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが商標権者Ｃに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、本邦において商標が付された靴を販売する権利（商標使用権）の対価であり、商標が輸入靴に付されていることから、当該靴に関連するものである。 ２．しかし、上記ロイヤルティは、上記靴の売買契約とは別個独立したライセンス契約に基づき支払われ、商標権者Ｃは、デザインについて買手を通じ売手に提供しているものの、そのデザインとしての価値は低く、その他当該靴の製造・輸入取引に関与していないことから、買手Ｂが当該靴を売手Ｓから購入するために支払うことを要するものではない。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであるが、「輸入取引の条件」として支払われるものではないため、同号に該当するものとして上記靴の課税価格に含まれるものではない。 【関係法令通達】 　関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 　本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（事例28）売手がライセンス契約に基づいて設定された自ら保有する著作使用権を、売買契約に基づき買手に再実施許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ


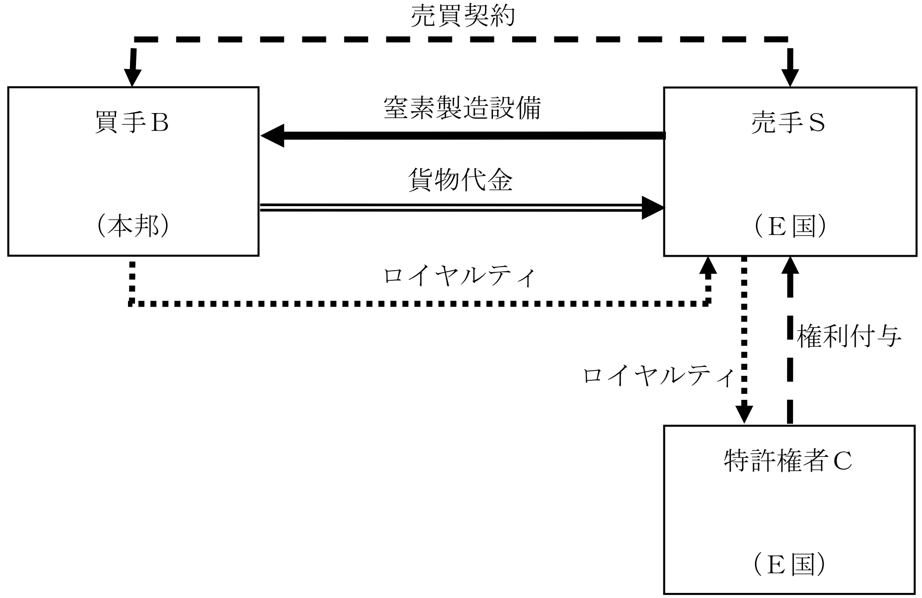
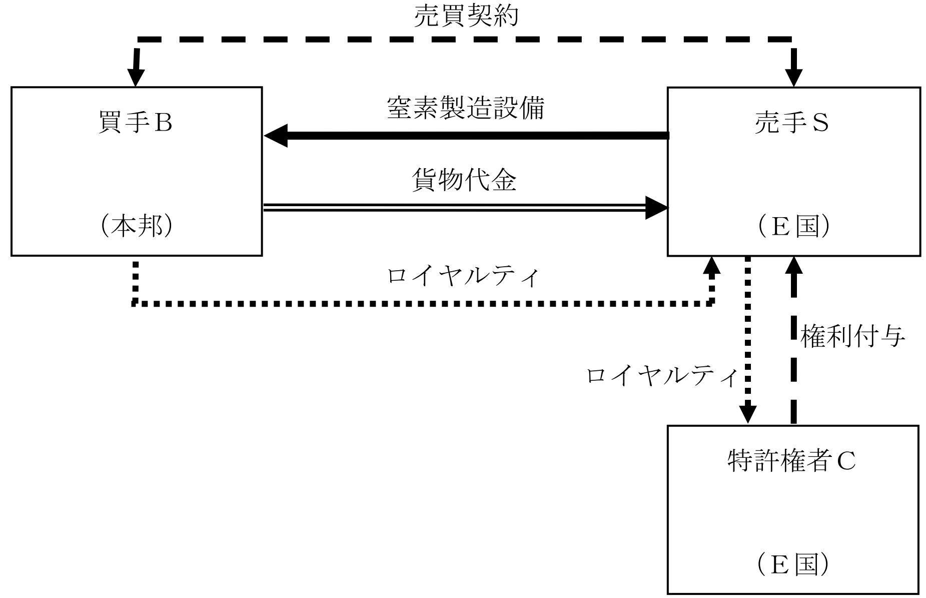
【事実関係】
１．Ｅ国のＤＶＤ製造販売会社Ｓ（売手Ｓ）は、ライセンス契約に基づき、著作権者であるＱ国のアーティストＣ（著作権者Ｃ）の作詞・作曲した音楽に関し、当該音楽を複製し、全世界で販売する権利（著作使用権）を付与されている。また、ロイヤルティについては、著作権者Ｃの作詞・作曲した音楽が編集されたＤＶＤの各国における小売価格に基づき支払われることとなっている。
２．一方、本邦の小売業者Ｂ（買手Ｂ）は、著作権者Ｃの作詞・作曲した音楽が編集されたＤＶＤを本邦で小売するため、特殊関係にない売手Ｓとの間で締結した売買契約に基づき、当該ＤＶＤを購入（輸入）している。
３．買手Ｂは、上記売買契約に基づき、売手Ｓに上記ＤＶＤの貨物代金を支払い、さらに、当該ＤＶＤを本邦において販売することの対価として、買手Ｂが本邦で販売した当該ＤＶＤの小売価格の 10%のロイヤルティを売手Ｓに対し支払っている。</td><td>（事例28）売手がライセンス契約に基づいて設定された自ら保有する著作使用権を、売買契約に基づき買手に再実施許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ


【事実関係】
１．Ｅ国のＤＶＤ製造販売会社Ｓ（売手Ｓ）は、ライセンス契約に基づき、著作権者であるＱ国のアーティストＣ（著作権者Ｃ）の作詞・作曲した音楽に関し、当該音楽を複製し、全世界で販売する権利（著作使用権）を付与されている。また、ロイヤルティについては、著作権者Ｃの作詞・作曲した音楽が編集されたＤＶＤの各国における小売価格に基づき支払われることとなっている。
２．一方、本邦の小売業者Ｂ（買手Ｂ）は、著作権者Ｃの作詞・作曲した音楽が編集されたＤＶＤを本邦で小売するため、特殊関係にない売手Ｓとの間で締結した売買契約に基づき、当該ＤＶＤを購入（輸入）している。
３．買手Ｂは、上記売買契約に基づき、売手Ｓに上記ＤＶＤの貨物代金を支払い、さらに、当該ＤＶＤを本邦において販売することの対価として、買手Ｂが本邦で販売した当該ＤＶＤの小売価格の 10%のロイヤルティを売手Ｓに対し支払っている。</td></tr>
</table>

新旧対照表

改正後	改正前
【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが売手Ｓに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、著作権者Ｃの作詞・作曲した音楽が編集されたＤＶＤを本邦において販売することの対価であり、当該ＤＶＤに関連している。 ２．また、上記ロイヤルティは、売買契約に基づき、買手Ｂが 売手Ｓに対し支払っていることから、買手Ｂが上記ＤＶＤを購入するために支払うことを要するものである。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記ＤＶＤの課税価格に含まれるものである。 ４．なお、著作権者Ｃの作詞・作曲した音楽を複製・販売することに関して、売手Ｓが著作権者Ｃに対してロイヤルティを支払うこととなっている事実は、上記売買契約とは無関係である。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法施行令第１条の５第５項、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが売手Ｓに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、著作権者Ｃの作詞・作曲した音楽が編集されたＤＶＤを本邦において販売することの対価であり、当該ＤＶＤに関連している。 ２．また、上記ロイヤルティは、売買契約に基づき、買手Ｂが 売手Ｓに対し支払っていることから、買手Ｂが上記ＤＶＤを購入するために支払うことを要するものである。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引の条件」として、買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記ＤＶＤの課税価格に含まれるものである。 ４．なお、著作権者Ｃの作詞・作曲した音楽を複製・販売することに関して、売手Ｓが著作権者Ｃに対してロイヤルティを支払うこととなっている事実は、上記売買契約とは無関係である。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法施行令第１条の５第３項、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

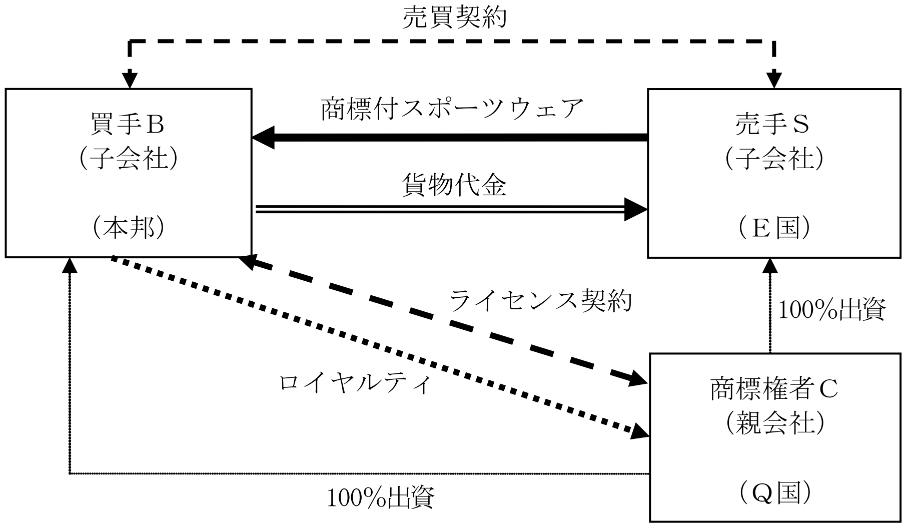
新旧対照表

改正後	改正前
（事例29）売買契約に基づき売手（特許権についての専用実施権者）が買手に通常実施権を許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ  【事実関係】 １．Ｅ国の設備製造業者Ｓ（売手Ｓ）は、Ｅ国の特許権者Ｃの所有する窒素製造に関する特許製法に関し、全世界で使用する権利（専用実施権）を付与され、売手Ｓは特許権者Ｃにロイヤルティを支払っている。 ２．一方、本邦の肥料製造業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にない売手Ｓとの間で締結した売買契約に基づき、本邦の肥料プラントに組み込む窒素製造設備を購入（輸入）している。 ３．買手Ｂは、上記売買契約に基づき、売手Ｓに上記窒素製造設備の貨物代金を支払い、さらに、当該窒素製造設備には当該窒素製造に関する特許製法を利用する装置が組み込まれていることから、買手Ｂは特許製法に係る通常実施権の対価として、ロイヤルティを売手Ｓに対して支払っている。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算する	（事例29）売買契約に基づき売手（特許権についての専用実施権者）が買手に通常実施権を許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ  【事実関係】 １．Ｅ国の設備製造業者Ｓ（売手Ｓ）は、Ｅ国の特許権者Ｃの所有する窒素製造に関する特許製法に関し、全世界で使用する権利（専用実施権）を付与され、売手Ｓは特許権者Ｃにロイヤルティを支払っている。 ２．一方、本邦の肥料製造業者Ｂ（買手Ｂ）は、特殊関係にない売手Ｓとの間で締結した売買契約に基づき、本邦の肥料プラントに組み込む窒素製造設備を購入（輸入）している。 ３．買手Ｂは、上記売買契約に基づき、売手Ｓに上記窒素製造設備の貨物代金を支払い、さらに、当該窒素製造設備には当該窒素製造に関する特許製法を利用する装置が組み込まれていることから、買手Ｂは特許製法に係る通常実施権の対価として、ロイヤルティを売手Ｓに対して支払っている。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算する

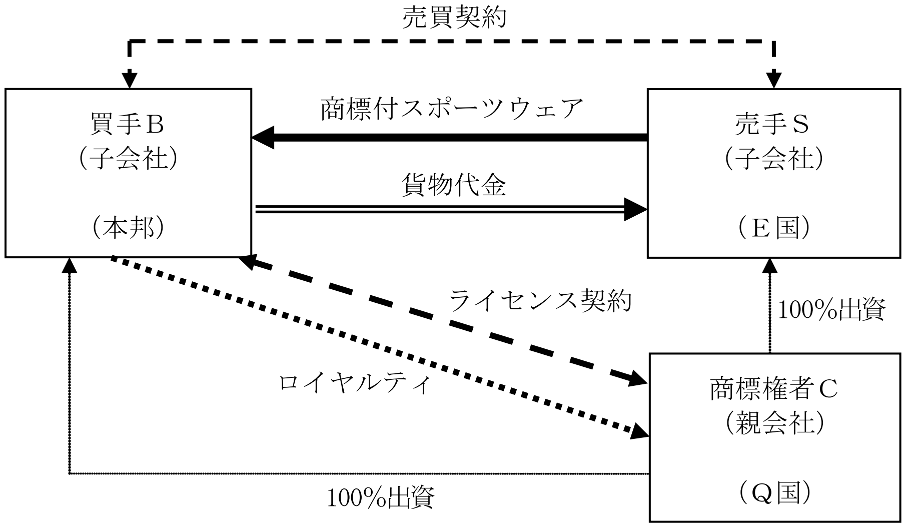
新旧対照表

改正後	改正前
にあたり、買手Ｂが売手Ｓに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、特許製法に係る通常実施権の対価であり、当該特許製法を利用する装置が上記窒素製造設備に組み込まれていることから、当該窒素製造設備に関連するものである。 ２．また、上記ロイヤルティは、売買契約に基づき、買手Ｂが売手Ｓに対して支払っていることから、買手Ｂが上記窒素製造設備を購入するために支払うことを要するものである。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記窒素製造設備の課税価格に含まれるものである。 ４．なお、特許権者Ｃの所有する窒素製造に関する特許製法に関して、売手Ｓが特許権者Ｃに対してロイヤルティを支払うこととなっている事実は、上記売買契約とは無関係である。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	にあたり、買手Ｂが売手Ｓに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは、特許製法に係る通常実施権の対価であり、当該特許製法を利用する装置が上記窒素製造設備に組み込まれていることから、当該窒素製造設備に関連するものである。 ２．また、上記ロイヤルティは、売買契約に基づき、買手Ｂが売手Ｓに対して支払っていることから、買手Ｂが上記窒素製造設備を購入するために支払うことを要するものである。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引の条件」として、買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記窒素製造設備の課税価格に含まれるものである。 ４．なお、特許権者Ｃの所有する窒素製造に関する特許製法に関して、売手Ｓが特許権者Ｃに対してロイヤルティを支払うこととなっている事実は、上記売買契約とは無関係である。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（事例30）売手及び買手のいずれもが商標権者の子会社である場合に、買手が商標権者に支払うロイヤルティ

【事実関係】
１．本邦のスポーツ用品卸売業者Ｂ（買手Ｂ）とＥ国の製造業者Ｓ（売手Ｓ）はいずれもＱ国の商標権者Ｃが 100%出資した子会社であるが、買手Ｂは、売手Ｓとの間の売買契約に基づき、商標が付されたスポーツウェアを購入（輸入）している。
２．一方、上記売買契約にはロイヤルティ関連規定はないが、買手Ｂは、親会社である商標権者Ｃとの間の口頭契約により、売手Ｓから購入するスポーツウェアに付されている商標使用権の対価として、商標権者Ｃに対してロイヤルティを支払うこととなっていることが確認されている。

【問】
上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが商標権者Ｃに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】</td><td>（事例30）売手及び買手のいずれもが商標権者の子会社である場合に、買手が商標権者に支払うロイヤルティ

【事実関係】
１．本邦のスポーツ用品卸売業者Ｂ（買手Ｂ）とＥ国の製造業者Ｓ（売手Ｓ）はいずれもＱ国の商標権者Ｃが 100%出資した子会社であるが、買手Ｂは、売手Ｓとの間の売買契約に基づき、商標が付されたスポーツウェアを購入（輸入）している。
２．一方、上記売買契約にはロイヤルティ関連規定はないが、買手Ｂは、親会社である商標権者Ｃとの間の口頭契約により、売手Ｓから購入するスポーツウェアに付されている商標使用権の対価として、商標権者Ｃに対してロイヤルティを支払うこととなっていることが確認されている。

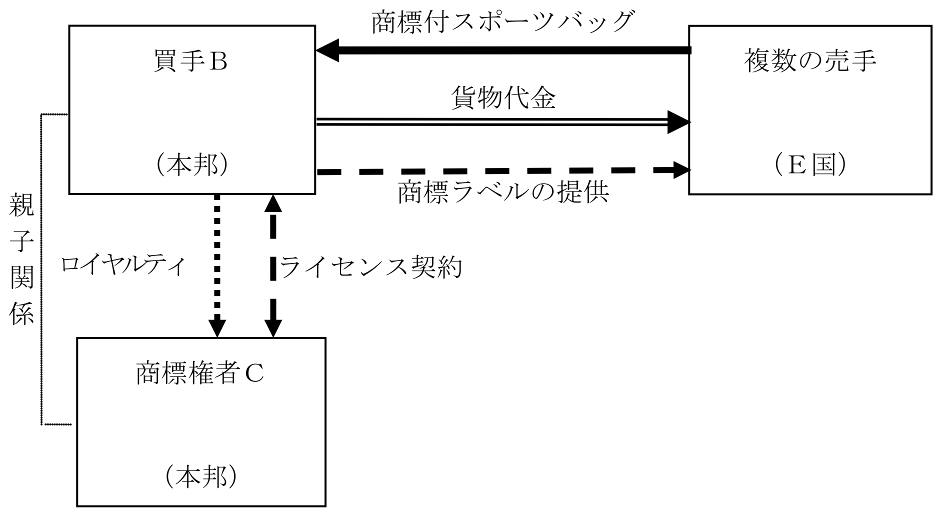
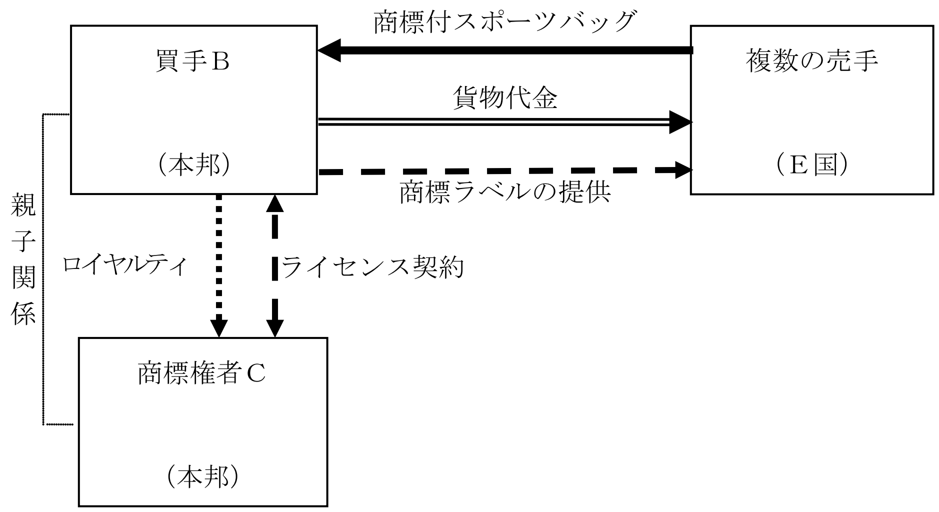
【問】
上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが商標権者Ｃに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に該当するものとして課税価格に含まれるか。

【答】</td></tr>
</table>

新旧対照表

改正後	改正前
１．上記ロイヤルティは商標使用権の対価であり、上記スポーツウェアには商標が付されることから、当該ロイヤルティの支払いは当該スポーツウェアに関連している。 ２．また、売買契約はロイヤルティの支払いに関する明確な条項を含まないが、買手Ｂ及び売手Ｓはいずれも商標権者Ｃが 100％出資した子会社であり、商標権者Ｃは当該売買契約に深く関与できる事実（商標権者Ｃに対してロイヤルティの支払なくして、上記スポーツウェアを売手Ｓから購入できない状態）に鑑みるに、買手Ｂは当該スポーツウェア購入に際して、実質上、商標権者Ｃへのロイヤルティの支払を義務付けられているものと考えられる。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記スポーツウェアの課税価格に含まれるものである。 ４．なお、買手Ｂと商標権者Ｃとの間に契約書がないからといって、口頭のライセンス契約が真実の契約関係を示し、当該口頭契約により実際にロイヤルティが支払われている事実が確認できる以上、ロイヤルティの支払義務が存在しなくなるものではない。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	１．上記ロイヤルティは商標使用権の対価であり、上記スポーツウェアには商標が付されることから、当該ロイヤルティの支払いは当該スポーツウェアに関連している。 ２．また、売買契約はロイヤルティの支払いに関する明確な条項を含まないが、買手Ｂ及び売手Ｓはいずれも商標権者Ｃが 100％出資した子会社であり、商標権者Ｃは当該売買契約に深く関与できる事実（商標権者Ｃに対してロイヤルティの支払なくして、上記スポーツウェアを売手Ｓから購入できない状態）に鑑みるに、買手Ｂは当該スポーツウェア購入に際して、実質上、商標権者Ｃへのロイヤルティの支払を義務付けられているものと考えられる。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条第１項第４号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引の条件」として、買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記スポーツウェアの課税価格に含まれるものである。 ４．なお、買手Ｂと商標権者Ｃとの間に契約書がないからといって、口頭のライセンス契約が真実の契約関係を示し、当該口頭契約により実際にロイヤルティが支払われている事実が確認できる以上、ロイヤルティの支払義務が存在しなくなるものではない。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

新旧対照表

改正後	改正前
（事例31）買手が親会社である商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ  【事実関係】 １．本邦のスポーツ用品卸売業者Ｂ（買手Ｂ）は、同じく本邦の商標権者Ｃの子会社であり、商標権者Ｃとの間のライセンス契約に基づき、買手Ｂは商標権者Ｃに対して商標使用権の対価としてロイヤルティを支払い、商標権者Ｃは買手Ｂに対して当該使用権を許諾している。なお、当該商標は商標権者Ｃが本邦において考案し、保有するものである。 ２．一方、買手Ｂは、Ｅ国の独立した第三者である複数の売手との売買契約を締結し、スポーツバッグを購入（輸入）しているが、当該売買契約に基づき、買手Ｂは自らが作成した商標ラベルを当該売手に対して無償で提供し、輸入前に当該スポーツバッグに当該商標ラベルを貼付させている。 ３．なお、商標権者Ｃは、上記スポーツバッグの製造及び輸入取引に関与していない。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが商標権者Ｃに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に	（事例31）買手が親会社である商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ  【事実関係】 １．本邦のスポーツ用品卸売業者Ｂ（買手Ｂ）は、同じく本邦の商標権者Ｃの子会社であり、商標権者Ｃとの間のライセンス契約に基づき、買手Ｂは商標権者Ｃに対して商標使用権の対価としてロイヤルティを支払い、商標権者Ｃは買手Ｂに対して当該使用権を許諾している。なお、当該商標は商標権者Ｃが本邦において考案し、保有するものである。 ２．一方、買手Ｂは、Ｅ国の独立した第三者である複数の売手との売買契約を締結し、スポーツバッグを購入（輸入）しているが、当該売買契約に基づき、買手Ｂは自らが作成した商標ラベルを当該売手に対して無償で提供し、輸入前に当該スポーツバッグに当該商標ラベルを貼付させている。 ３．なお、商標権者Ｃは、上記スポーツバッグの製造及び輸入取引に関与していない。 【問】 上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条第１項の規定により計算するにあたり、買手Ｂが商標権者Ｃに支払う上記ロイヤルティは、同項第４号に

新旧対照表

改正後	改正前
該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは商標使用権の対価であり、上記輸入スポーツバッグには商標が付されていることから、当該ロイヤルティの支払いは、当該輸入スポーツバッグに関連している。 ２．買手Ｂと商標権者Ｃは親子関係にあるものの、上記ロイヤルティは、上記スポーツバッグの売買契約とは別個のライセンス契約により支払われ、かつ、商標権者Ｃは、当該スポーツバッグの製造及び輸入取引に関与していないことから、買手Ｂが売手から当該貨物を購入するために支払うことを要するものではない。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条１項４号に規定する「輸入貨物に係るもの」であるが、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に支払われるものではないことから、同号に該当するものとして上記スポーツバッグの課税価格に含まれるものではない。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	該当するものとして課税価格に含まれるか。 【答】 １．上記ロイヤルティは商標使用権の対価であり、上記輸入スポーツバッグには商標が付されていることから、当該ロイヤルティの支払いは、当該輸入スポーツバッグに関連している。 ２．買手Ｂと商標権者Ｃは親子関係にあるものの、上記ロイヤルティは、上記スポーツバッグの売買契約とは別個のライセンス契約により支払われ、かつ、商標権者Ｃは、当該スポーツバッグの製造及び輸入取引に関与していないことから、買手Ｂが売手から当該貨物を購入するために支払うことを要するものではない。 ３．したがって、上記ロイヤルティは、関税定率法第４条１項４号に規定する「輸入貨物に係るもの」であるが、「輸入取引の条件」として支払われるものではないことから、同号に該当するものとして上記スポーツバッグの課税価格に含まれるものではない。 【関係法令通達】 関税定率法第４条第１項第４号、関税定率法基本通達４－13 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

新旧対照表

改正後	改正前
（事例38）関税定率法第４条の２に規定する「同種又は類似の貨物」 （注）　以下の例における該否認定判断は、特定の要素に着目したものであり、現実の事例において、ある貨物が他の貨物と同種又は類似の貨物であると認められるためには、各例で示している諸条件に加え、関税定率法第４条の２に規定されている他の要件が全て充足されることを要する。 【例１】異なる用途のために輸入される貨物 （問）化学組成、仕上げ及びサイズが同一の鋼板であるが、一方は自動車の車体用に、他方は炉の外装用に輸入される。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。 （答）全ての点において同一であれば、使用目的に係る差異は問わないことから、双方は同種の貨物である。 【例２】異なる職種の輸入者により輸入される貨物 （問）壁紙が一方は室内装飾業者により、他方は卸売業者により異なる価格で輸入される。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。 （答）室内装飾業者と卸売業者とが異なる価格で壁紙を輸入したとしても、他のすべての点において同一であれば、双方は同種の貨物である。 　価格の違いが品質又は社会的評価の違いを示すこともあるが、価格そのものは同種又は類似の貨物であるか否かを判断する要素ではない。 【例３】組立状態で輸入される貨物と分解状態で輸入される貨物 （問）①ポンプとノズルの付いた蓋と②容器という二つの部分から構成される園芸用噴霧器が、一方は組み立てられた状態で、他方は分解された状態で輸入される。双方はその形状、品質、社会的評価を含むすべての点において同一であり、また、いずれも使用する際は、二つの構成部分を一旦分解して、容器に殺虫剤を充填し、ノズル付きの蓋を再び取り付けることになる。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。 （答）組立てられた貨物と組立てられていない貨物は、通常、同種又は類似の貨物とは認められないが、この例のように、貨物がその通常の使用過程で組立てられたり、分解されたりするように作られている場合には、その組立作業の性格からみて、双方は同種の貨物と判断することができる。	（事例38）関税定率法第４条の２に規定する「同種又は類似の貨物」 （注）　以下の例における該否認定判断は、特定の要素に着目したものであり、現実の事例において、ある貨物が他の貨物と同種又は類似の貨物であると認められるためには、各例で示している諸条件に加え、関税定率法第４条の２に規定されている他の要件が全て充足されることを要する。 【例１】異なる用途のために輸入される貨物 （問）化学組成、仕上げ及びサイズが同一の鋼板であるが、一方は自動車の車体用に、他方は炉の外装用に輸入される。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。 （答）全ての点において同一であれば、使用目的に係る差異は問わないことから、双方は同種の貨物である。 【例２】異なる職種の輸入者により輸入される貨物 （問）壁紙が一方は室内装飾業者により、他方は卸売業者により異なる価格で輸入される。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。 （答）室内装飾業者と卸売業者とが異なる価格で壁紙を輸入したとしても、他のすべての点において同一であれば、双方は同種の貨物である。 　価格の違いが品質又は社会的評価の違いを示すこともあるが、価格そのものは同種又は類似の貨物であるか否かを判断する要素ではない。 【例３】組立状態で輸入される貨物と分解状態で輸入される貨物 （問）①ポンプとノズルの付いた蓋と②容器という二つの部分から構成される園芸用噴霧器が、一方は組み立てられた状態で、他方は分解された状態で輸入される。双方はその形状、品質、社会的評価を含むすべての点において同一であり、また、いずれも使用する際は、二つの構成部分を一旦分解して、容器に殺虫剤を充填し、ノズル付きの蓋を再び取り付けることになる。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。 （答）組立てられた貨物と組立てられていない貨物は、通常、同種又は類似の貨物とは認められないが、この例のように、貨物がその通常の使用過程で組立てられたり、分解されたりするように作られている場合には、その組立作業の性格からみて、双方は同種の貨物と判断することができる。

新旧対照表

改正後	改正前
【例４】品種の異なる貨物 （問）大きさは同一であるが、異なる品種のチューリップの球根（ほぼ同一の形状及び大きさ並びに同色の花を咲かせるもの）が輸入される。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。 （答）同一の品種ではないことから、双方は同種の貨物とは認められないが、ほぼ同一の形状及び大きさの同色の花を咲かせ、かつ、商業上の交換が可能であるので、双方は類似の貨物と認められる。 【例５】異なる生産者により生産された貨物 （問）同一の生産国の異なる者により生産された同一サイズのゴム製の自動車用タイヤチューブが輸入される。いずれもそのサイズ、材質、機能、規格、品質において同一であり、同程度の社会的評価を有しているが、異なる商標を使用している。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。 （答）商標が異なるため、すべての点で同一とはいえず、双方は同種の貨物とは認められない。しかしながら、双方は同様の形状及び材質で同一の機能を有し、同じ規格で作られた同じ品質のものであり、社会的評価も同程度で、かつ、商標付きのものである。したがって、双方は、商標が異なるものの、類似の貨物と認められる。 【例６】用途及び規格の異なる貨物 （問）分析用の特別規格の過酸化ナトリウムと漂白用の通常規格の過酸化ナトリウムが輸入される。特別規格のものは粉末状の極めて純度の高い原料を使用する工程を経て製造されるので、通常規格のものに比べ大変高価であり、漂白に使用するのでは採算が合わない。他方、通常規格の過酸化ナトリウムは、分析仕様に合致するほど十分純度が高くなく、また、きれいに溶解せず、粉末状でもないので、特別規格のものの代わりに使用することはできない。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。 （答）通常規格の過酸化ナトリウムは、特別規格のものと全ての点で同一であるとはいえないので、同種の貨物と認められない。また、双方は同様の特性及び成分を有しているものの、通常規格のものは分析用に使用することができず、他方、特別規格のものは著しく高価であるため、漂白用には使用されない。したがって、双方は商業上の交換が可能ではない	【例４】品種の異なる貨物 （問）大きさは同一であるが、異なる品種のチューリップの球根（ほぼ同一の形状及び大きさ並びに同色の花を咲かせるもの）が輸入される。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。 （答）同一の品種ではないことから、双方は同種の貨物とは認められないが、ほぼ同一の形状及び大きさの同色の花を咲かせ、かつ、商業上の交換が可能であるので、双方は類似の貨物と認められる。 【例５】異なる生産者により生産された貨物 （問）同一の生産国の異なる者により生産された同一サイズのゴム製の自動車用タイヤチューブが輸入される。いずれもそのサイズ、材質、機能、規格、品質において同一であり、同程度の社会的評価を有しているが、異なる商標を使用している。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。 （答）商標が異なるため、すべての点で同一とはいえず、双方は同種の貨物とは認められない。しかしながら、双方は同様の形状及び材質で同一の機能を有し、同じ規格で作られた同じ品質のものであり、社会的評価も同程度で、かつ、商標付きのものである。したがって、双方は、商標が異なるものの、類似の貨物と認められる。 【例６】用途及び規格の異なる貨物 （問）分析用の特別規格の過酸化ナトリウムと漂白用の通常規格の過酸化ナトリウムが輸入される。特別規格のものは粉末状の極めて純度の高い原料を使用する工程を経て製造されるので、通常規格のものに比べ大変高価であり、漂白に使用するのでは採算が合わない。他方、通常規格の過酸化ナトリウムは、分析仕様に合致するほど十分純度が高くなく、また、きれいに溶解せず、粉末状でもないので、特別規格のものの代わりに使用することはできない。双方は同種又は類似の貨物と認められるか。 （答）通常規格の過酸化ナトリウムは、特別規格のものと全ての点で同一であるとはいえないので、同種の貨物と認められない。また、双方は同様の特性及び成分を有しているものの、通常規格のものは分析用に使用することができず、他方、特別規格のものは著しく高価であるため、漂白用には使用されない。したがって、双方は商業上の交換が可能ではない

新旧対照表

改正後	改正前
ことから、類似の貨物と認められない。 【例７】品質の異なる貨物 （問）紙だけに使用可能な品質のインクと、紙と布に使用可能な品質のインクは、同種又は類似の貨物と認められるか。 （答）双方は、品質が異なることから、同種の貨物と認められない。また、類似の貨物の認定に際しては、とりわけ、相互に商業上の交換が可能であることが必要であるが、紙と布に使用可能な品質のインクが紙だけに使用可能な品質のインクと商業上の交換が可能であるとしても、紙だけに使用可能な品質のインクは、布に使用できないことから、紙と布に使用可能な品質のインクとの商業上の交換は可能ではない。したがって、双方は相互に商業上の交換が可能でないことから、類似の貨物と認められない。 【関係法令通達】 関税定率法第４条の２、関税定率法施行令第１条の 10、関税定率法基本通達４の２－１	ことから、類似の貨物と認められない。 【例７】品質の異なる貨物 （問）紙だけに使用可能な品質のインクと、紙と布に使用可能な品質のインクは、同種又は類似の貨物と認められるか。 （答）双方は、品質が異なることから、同種の貨物と認められない。また、類似の貨物の認定に際しては、とりわけ、相互に商業上の交換が可能であることが必要であるが、紙と布に使用可能な品質のインクが紙だけに使用可能な品質のインクと商業上の交換が可能であるとしても、紙だけに使用可能な品質のインクは、布に使用できないことから、紙と布に使用可能な品質のインクとの商業上の交換は可能ではない。したがって、双方は相互に商業上の交換が可能でないことから、類似の貨物と認められない。 【関係法令通達】 関税定率法第４条の２、関税定率法施行令第１条の９、関税定率法基本通達４の２－１

新旧対照表

改正後	改正前
（事例 39）関税定率法第４条の２第２項に規定する取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整の要否 【共通事実】 １．本邦の卸売業者Ｉ（輸入者Ｉ）は、Ｅ国の販売業者Ｘ（輸出者Ｘ）から貨物 1,500 個を単価 500 円（ＣＩＦ建て）で購入（輸入）する。 ２．上記の輸入取引に関しては、関税定率法第４条第２項第２号に掲げる事情があることから、上記輸入貨物の課税価格は、同法第４条第１項の規定により計算することはできない。 （注１） 以下の例は、各々に掲げる貨物のみが上記輸入貨物と同種の貨物として確認されており、当該同種の貨物の取引価格は、関税定率法第４条第１項の規定により、課税価格として是認されているものとする。 （注２） 以下の例は、関税定率法第４条の２第２項に規定する取引段階又は取引数量の差異による価格差についての調整の要否の判断のみに着目したものであり、運送距離又は運送形態の差異による調整は考慮しないものとする。 【例１】同種の貨物の取引段階及び取引数量が上記輸入貨物と同一である場合 （問）同種の貨物Ａは、本邦の卸売業者Ｐ（買手Ｐ）が、特殊関係にないＥ国の販売業者Ｒ（売手Ｒ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｒから 1,500 個を単価 600 円（ＣＩＦ建て）で購入（輸入）したものである。この場合において、上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条の２の規定により計算するにあたり、取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整は必要か。 （答）輸入者Ｉと買手Ｐはいずれも卸売業者であることから取引段階は同一であり、また、上記輸入貨物の取引数量と同種の貨物Ａの取引数量はともに 1,500 個と同一であることから、調整は不要である。 　したがって、同種の貨物Ａの取引価格（単価 600 円）が関税定率法第４条の２の規定により計算される上記輸入貨物の課税価格となる。 【例２】同種の貨物の取引段階は上記輸入貨物と同一であるが、取引数量が異なる場合(1) （問）同種の貨物Ｂは、本邦の卸売業者Ｐ（買手Ｐ）が、特殊関係にないＥ国の販売業者Ｒ（売手Ｒ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｒから	（事例 39）関税定率法第４条の２第２項に規定する取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整の要否 【共通事実】 １．本邦の卸売業者Ｉ（輸入者Ｉ）は、Ｅ国の販売業者Ｘ（輸出者Ｘ）から貨物 1,500 個を単価 500 円（ＣＩＦ建て）で購入（輸入）する。 ２．上記の輸入取引に関しては、関税定率法第４条第２項第２号に掲げる事情があることから、上記輸入貨物の課税価格は、同法第４条第１項の規定により計算することはできない。 （注１） 以下の例は、各々に掲げる貨物のみが上記輸入貨物と同種の貨物として確認されており、当該同種の貨物の取引価格は、関税定率法第４条第１項の規定により、課税価格として是認されているものとする。 （注２） 以下の例は、関税定率法第４条の２第２項に規定する取引段階又は取引数量の差異による価格差についての調整の要否の判断のみに着目したものであり、運送距離又は運送形態の差異による調整は考慮しないものとする。 【例１】同種の貨物の取引段階及び取引数量が上記輸入貨物と同一である場合 （問）同種の貨物Ａは、本邦の卸売業者Ｐ（買手Ｐ）が、特殊関係にないＥ国の販売業者Ｒ（売手Ｒ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｒから 1,500 個を単価 600 円（ＣＩＦ建て）で購入（輸入）したものである。この場合において、上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条の２の規定により計算するにあたり、取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整は必要か。 （答）輸入者Ｉと買手Ｐはいずれも卸売業者であることから取引段階は同一であり、また、上記輸入貨物の取引数量と同種の貨物Ａの取引数量はともに 1,500 個と同一であることから、調整は不要である。 　したがって、同種の貨物Ａの取引価格（単価 600 円）が関税定率法第４条の２の規定により計算される上記輸入貨物の課税価格となる。 【例２】同種の貨物の取引段階は上記輸入貨物と同一であるが、取引数量が異なる場合(1) （問）同種の貨物Ｂは、本邦の卸売業者Ｐ（買手Ｐ）が、特殊関係にないＥ国の販売業者Ｒ（売手Ｒ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｒから

新旧対照表

改正後	改正前
2,000 個を単価 600 円（ＣＩＦ建て）で購入（輸入）したものである。なお、売手Ｒは 1,000 個以上の貨物を購入する全ての買手に対して単価 600 円（ＣＩＦ建て）で当該貨物Ｂを販売することが確認されている。この場合において、上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条の２の規定により計算するにあたり、取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整は必要か。 （答）輸入者Ｉと買手Ｐはいずれも卸売業者であることから取引段階は同一であるが、上記輸入貨物の取引数量と同種の貨物Ｂの取引数量には差異がある。しかしながら、同種の貨物Ｂの売手Ｒは上記輸入貨物の取引数量と当該同種貨物の取引数量の範囲内において販売価格を変更しないため、当該取引数量の差異は価格に影響を与えていないと認められることから、調整は不要である。 したがって、同種の貨物Ｂの取引価格（単価 600 円）が関税定率法第４条の２の規定により計算される上記輸入貨物の課税価格となる。 【例３】同種の貨物の取引段階は上記輸入貨物と同一であるが、取引数量が異なる場合(2) （問）同種の貨物Ｃは、本邦の卸売業者Ｐ（買手Ｐ）が、特殊関係にないＥ国の販売業者Ｒ（売手Ｒ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｒから 2,200 個を単価 550 円（ＣＩＦ建て）で購入（輸入）したものである。なお、売手Ｒは自社の商品に係る正規の価格表に基づき、購入数量が 2,000 個未満の買手に対しては単価 600 円（ＣＩＦ建て）、購入数量が 2,000 個以上の買手に対しては単価 550 円（ＣＩＦ建て）で当該貨物Ｃを販売することが確認されている。この場合において、上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条の２の規定により計算するにあたり、取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整は必要か。 （答）輸入者Ｉと買手Ｐはいずれも卸売業者であることから取引段階は同一であるが、上記輸入貨物の取引数量と同種の貨物Ｃの取引数量には差異がある。当該取引数量の差異は、同種の貨物Ｃの売手Ｒの価格表によると価格に影響を与えていることから、取引数量の差異により生じた価格差について調整が必要である。上記輸入貨物の取引数量は 2,000 個未満（単価 600 円）であり、同種の貨物Ｃの取引数量は 2,000 個以上（単価 550 円）であることから、その調整額は 50 円となる。 したがって、同種の貨物Ｃの取引価格（単価 550 円）に取引数量の差異により生じた価格差（50 円）を調整した価格（単価 600 円）が関税定	2,000 個を単価 600 円（ＣＩＦ建て）で購入（輸入）したものである。なお、売手Ｒは 1,000 個以上の貨物を購入する全ての買手に対して単価 600 円（ＣＩＦ建て）で当該貨物Ｂを販売することが確認されている。この場合において、上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条の２の規定により計算するにあたり、取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整は必要か。 （答）輸入者Ｉと買手Ｐはいずれも卸売業者であることから取引段階は同一であるが、上記輸入貨物の取引数量と同種の貨物Ｂの取引数量には差異がある。しかしながら、同種の貨物Ｂの売手Ｒは上記輸入貨物の取引数量と当該同種貨物の取引数量の範囲内において販売価格を変更しないため、当該取引数量の差異は価格に影響を与えていないと認められることから、調整は不要である。 したがって、同種の貨物Ｂの取引価格（単価 600 円）が関税定率法第４条の２の規定により計算される上記輸入貨物の課税価格となる。 【例３】同種の貨物の取引段階は上記輸入貨物と同一であるが、取引数量が異なる場合(2) （問）同種の貨物Ｃは、本邦の卸売業者Ｐ（買手Ｐ）が、特殊関係にないＥ国の販売業者Ｒ（売手Ｒ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｒから 2,200 個を単価 550 円（ＣＩＦ建て）で購入（輸入）したものである。なお、売手Ｒは自社の商品に係る正規の価格表に基づき、購入数量が 2,000 個未満の買手に対しては単価 600 円（ＣＩＦ建て）、購入数量が 2,000 個以上の買手に対しては単価 550 円（ＣＩＦ建て）で当該貨物Ｃを販売することが確認されている。この場合において、上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条の２の規定により計算するにあたり、取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整は必要か。 （答）輸入者Ｉと買手Ｐはいずれも卸売業者であることから取引段階は同一であるが、上記輸入貨物の取引数量と同種の貨物Ｃの取引数量には差異がある。当該取引数量の差異は、同種の貨物Ｃの売手Ｒの価格表によると価格に影響を与えていることから、取引数量の差異により生じた価格差について調整が必要である。上記輸入貨物の取引数量は 2,000 個未満（単価 600 円）であり、同種の貨物Ｃの取引数量は 2,000 個以上（単価 550 円）であることから、その調整額は 50 円となる。 したがって、同種の貨物Ｃの取引価格（単価 550 円）に取引数量の差異により生じた価格差（50 円）を調整した価格（単価 600 円）が関税定

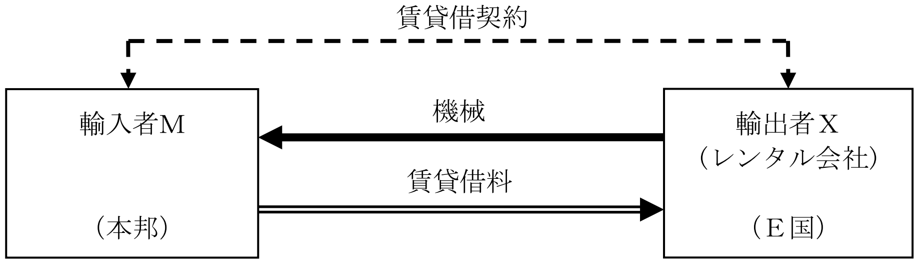
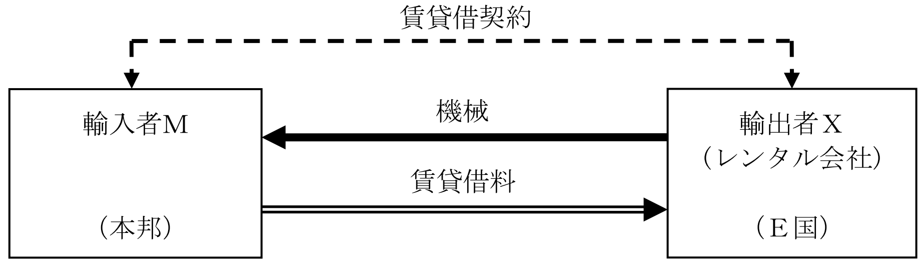
新旧対照表

改正後	改正前
率法第４条の２の規定により計算される上記輸入貨物の課税価格となる。 【例４】同種の貨物の取引数量は上記輸入貨物と同一であるが、取引段階が異なる場合 （問）同種の貨物Ｄは、本邦の小売業者Ｔ（買手Ｔ）が、特殊関係にないＥ国の販売業者Ｒ（売手Ｒ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｒから 1,500 個を、単価 750 円（ＣＩＦ建て）から 10%値引きした価格で購入（輸入）したものである。なお、売手Ｒは自社の商品に係る正規の価格表に基づき、当該同種の貨物Ｄの販売において、卸売業者に対しては 20%、小売業者に対しては 10%の値引きを与えていることが確認されている。この場合において、上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条の２の規定により計算するにあたり、取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整が必要か。 （答）上記輸入貨物の取引数量と同種の貨物Ｄの取引数量は同一であるが、輸入者Ｉと買手Ｔは、それぞれ卸売業者と小売業者であり取引段階に差異がある。売手Ｒは、当該同種の貨物Ｄの販売にあたり、価格表に基づいて、卸売業者に対しては 20%、小売業者に対しては 10%の値引きをすることとしており、小売業者である買手Ｔへの当該同種の貨物Ｄの販売は、当該価格表に従って実際に 10%値引きした価格で行われていることから、卸売業者への販売は 20%値引きした価格で行われるものと認められ、取引段階の差異に係る価格差についての調整が必要である。 　したがって、同種の貨物Ｄの単価 750 円から 20%値引きした価格（単価 600 円）が関税定率法第４条の２の規定により計算される上記輸入貨物の課税価格となる。 【例５】同種の貨物の取引段階及び取引数量が上記輸入貨物と異なる場合 （問）同種の貨物Ｆは、本邦の小売業者Ｔ（買手Ｔ）が、特殊関係にないＥ国の販売業者Ｒ（売手Ｒ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｒから 2,000 個を単価 600 円（ＣＩＦ建て）で購入（輸入）したものである。なお、売手Ｒは取引段階の違いによって価格変更は行わず、また、1,000 個以上の貨物を購入する全ての買手に対して単価 600 円（ＣＩＦ建て）で当該貨物Ｆを販売することが確認されている。この場合において、上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条の２の規定により計算するにあたり、取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整は必要か。	率法第４条の２の規定により計算される上記輸入貨物の課税価格となる。 【例４】同種の貨物の取引数量は上記輸入貨物と同一であるが、取引段階が異なる場合 （問）同種の貨物Ｄは、本邦の小売業者Ｔ（買手Ｔ）が、特殊関係にないＥ国の販売業者Ｒ（売手Ｒ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｒから 1,500 個を、単価 750 円（ＣＩＦ建て）から 10%値引きした価格で購入（輸入）したものである。なお、売手Ｒは自社の商品に係る正規の価格表に基づき、当該同種の貨物Ｄの販売において、卸売業者に対しては 20%、小売業者に対しては 10%の値引きを与えていることが確認されている。この場合において、上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条の２の規定により計算するにあたり、取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整が必要か。 （答）上記輸入貨物の取引数量と同種の貨物Ｄの取引数量は同一であるが、輸入者Ｉと買手Ｔは、それぞれ卸売業者と小売業者であり取引段階に差異がある。売手Ｒは、当該同種の貨物Ｄの販売にあたり、価格表に基づいて、卸売業者に対しては 20%、小売業者に対しては 10%の値引きをすることとしており、小売業者である買手Ｔへの当該同種の貨物Ｄの販売は、当該価格表に従って実際に 10%値引きした価格で行われていることから、卸売業者への販売は 20%値引きした価格で行われるものと認められ、取引段階の差異に係る価格差についての調整が必要である。 　したがって、同種の貨物Ｄの単価 750 円から 20%値引きした価格（単価 600 円）が関税定率法第４条の２の規定により計算される上記輸入貨物の課税価格となる。 【例５】同種の貨物の取引段階及び取引数量が上記輸入貨物と異なる場合 （問）同種の貨物Ｆは、本邦の小売業者Ｔ（買手Ｔ）が、特殊関係にないＥ国の販売業者Ｒ（売手Ｒ）と締結した売買契約に基づき、売手Ｒから 2,000 個を単価 600 円（ＣＩＦ建て）で購入（輸入）したものである。なお、売手Ｒは取引段階の違いによって価格変更は行わず、また、1,000 個以上の貨物を購入する全ての買手に対して単価 600 円（ＣＩＦ建て）で当該貨物Ｆを販売することが確認されている。この場合において、上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第４条の２の規定により計算するにあたり、取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整は必要か。

新旧対照表

改正後	改正前
（答）輸入者Ｉと買手Ｔは、それぞれ卸売業者と小売業者であり取引段階に差異があるが、同種の貨物Ｆの売手Ｒは取引段階の違いによって価格変更は行わないことから、取引段階の差異による価格差はない。また、上記輸入貨物の取引数量と同種の貨物Ｆの取引数量はともに 1,000 個以上であり、売手Ｒによる同種の貨物Ｆの販売においては双方の取引数量は同等であることから、取引数量の差異による調整も不要である。 　したがって、同種の貨物Ｆの取引価格（単価 600 円）が関税定率法第４条の２の規定により計算される上記輸入貨物の課税価格となる。 【関係法令通達】 　関税定率法第４条の２、関税定率法施行令第１条の６、同施行令第１条の10、関税定率法基本通達４の２－１ 注記 　本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	（答）輸入者Ｉと買手Ｔは、それぞれ卸売業者と小売業者であり取引段階に差異があるが、同種の貨物Ｆの売手Ｒは取引段階の違いによって価格変更は行わないことから、取引段階の差異による価格差はない。また、上記輸入貨物の取引数量と同種の貨物Ｆの取引数量はともに 1,000 個以上であり、売手Ｒによる同種の貨物Ｆの販売においては双方の取引数量は同等であることから、取引数量の差異による調整も不要である。 　したがって、同種の貨物Ｆの取引価格（単価 600 円）が関税定率法第４条の２の規定により計算される上記輸入貨物の課税価格となる。 【関係法令通達】 　関税定率法第４条の２、関税定率法施行令第１条の６、同施行令第１条の９、関税定率法基本通達４の２－１ 注記 　本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

新旧対照表

改正後	改正前
（事例40）賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(1)  【事実関係】 １．本邦の製造業者Ｍ（輸入者Ｍ）は、特殊関係にないＥ国のレンタル会社Ｘ（輸出者Ｘ）と締結した賃貸借契約に基づき、最新の機械設備を賃借し、輸入する。 ２．上記賃貸借契約の内容は以下のとおりである。 (1)　賃貸借期間は最低 36 ヶ月とし、更新可能とする。 (2)　本邦における上記機械設備の据付け及び整備に係る費用（当初の２年間は１年につき 100 万円、その後については１年につき 150 万円）は、輸入者Ｍが輸出者Ｘに支払う。 (3)　賃貸借料は、１ヶ月につき 250 万円とし、上記(2)の費用及び 10%の金利並びに当該機械設備のＥ国から本邦までの運送にかかる費用を含むものとする。 ３．上記機械設備と同種又は類似の輸入貨物は確認されておらず、また、輸入者Ｍは、当該機械設備の製造原価に関する資料をその生産者から入手し税関に提出することができない。 ４．輸入者Ｍから提出された、輸出者Ｘ作成の上記機械設備の取扱説明書によると、当該機械設備の耐用期間は５年間とされている。 (注)　上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。 【問】 上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。 【答】 １．上記輸入貨物は、賃貸借契約に基づき輸入されるものであり、輸入取引	（事例40）賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(1)  【事実関係】 １．本邦の製造業者Ｍ（輸入者Ｍ）は、特殊関係にないＥ国のレンタル会社Ｘ（輸出者Ｘ）と締結した賃貸借契約に基づき、最新の機械設備を賃借し、輸入する。 ２．上記賃貸借契約の内容は以下のとおりである。 (1)　賃貸借期間は最低 36 ヶ月とし、更新可能とする。 (2)　本邦における上記機械設備の据付け及び整備に係る費用（当初の２年間は１年につき 100 万円、その後については１年につき 150 万円）は、輸入者Ｍが輸出者Ｘに支払う。 (3)　賃貸借料は、１ヶ月につき 250 万円とし、上記(2)の費用及び 10%の金利並びに当該機械設備のＥ国から本邦までの運送にかかる費用を含むものとする。 ３．上記機械設備と同種又は類似の輸入貨物は確認されておらず、また、輸入者Ｍは、当該機械設備の製造原価に関する資料をその生産者から入手し税関に提出することができない。 ４．輸入者Ｍから提出された、輸出者Ｘ作成の上記機械設備の取扱説明書によると、当該機械設備の耐用期間は５年間とされている。 (注)　上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。 【問】 上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。 【答】 １．上記輸入貨物は、賃貸借契約に基づき輸入されるものであり、輸入取引

新旧対照表

改正後	改正前
によらない輸入貨物であることから、関税定率法第４条第１項の規定により課税価格を計算することはできない。 ２．上記輸入貨物と同種又は類似の輸入貨物は確認されていないことから、関税定率法第４条の２の規定により課税価格を計算することはできない。 ３．上記輸入貨物は賃貸借契約貨物であり、本邦において販売されるものではなく、同種又は類似の輸入貨物も確認されていないことから、関税定率法第４条の３第１項の規定により課税価格を計算することはできない。 ４．上記輸入貨物の製造原価に係る資料は利用し得ないことから、関税定率法第４条の３第２項の規定により課税価格を計算することはできない。 ５．したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第４条の４の規定により計算することとなるが、関税定率法施行令第１条の 12第１号に規定する価格によることができないことから、同条第２号に規定する世界貿易機関を設立するマラケシュ協定付属書一Ａの 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第７条及び 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第７条の実施に関する協定の規定に適合する方法として税関長が定める方法により課税価格を計算することとなる。 ６．そのような方法の一つとして、賃貸借貨物の全耐用期間中に支払われるべき賃貸借料の総額を基に課税価格を計算する方法があり、本事例においては、上記輸入貨物の耐用期間が確認されていることから、当該方法により課税価格を計算することが可能である。 ７．具体的には、全耐用期間（５年間）にわたって支払われるべき賃貸借料の総額（R）から、本邦における据付け及び整備に係る費用（M）及び金利（Ｉ）を控除したものが課税価格となる。計算式は、次のとおりである。 課税価格　＝　R　－　（M　＋　I） （注１）控除すべき金利は、当該賃貸借契約における複利計算の方式により決定することとなる。 （注２）具体的な計算例は、（事例41）参照。 【関係法令通達】 関税定率法第４条の４、関税定率法施行令第１条の 12、関税定率法基本通達４の４－２ 注記	によらない輸入貨物であることから、関税定率法第４条第１項の規定により課税価格を計算することはできない。 ２．上記輸入貨物と同種又は類似の輸入貨物は確認されていないことから、関税定率法第４条の２の規定により課税価格を計算することはできない。 ３．上記輸入貨物は賃貸借契約貨物であり、本邦において販売されるものではなく、同種又は類似の輸入貨物も確認されていないことから、関税定率法第４条の３第１項の規定により課税価格を計算することはできない。 ４．上記輸入貨物の製造原価に係る資料は利用し得ないことから、関税定率法第４条の３第２項の規定により課税価格を計算することはできない。 ５．したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第４条の４の規定により計算することとなるが、関税定率法施行令第１条の 11第１号に規定する価格はない。また、同条第２号に規定する税関長が定める方法のうち、関税定率法第４条から第４条の３に規定する方法を弾力的に適用する方法により課税価格を計算することもできないことから、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定付属書一Ａの 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第７条及び 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第７条の実施に関する協定の規定に適合する方法により課税価格を計算することとなる。 ６．そのような方法の一つとして、賃貸借貨物の全耐用期間中に支払われるべき賃貸借料の総額を基に課税価格を計算する方法があり、本事例においては、上記輸入貨物の耐用期間が確認されていることから、当該方法により課税価格を計算することが可能である。 ７．具体的には、全耐用期間（５年間）にわたって支払われるべき賃貸借料の総額（R）から、本邦における据付け及び整備に係る費用（M）及び金利（Ｉ）を控除したものが課税価格となる。計算式は、次のとおりである。 課税価格　＝　R　－　（M　＋　I） （注１）控除すべき金利は、当該賃貸借契約における複利計算の方式により決定することとなる。 （注２）具体的な計算例は、（事例40）参照。 【関係法令通達】 関税定率法第４条の４、関税定率法施行令第１条の 11、関税定率法基本通達４の４－１ 注記

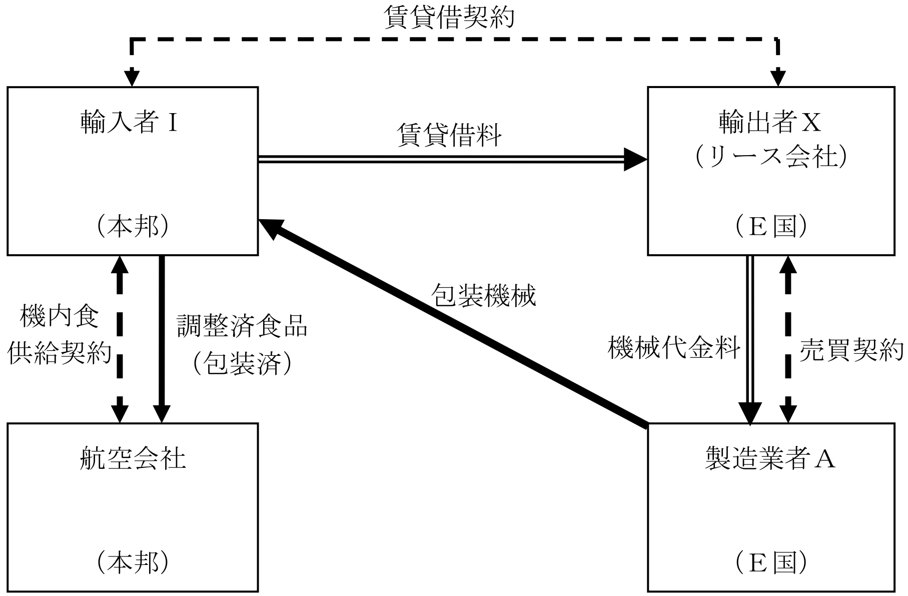
新旧対照表

改正後	改正前
本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>

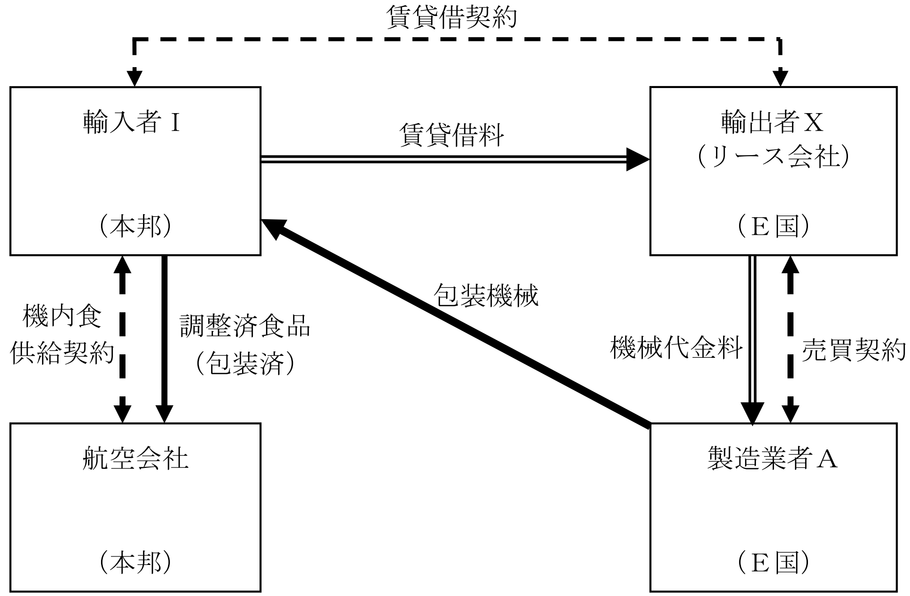
（事例41）賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(2)



【事実関係】
１．本邦のケータリング会社Ｉ（輸入者Ｉ）は、本邦の航空会社との間で、旅客に機内食として提供する特殊個別包装を施した調理済食品の供給契約を締結した。
２．輸入者Ｉは、Ｅ国のリース会社Ｘ（輸出者Ｘ）から上記特殊包装に必要な機械を賃借し、輸入することとした。なお、当該輸入貨物は、輸入者Ｉが指示した仕様に基づき輸出者ＸがＥ国の製造業者Ａに製造させ、輸出者Ｘが購入したものである。
３．輸入者Ｉと輸出者Ｘとの賃貸借契約の内容は以下のとおりである。
(1)　上記機械の引渡し及び使用場所での組立て並びにその解体及び輸出者Ｘの指定場所への返送に係る費用は、輸入者Ｉの負担とする。
(2)　当該機械の組立て及び運転開始のために必要とされる技術者は、製造業者Ａから派遣され、当該費用は輸入者Ｉの負担とする。
(3)　当該機械の賃貸借期間中（製造業者Ａの工場渡しの日から輸出者Ｘへの返却の日まで）、輸入者Ｉは、当該機械に保険をかけることとする。
(4)　当該機械の輸入諸掛及び関税その他の課徴金は、輸入者Ｉの負担とす

</td><td>

（事例41）賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(2)



【事実関係】
１．本邦のケータリング会社Ｉ（輸入者Ｉ）は、本邦の航空会社との間で、旅客に機内食として提供する特殊個別包装を施した調理済食品の供給契約を締結した。
２．輸入者Ｉは、Ｅ国のリース会社Ｘ（輸出者Ｘ）から上記特殊包装に必要な機械を賃借し、輸入することとした。なお、当該輸入貨物は、輸入者Ｉが指示した仕様に基づき輸出者ＸがＥ国の製造業者Ａに製造させ、輸出者Ｘが購入したものである。
３．輸入者Ｉと輸出者Ｘとの賃貸借契約の内容は以下のとおりである。
(1)　上記機械の引渡し及び使用場所での組立て並びにその解体及び輸出者Ｘの指定場所への返送に係る費用は、輸入者Ｉの負担とする。
(2)　当該機械の組立て及び運転開始のために必要とされる技術者は、製造業者Ａから派遣され、当該費用は輸入者Ｉの負担とする。
(3)　当該機械の賃貸借期間中（製造業者Ａの工場渡しの日から輸出者Ｘへの返却の日まで）、輸入者Ｉは、当該機械に保険をかけることとする。
(4)　当該機械の輸入諸掛及び関税その他の課徴金は、輸入者Ｉの負担とす

</td></tr>
</table>

新旧対照表

改正後	改正前
る。 (5)　賃貸借期間は 36 ヶ月とし、更新可能とする。 (6)　賃貸借料は月額 53 万円とし、更新後も同額とする。 ４．また、上記賃貸借契約書のほか、輸入者Ｉから以下の書類が提出されている。 (1)　輸出者Ｘは、Ｅ国のある銀行の子会社であることを示す書類 (2)　輸出者Ｘがこの種の賃貸借契約を行う場合、賃貸借料に９％の金利（Ｅ国における中期貸付に適用される利率）を含めていることを示す証拠書類 (3)　当初の契約期間中に支払われるべき賃貸借料の総額の 1.5%に当たる輸出者Ｘへの手数料が月当たりの賃貸借料に含まれていることを示す書類 (4)　輸出者Ｘから製造業者Ａに支払われた当該機械の価格を示す仕入書の写し (5)　当該機械の耐用期間が５年間（60ヶ月）であることを示す製造業者Ａ作成の取扱説明書 ５．上記機械と同種又は類似の輸入貨物は確認されておらず、輸入者Ｉは、当該機械の製造原価に関する資料を製造業者Ａから入手して税関に提出することはできない。 （注）　上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。 【問】 上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。 【答】 １．上記輸入貨物は、賃貸借契約に基づき輸入されるものであり、輸入取引によらない輸入貨物であることから、関税定率法第４条第１項の規定により課税価格を計算することはできない。 ２．上記輸入貨物と同種又は類似の輸入貨物は確認されていないことから、関税定率法第４条の２の規定により課税価格を計算することはできない。 ３．上記輸入貨物は賃貸借契約貨物であり、本邦において販売されるものではなく、同種又は類似の輸入貨物も確認されていないことから、関税定率法第４条の３第１項の規定により課税価格を計算することはできない。 ４．上記輸入貨物の製造原価に係る資料は利用し得ないことから、関税定率	る。 (5)　賃貸借期間は 36 ヶ月とし、更新可能とする。 (6)　賃貸借料は月額 53 万円とし、更新後も同額とする。 ４．また、上記賃貸借契約書のほか、輸入者Ｉから以下の書類が提出されている。 (1)　輸出者Ｘは、Ｅ国のある銀行の子会社であることを示す書類 (2)　輸出者Ｘがこの種の賃貸借契約を行う場合、賃貸借料に９％の金利（Ｅ国における中期貸付に適用される利率）を含めていることを示す証拠書類 (3)　当初の契約期間中に支払われるべき賃貸借料の総額の 1.5%に当たる輸出者Ｘへの手数料が月当たりの賃貸借料に含まれていることを示す書類 (4)　輸出者Ｘから製造業者Ａに支払われた当該機械の価格を示す仕入書の写し (5)　当該機械の耐用期間が５年間（60ヶ月）であることを示す製造業者Ａ作成の取扱説明書 ５．上記機械と同種又は類似の輸入貨物は確認されておらず、輸入者Ｉは、当該機械の製造原価に関する資料を製造業者Ａから入手して税関に提出することはできない。 （注）　上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。 【問】 上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。 【答】 １．上記輸入貨物は、賃貸借契約に基づき輸入されるものであり、輸入取引によらない輸入貨物であることから、関税定率法第４条第１項の規定により課税価格を計算することはできない。 ２．上記輸入貨物と同種又は類似の輸入貨物は確認されていないことから、関税定率法第４条の２の規定により課税価格を計算することはできない。 ３．上記輸入貨物は賃貸借契約貨物であり、本邦において販売されるものではなく、同種又は類似の輸入貨物も確認されていないことから、関税定率法第４条の３第１項の規定により課税価格を計算することはできない。 ４．上記輸入貨物の製造原価に係る資料は利用し得ないことから、関税定率

新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>法第４条の３第２項の規定により課税価格を計算することはできない。
５．したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第４条の４の規定により計算することとなるが、関税定率法施行令第１条の 12第１号に規定する価格によることができないことから、同条第２号に規定する世界貿易機関を設立するマラケシュ協定付属書一Ａの 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第７条及び 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第７条の実施に関する協定の規定に適合する方法として税関長が定める方法により課税価格を計算することとなる。</td><td>法第４条の３第２項の規定により課税価格を計算することはできない。
５．したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第４条の４の規定により計算することとなるが、関税定率法施行令第１条の 11第１号に規定する価格はない。また、同条第２項に規定する税関長が定める方法のうち、関税定率法第４条から第４条の３に規定する方法を弾力的に適用する方法により課税価格を計算することもできないことから、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定付属書一Ａの 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第７条及び 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第７条の実施に関する協定の規定に適合する方法により課税価格を計算することとなる。</td></tr>
<tr><td>６．そのような方法の一つとして、賃貸借貨物の全耐用期間中に支払われるべき賃貸借料の総額を基に課税価格を計算する方法があり、本事例においては、上記輸入貨物の耐用期間が確認されていることから、当該方法により課税価格を計算することが可能である。
７．なお、当該方法により課税価格を計算するにあたっては、次の点を考慮する必要がある。
(1)　月間賃貸借料に含まれる９％の金利は、関税定率法施行令第１条の４第４号の規定に鑑み控除されること。
(2)　当初の契約期間中に支払われるべき賃貸借料の総額の 1.5％に当たる手数料は、関税定率法第４条第１項第２号イに規定する買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものには該当せず、控除されないこと。</td><td>６．そのような方法の一つとして、賃貸借貨物の全耐用期間中に支払われるべき賃貸借料の総額を基に課税価格を計算する方法があり、本事例においては、上記輸入貨物の耐用期間が確認されていることから、当該方法により課税価格を計算することが可能である。
７．なお、当該方法により課税価格を計算するにあたっては、次の点を考慮する必要がある。
(1)　月間賃貸借料に含まれる９％の金利は、関税定率法施行令第１条の４第４号の規定に鑑み控除されること。
(2)　当初の契約期間中に支払われるべき賃貸借料の総額の 1.5％に当たる手数料は、関税定率法第４条第１項第２号イに規定する買付手数料には該当せず、控除されないこと。</td></tr>
<tr><td>８．上記を踏まえ、課税価格の基となる金利を除く賃貸借料の総額は、次の計算式により算出することができる。なお、当該計算式を簡略化するため、以下の記号を使用する。
Ｒ　＝　全耐用期間（60 ヶ月）にわたって支払われるべき月間賃貸借料
Ｑ　＝　１＋ｉ（ｉは１ヶ月あたりの利率（0.0075）を表す。）
Ｎ　＝　支払回数

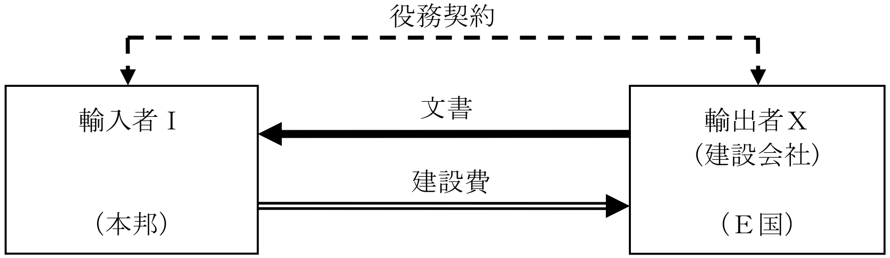
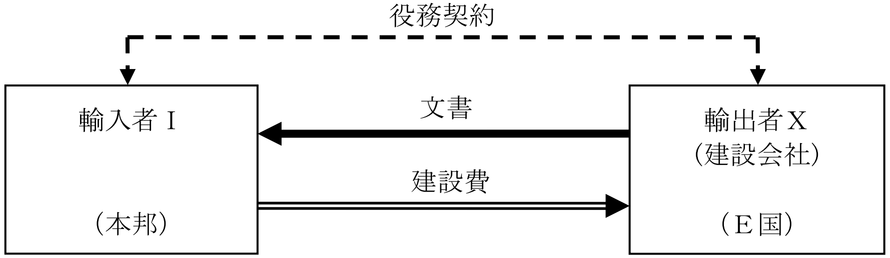
(1)　賃借料が後払い（月末払い）である場合
$\frac{R(Q^{N}-1)}{Q^{N}(Q-1)}$
$=\frac{530,000(1.0075^{60}-1)}{1.0075^{60}(1.0075-1)}=\frac{530,000(1.565681-1)}{1.565681(1.0075-1)}$
$=\frac{530,000\times 0.565681}{1.565681\times 0.0075}=\frac{299,810.93}{0.0117426075}$</td><td>８．上記を踏まえ、課税価格の基となる金利を除く賃貸借料の総額は、次の計算式により算出することができる。なお、当該計算式を簡略化するため、以下の記号を使用する。
Ｒ　＝　全耐用期間（60 ヶ月）にわたって支払われるべき月間賃貸借料
Ｑ　＝　１＋ｉ（ｉは１ヶ月あたりの利率（0.0075）を表す。）
Ｎ　＝　支払回数

(1)　賃借料が後払い（月末払い）である場合
$\frac{R(Q^{N}-1)}{Q^{N}(Q-1)}$
$=\frac{530,000(1.0075^{60}-1)}{1.0075^{60}(1.0075-1)}=\frac{530,000(1.565681-1)}{1.565681(1.0075-1)}$
$=\frac{530,000\times 0.565681}{1.565681\times 0.0075}=\frac{299,810.93}{0.0117426075}$</td></tr>
</table>

新旧対照表

改正後	改正前
＝　25,531,887 円 (2)　賃借料が前払い（月初払い）である場合 $\dfrac{R(Q^{N}-1)}{Q^{N-1}(Q-1)}$ $= \dfrac{530,000(1.0075^{60}-1)}{(1.0075^{60-1})(1.0075-1)} = \dfrac{530,000(1.565681-1)}{1.554026(1.0075-1)}$ $= \dfrac{530,000\times 0.565681}{1.554026\times 0.0075} = \dfrac{299,810.93}{0.011655195}$ ＝　25,723,373 円 ９．上記により算出された全耐用期間中に支払われるべき賃貸借料の総額に、本邦の輸入港に到着するまでの運送に要した費用を加えたものが、上記輸入貨物の課税価格となる。 　なお、上記輸入貨物の輸入諸掛及び関税その他の公課は、課税価格に含まれない。 【関係法令通達】 　関税定率法第４条の４、関税定率法施行令第１条の 12、関税定率法基本通達４の４－２ 注記 　本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。	＝　25,531,887 円 (2)　賃借料が前払い（月初払い）である場合 $\dfrac{R(Q^{N}-1)}{Q^{N-1}(Q-1)}$ $= \dfrac{530,000(1.0075^{60}-1)}{(1.0075^{60-1})(1.0075-1)} = \dfrac{530,000(1.565681-1)}{1.554026(1.0075-1)}$ $= \dfrac{530,000\times 0.565681}{1.554026\times 0.0075} = \dfrac{299,810.93}{0.011655195}$ ＝　25,723,373 円 ９．上記により算出された全耐用期間中に支払われるべき賃貸借料の総額に、本邦の輸入港に到着するまでの運送に要した費用を加えたものが、上記輸入貨物の課税価格となる。 　なお、上記輸入貨物の輸入諸掛及び関税その他の課徴金は、課税価格に含まれない。 【関係法令通達】 　関税定率法第４条の４、関税定率法施行令第１条の 11、関税定率法基本通達４の４－１ 注記 　本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

新旧対照表

改正後	改正前
（事例42）工業用プラントの建設に付随して輸入される文書の課税価格  【事実関係】 １．本邦の建設会社Ｉ（輸入者Ｉ）は、特殊関係にないＥ国の建設会社Ｘ（輸出者Ｘ）から工業用プラントの設計図及び計画書を文書により輸入する。 ２．輸出者Ｘは、輸入者Ｉと締結した役務契約に基づき本邦において工業用プラントを建設するため、自社で上記輸入貨物を作成し、輸入者Ｉに送付する。 ３．輸出者Ｘは、輸入者Ｉが上記輸入貨物を確認した後、工業用プラントに使用される資材等を全て本邦で調達し、完成させる。 ４．輸入者Ｉは、役務契約に基づき、工業用プラントの建設の対価として輸出者Ｘに建設費を支払うが、上記輸入貨物に係る経費は請求されていない。 ５．上記輸入貨物と同種又は類似の輸入貨物は確認されておらず、輸入者Ｉは上記輸入貨物の製造原価に関する資料を輸出者Ｘから入手して税関に提出することはできない。 【問】 上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。 【答】 １．上記輸入貨物は、外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買により輸入されるものではなく、輸入取引によらない輸入貨物であることから、関税定率法第４条第１項の規定により課税価格を計算することはできない。	（事例42）工業用プラントの建設に付随して輸入される文書の課税価格  【事実関係】 １．本邦の建設会社Ｉ（輸入者Ｉ）は、特殊関係にないＥ国の建設会社Ｘ（輸出者Ｘ）から工業用プラントの設計図及び計画書を文書により輸入する。 ２．輸出者Ｘは、輸入者Ｉと締結した役務契約に基づき本邦において工業用プラントを建設するため、自社で上記輸入貨物を作成し、輸入者Ｉに送付する。 ３．輸出者Ｘは、輸入者Ｉが上記輸入貨物を確認した後、工業用プラントに使用される資材等を全て本邦で調達し、完成させる。 ４．輸入者Ｉは、役務契約に基づき、工業用プラントの建設の対価として輸出者Ｘに建設費を支払うが、上記輸入貨物に係る経費は請求されていない。 ５．上記輸入貨物と同種又は類似の輸入貨物は確認されておらず、輸入者Ｉは上記輸入貨物の製造原価に関する資料を輸出者Ｘから入手して税関に提出することはできない。 【問】 上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。 【答】 １．上記輸入貨物は、外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買により輸入されるものではなく、輸入取引によらない輸入貨物であることから、関税定率法第４条第１項の規定により課税価格を計算することはできない。

新旧対照表

改正後	改正前
２．上記輸入貨物と同種又は類似の輸入貨物は確認されていないことから、関税定率法第４条の２の規定により課税価格を計算することはできない。 ３．上記輸入貨物は輸入者Ｉの確認を受けるために輸入される工業用プラントの設計図及び計画書の文書であり、本邦において販売されるものではなく、同種又は類似の輸入貨物も確認されていないことから、関税定率法第４条の３第１項の規定により課税価格を計算することはできない。 ４．上記輸入貨物の製造原価に関する資料は利用できないことから、関税定率法第４条の３第２項の規定により課税価格を計算することはできない。 ５．したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第４条の４の規定により計算することとなるが、関税定率法施行令第１条の 12第１号に規定する価格はないことから、同条第２号に規定する世界貿易機関を設立するマラケシュ協定付属書一Ａの 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第７条及び 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第７条の実施に関する協定の規定に適合する方法として税関長が定める方法により課税価格を計算することとなる。 ６．輸入者Ｉが役務契約に基づき輸出者Ｘに支払う建設費は、工業用プラントの建設に関して輸出者Ｘが提供する役務の対価であり、上記輸入貨物を取得するための対価ではないため、当該建設費により上記輸入貨物の課税価格を計算することはできない。 ７．上記輸入貨物の課税価格を計算する方法の一つとして、紙代、輸出者Ｘが工業用プラントの設計及び計画を書面に写し、当該書面を印刷することに直接に要する費用といった輸出者Ｘが設計図及び計画書を作成するために要した費用の総額を確認できる場合には、当該総額を基に課税価格を計算することが可能である。 【関係法令通達】 関税定率法第４条の４、関税定率法施行令第１条の 12、関税定率法基本通達４の４－２ 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに	２．上記輸入貨物と同種又は類似の輸入貨物は確認されていないことから、関税定率法第４条の２の規定により課税価格を計算することはできない。 ３．上記輸入貨物は輸入者Ｉの確認を受けるために輸入される工業用プラントの設計図及び計画書の文書であり、本邦において販売されるものではなく、同種又は類似の輸入貨物も確認されていないことから、関税定率法第４条の３第１項の規定により課税価格を計算することはできない。 ４．上記輸入貨物の製造原価に関する資料は利用できないことから、関税定率法第４条の３第２項の規定により課税価格を計算することはできない。 ５．したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第４条の４の規定により計算することとなるが、関税定率法施行令第１条の 11第１号に規定する価格はない。また、同条第２号に規定する税関長が定める方法のうち、関税定率法第４条から第４条の３に規定する方法を弾力的に適用する方法により課税価格を計算することもできないことから、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定付属書一Ａの 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第７条及び 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第７条の実施に関する協定の規定に適合する方法により課税価格を計算することとなる。 ６．輸入者Ｉが役務契約に基づき輸出者Ｘに支払う建設費は、工業用プラントの建設に関して輸出者Ｘが提供する役務の対価であり、上記輸入貨物を取得するための対価ではないため、当該建設費により上記輸入貨物の課税価格を計算することはできない。 ７．上記輸入貨物の課税価格を計算する方法の一つとして、紙代、輸出者Ｘが工業用プラントの設計及び計画を書面に写し、当該書面を印刷することに直接に要する費用といった輸出者Ｘが設計図及び計画書を作成するために要した費用の総額を確認できる場合には、当該総額を基に課税価格を計算することが可能である。 【関係法令通達】 関税定率法第４条の４、関税定率法施行令第１条の 11、関税定率法基本通達４の４－１ 注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに

（別紙８）

新旧対照表

改正後	改正前
留意する。	留意する。